

令和5年3月定例会

浪江町議会会議録

令和5年 3月 7日 開会

令和5年 3月15日 閉会

浪江町議会

令和5年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第1号(3月7日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	15
紺野榮重君	15
渡邊泰彦君	36
紺野 豊君	56
佐々木茂君	65
散会の宣告	80

第2号(3月8日)

議事日程	83
出席議員	86
欠席議員	86
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86
職務のため出席した者の職氏名	87
開議の宣告	88
議事日程の報告	88
請願・陳情の付託	88
議案第3号から議案第41号の一括上程、説明	88
延会について	143
延会の宣言	143

第 3 号 (3月15日)

議事日程	1 4 5
出席議員	1 4 8
欠席議員	1 4 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
職務のため出席した者の職氏名	1 4 9
開議の宣告	1 5 0
議事日程の報告	1 5 0
議案第 9 号訂正の件	1 5 0
議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 5 2
議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 5 5
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 5 7
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 6 2
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 6 2
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 6 3
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	1 6 8
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	1 6 8
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	1 6 9
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	1 6 9
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	1 7 0
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	1 7 0

議案第31号の質疑、討論、採決	171
議案第32号の質疑、討論、採決	201
議案第33号の質疑、討論、採決	202
議案第34号の質疑、討論、採決	202
議案第35号の質疑、討論、採決	203
議案第36号の質疑、討論、採決	203
議案第37号の質疑、討論、採決	204
議案第38号の質疑、討論、採決	204
議案第39号の質疑、討論、採決	205
議案第40号の質疑、討論、採決	205
議案第41号の質疑、討論、採決	206
請願・陳情審査報告	206
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	206
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	208
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	209
発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	210
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	211
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	212
町長挨拶	212
閉会の宣告	213

浪江町告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 8 日

浪江町長 吉 田 栄 光

1 日 時 令和 5 年 3 月 7 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

不応招議員（なし）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和5年浪江町議会3月定例会

議事日程（第1号）

令和5年3月7日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（15名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	平 本 佳 司 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	佐々木 勇 治 君	14 番	山 崎 博 文 君
15 番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長 光 君	副 町 長 一 君
	吉 田 栄 光 君	山 本 邦 一 君
副 町 長 祥 君		教 育 長 淳 一 君
	成 井 祥 君	笠 井 淳 一 君
総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 横 山 秀 樹 君		代 表 監 査 委 員 美 君
		宮 口 勝 美 君
産 業 振 興 課 長 中 君		企 画 財 政 課 長 志 君
		吉 田 厚 志 君
住 民 課 長 一 志 君		農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 一 君
		柴 野 一 志 君
建 設 課 長 勝 君		住 宅 水 道 課 長 一 君
		戸 浪 義 勝 君
		木 村 順 一 君
介 護 福 祉 課 長 夫 君		教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長 崇 君
		松 本 幸 夫 君
		蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 幸 君		健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長 一 君
		中 野 隆 幸 君
		西 健 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久君
掃部関 記
藤田 知宏君

次長 兼 係野長 夕華子君
中

○議長（平本佳司君） おはようございます。

令和5年浪江町議会3月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになりました方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立お願いいたします。

[黙禱]

○議長（平本佳司君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施いたしておりますので、ご理解をお願いします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承をお願いします。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願い申し上げます。

会議の前に表彰の報告を行います。

先月開催されました全国町村議会議長会第74回定期総会において、本議会が地域の振興発展及び住民福祉の向上のための議会活性化等の功績が認められ、令和4年度町村議会表彰を受けました。

以上で、表彰の報告を終わります。

◎開会の宣告

○議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年浪江町議会3月定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に、10番、高野武君、11番、渡邊泰彦君、12番、松田孝司君を指名します。

◎会期の決定

- 議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末に格納のとおり、本日から15日までの9日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から15日までの9日間にします。
会期中の会議についてお諮りします。7日、8日及び15日を本会議とし、9日から14日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

- 議長（平本佳司君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、タブレット端末に格納したとおりでございますので、ご了承願います。

◎行政報告

- 議長（平本佳司君） 日程第4、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。
町長。
[町長 吉田栄光君登壇]
- 町長（吉田栄光君） おはようございます。
本日ここに令和5年浪江町議会3月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。
行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。
さて、東日本大震災発生から、間もなく12年が経過しようとしております。1月末現在の町内居住人口は、1,199世帯、1,964人となっており、前年同期から69世帯153人増えており、徐々にではありますが、町内の暮らしを再開する方は増え続けております。
続きまして、今定例会に上程させていただく令和5年度当初予算

について、その一端を述べさせていただきます。

令和5年度は、東日本大震災及び原発事故から13年目を迎えるとともに、浪江町復興計画第三次及び政府が定める第2期復興・創生期間の3年目となります。特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されるなど、復興へのステージは新たな局面に入ります。

令和5年度一般会計当初予算は、浪江町復興計画第三次に掲げる「夢と希望があふれ住んでいたいまち住んでみたいまち」の実現に向け、令和4年度当初予算と比較して1.8%増となる総額334億3,700万円と引き続き、大規模な予算編成となります。

歳入におきましては、自主的・安定的な財政運営に必要な自主財源として、町税等の確保に努めました。また、地方交付税は復旧・復興事業の増に伴い、前年度比19.9%の増となりましたが、引き続き、自主一般財源の確保が求められる厳しい財政状況となっております。こういう中ではありますが、福島再生加速化交付金などの復興財源を最大限に活用しつつ、過疎債等の有利な町債の発行や財政調整基金及び浪江町復旧・復興基金等の取崩しにより財源確保を図りました。

歳出におきましては、中心市街地の再生に向け、浪江駅周辺の整備を進めるほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組として、水素エネルギーの普及、拡大のための実証事業や燃料電池車をスクールバスとして導入するための費用を計上しております。

併せて、福島国際研究教育機構、通称F-REIの立地決定を踏まえ、町内の気運醸成、環境整備などF-REIの立地を円滑に進めるための費用を計上しております。さらに、農林水産業の再興のため、復興牧場をはじめとした農林水産業施設の整備費用を計上したほか、棚塩RE100産業団地整備や、企業誘致に係る費用を計上し、新たな産業と雇用の創出を進めます。帰還困難区域については、室原地区への防災拠点整備をはじめ、津島地区でのコミュニティ再生、大堀相馬焼の再生など、引き続き、地域の復興に向けた取組を進めてまいります。

そのほかにも、新型コロナウイルスワクチン接種の関連費用や町民の健康増進に係る費用、町内事業者への各種補助金等、町民生活や地域経済を支援するための費用を計上するとともに、移住者への住宅支援、町内での起業支援、子育て世帯への支援など各種取組により、町内への移住・定住を促進してまいります。

それでは、12月定例会以降の行政執行の主なものについて、報告をいたします。

初めに、特定復興再生拠点区域の避難指示解除について、報告を

いたします。

避難指示解除に向けた住民説明会は1月30日から2月5日まで、県内5会場、東京及び仙台で計7回開催し、111名の住民の皆様にご出席をいただきました。

説明会でのご意見、ご要望からいただいた課題について、国、県等の関係機関と対応策、連携体制を再確認いたしました。

町長として、震災前のふるさとの姿を取り戻し、復興を力強く進めるため、避難指示を解除することが必要であると判断いたしました。議長同席のもと、3月1日、太田原子力現地対策本部長及び鈴木副知事と避難指示解除日時を3月31日10時とすることについて合意いたしました。

また、住民説明会では、解除後の復興に向けた多くのご意見をいただきました。津島拠点では、3月18日に福島再生賃貸住宅の完成を予定しておりますが、一人でも多くの方にご帰還いただけるように生活環境の整備をはじめとした様々な事業を実施し、復興再生を加速してまいります。

次に、町長への手紙について、報告をいたします。

令和5年2月末時点で59通の手紙をいただきました。

内容については、帰還困難区域に関する要望、町内の生活環境の苦情など数多くのご意見・ご要望を頂戴しているところであり、引き続き、町民の皆様からのご意見・ご要望を聴取し、町政執行に生かしてまいります。

次に、総務大臣表彰について、報告いたします。

昨年実施しました第26回参議院議員通常選挙において、顕著な成績を挙げた団体等に対する表彰を行う「第26回参議院議員通常選挙における総務大臣表彰」において、浪江町選挙管理委員会の総務大臣表彰受賞が決定いたしました。

受賞の主な理由としては、投票率が前回と比べ5.19ポイント増加し、県内2位、管内では1位の増加率であったこと。また、なみえチャンネル等を使った動画配信サービスを利用した選挙啓発活動への取組などが評価されたものであります。

引き続き、適正な選挙執行に努め、啓発活動に力を注いでまいります。

次に、ふるさと帰還通行カードの利用促進延長について、報告をいたします。

これまで様々な機会でご国に対して要望してまいりましたが、1月末に国土交通省より令和6年3月末までの1年間延長が発表されております。具体的な更新カードへの移行時期や手続の詳細等につい

ては、今後決定するとされており、決定次第、更新申請の受付が開始されることとなります。

次に、賠償請求支援について、報告をさせていただきます。

昨年12月20日に、原子力賠償紛争審査会において、集団訴訟の確定判決を踏まえた指針の見直しとなる「中間指針第五次追補」が決定され、東京電力からも追加の賠償基準の概要が示されました。受付開始時期等、詳細については、東京電力が3月中に発表するとされておりますが、請求に当たっては、真摯かつ迅速に対応するよう、東京電力に求めていくとともに、町民の皆様への周知や相談支援に努めてまいります。

次に、令和5年度広報なみえ発行事業について報告をいたします。

第68回福島県市町村広報コンクールにおいて、広報なみえ10月号が佳作を受賞しました。町民に分かりやすく、浪江町の歴史、震災の記憶、そして未来のまちづくりへとつないだ記事が高く評価を受けたものであります。

今後も「なかよくみんなえがおであなたと町を結ぶ広報なみえ」を念頭に、読みやすく親しみの持てる町民の声で作る広報紙づくりに努め、地域の魅力を発信してまいります。

次に、本庁舎改修工事について報告をいたします。

昨年度より実施しておりました本庁舎のZEB化改修工事として、空調の個別化、照明のLED化に加え、太陽光発電設備や蓄電池の設備が完了いたしました。引き続き、再生可能エネルギーの活用を図ってまいります。

次に、男性用トイレにおけるサンタリーボックスの設置について報告をいたします。

病気の方や高齢の方が安心して外出していただけるよう、役場本庁舎をはじめ、秋桜アリーナ、ふれあい交流センターなどの公共施設の男性用個室トイレにサンタリーボックスを設置いたしました。今後も引き続き、町民の皆様が利用しやすい施設づくりに努めてまいります。

次に、国民健康保険等の一部負担金の免除の継続について、報告をいたします。

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険につきましては、原発事故の特例措置による一部負担金等の免除措置が旧避難指示区域等上位所得世帯を除き、令和5年7月31日まで期間を延長することとなり、2月下旬に対象者の方へ一部負担金等免除証明書を送付いたしました。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等について報

告をいたします。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助金1,407件、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金2,116件の支給をいたしました。

次に、原油価格・物価高騰緊急支援事業について報告をいたします。

大幅な原油価格・物価高騰が事業者の負担となっていることを受けて、町内で事業活動を行う事業者を支援するため、浪江町原油価格・物価高騰緊急支援金の支給を10月より開始し、1月末で申請受付を終了し、140事業者から申請をいただき、712万円を支給いたしました。

次に、町内産業団地への企業立地状況等について報告いたします。

南産業団地におきまして、町内企業2例目となる株式会社ダイイチの立地が決定し、昨年12月21日に立地に関する基本協定を締結いたしました。操業開始は令和6年春頃を予定しております。

北産業団地におきましては、既に立地の決定したサバ陸上養殖事業を行う「かもめミライ水産」が1月17日に地鎮祭を行ない、工場建設に着手いたしました。令和6年の生産開始を予定しております。

そのほか企業誘致活動としましては、担当課を中心に、関東、東北地方にある企業への訪問活動、東京都で開催された企業立地セミナーへの出展、浪江町に関心のある企業の町内視察を受け入れるなど、誘致につながる取組を進めております。

今後も引き続き、企業誘致活動の推進に努めてまいります。

次に、米国ランカスター市とのパートナーシップ宣言に係る取組について報告をいたします。

水素エネルギーの推進に関するパートナーシップ宣言に共同署名いたしましたランカスター市との共同事業として実施することになった米国エネルギー省のメンター・メンティープログラムにおいて、メンティーとなる米国ハワイ郡を2月14日から2月19日にかけて訪問し、今後の3者間の取組について事務レベル協議を行いました。

協議の結果、今年4月30日から5月5日にかけてランカスター市を訪問し、ロサンゼルスで行われるエネルギー関係者が一堂に会した国際的な会合で3市町の取組などを広く発信することやランカスター市の取組を視察させていただくことに加え、それぞれの都市における先進的な取組や地場産品をPRする取組等を進めることで合意をいたしました。

両市町の取組を世界に発信し、脱炭素社会の実現に向けた取組を世界や両国内に普及させる先導役となるよう、さらなる親交を深め

てまいります。

次に、未来の農業を語る i n 浪江2022について報告いたします。

11月26日から27日に都市部に在住しており、社会人向け農業研修を修了した方々15名が町を訪れ、農家や生産組合、農業法人への訪問や見学を行い、今後の新しい農業の可能性を考えるワークショップを開催いたしました。

ワークショップでは、販路開拓、新商品開発等、農業を通じた地域活性化等に詳しい外部アドバイザーと共に町の農業の可能性について議論し、より深い学びを得ることができました。参加した方から、当町での事業を具体的に検討したいという声も聞かれました。

引き続き、町の農業再生、地域農業の活性化及び移住・定住につながる取組を進めてまいります。

次に、農業に係る大学等の「復興知」を活用した人材育成基盤構築事業の取組について報告をいたします。

12月17日に連携協定を締結している東京農業大学が主催し、町と株式会社舞台ファームの共催のもと、今年度の「復興知」事業の活動成果報告会が開催されました。

報告会では、町内における学生が取り組んだ農業実習や浪江産イチジクの加工実習、新たな農産物の栽培に向けたワークショップなど活動報告がありました。

また、東京農業大学特命教授の末松広行先生より、「浪江町の農業振興にも役立つ国の農業政策・今後の動き」と題して講演をいただき、講演後は東京農大生と町内の農業者や関係者を交えて今後の活動に向けた懇談会を実施しました。懇談会では、学生から農作業や地域の文化再生にもっと関わりたいという声に対し、農家の皆様からは受入れに前向きな発言が出るなど、今後につながる有意義な機会となりました。

引き続き、「復興知」事業を活用した人材育成や新たな農業へのチャレンジだけではなく、地元農家と学生を結びつけ農業振興とともに地域活性化を図ってまいります。

次に、企業や団体等との連携協定締結について報告をいたします。

12月22日、浪江町は大熊町、双葉町及びトヨタ自動車株式会社の3者と「カーボンニュートラルに関する連携協定」を締結しました。

本協定に基づき、震災からの復興に向け連携を深め、低炭素な循環型農業、肥料・飼料の地産地消による輸送時CO₂削減などを通じて、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、浪江町産桜植樹式について報告いたします。

2月9日に、浪江町で生産された桜の苗木を経済産業省の敷地内に植える植樹式が開催されました。

この桜の苗木は、町内の農家が東京農業大学の協力の下、生産に取り組んでいるものです。植樹式では、原子力災害現地対策本部長を務める太田副大臣、町からは成井副町長、東京農業大学からは入江教授の3名で、浪江町で掘り取られた大漁桜という品種の苗木を植樹し、その後、桜の育成に関わった東京農業大学の学生が水やりを行いました。

太田副大臣は、開催挨拶において、今回植樹された桜は、福島の復興に対する決意と責任をしっかりと心にとどめる。そういう桜の木であると思っている。浪江町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けてさらに努力するとともに、新産業の創出やなりわいの再生などにも国として全力で取り組むと発言をされました。

次に、育苗施設整備事業について報告いたします。

昨年度より苅宿地区に整備を進めてきました育苗施設でございますが、1月末に工事が完成し、施設稼働に向けた準備を経て3月1日に供用開始となりました。

令和4年産の水稻作付面積は、震災前の2割程度となる428ヘクタールでございますが、農業は町の基幹産業であると同時に浪江町の原風景であります。本施設とともに、昨年度に供用開始したカントリーエレベーターを有効活用しながら、水稻生産の再興に向け取り組んでまいります。

次に、請戸魚市について報告いたします。

12月10日、請戸漁港荷捌き施設内において、請戸魚市が開催されました。

震災発災以降12年ぶりの開催で、町内外から多くの方々にご来場いただき、水産加工品を中心に買い求める様子が見られ、多くの方が待ち望んでいたことを強く感じたところであります。

来年度以降も継続して実施できるよう関係者、関係機関と協議を進めてまいります。

次に、請戸漁港出初め式について報告いたします。

1月2日、請戸漁港において令和5年請戸漁港出初め式が開催されました。町民、関係者が見守る中、神事が執り行われた後、漁船7艘が列をなし、色鮮やかな大漁旗をはためかせ朝日を浴びながら出港し、漁業の安全と豊漁を祈願いたしました。

東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出、海水面温度の上昇、燃料費の高騰など、漁業環境を取り巻く環境は、依然として厳しいものであります。今後も請戸漁港で水揚げされた新鮮な

魚介類が、「請戸もの」として、県内のみならず全国各地で流通できるように関係機関と連携をしながら取り組んでまいります。

次に、丈六公園における整備工事の完了について報告いたします。

令和3年9月より工事を行っておりました丈六公園整備工事その2が令和4年12月28日をもって完了し、令和2年度の丈六公園整備工事その1と併せて整備工事の全てが完了しました。

丈六公園は、新たな遊具の設置や樹木の植樹といった工事を行い、町民の憩いの場だけではなく、防災あずまやの設置により、一時的な避難場所として活用できる公園となっております。

今後、この公園が多くの子供たちの遊び場として、そして町民の憩いの場としての施設になることを期待しております。

次に、国道114号の防犯灯設置工事の完了について報告いたします。

令和4年9月より国道114号改良区間の防犯灯設置工事が令和5年1月31日をもって完了いたしました。

今回、20基の設置を行っており、令和2年度の10基及び令和3年度の20基を合わせて合計50基設置いたしました。防犯灯の設置により、安全かつ安心な通行の確保につながるものと期待をしております。

次に、教育行政関連について報告いたします。

新年度入学及び転入される予定の児童・生徒への説明会を中学校は1月24日に、小学校は2月2日に開催いたしました。

新年度からは、なみえ創成小学校が38名、なみえ創成中学校が23名、児童・生徒合わせて61名が通学する予定となっております。令和4年度から比較すると、小学校が10名、中学校が11名増えることとなります。

また、浪江にじいろこども園において、新年度入園される予定のご家庭への説明会を2月21日に開催いたしました。新年度からは11名増となる43名が通園する予定となっております。

子供たちは町の宝です。さらなる教育環境、子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、生涯学習関連について報告いたします。

1月7日に、これまでの成人式から名称を変更して、令和5年浪江町「二十歳を祝う会」を、感染予防対策を講じた上で、地域スポーツセンターで実施しました。

当日は晴天に恵まれ、新たに二十歳を迎えた29名が参加し、ご来賓や保護者の方々が新成人の新たな門出を祝うとともに、ふるさとの友人、恩師との再会を喜び合い周囲の方々へ感謝する姿が見ら

れました。

1月21日に、棚塩地内で行われている弥平さく遺跡発掘現場の現場公開を行い、約60名の見学者が訪れました。3年計画の2年目の発掘調査を行っており、約1,700年前の竪穴式住居跡などを見学していただきました。

1月29日に、文化財防火デーに関連した消防訓練を、大聖寺を会場として開催しました。震災後初の12年ぶりの開催となります。

大聖寺北側墓地の線香の火が旧渡部家住宅に延焼するおそれがあるという想定で、消防署、消防団による放水訓練を行いました。今後も町内文化財の保護に努めてまいります。

以上、12月定例会以降の取組について報告をいたしました。

なお、今定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定及び改正案件が12件、契約の締結及び変更案件が6件、指定管理者の指定案件が1件、町道の認定及び廃止案件が1件、令和4年度補正予算案件が8件、令和5年度予算案件が11件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願いを申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（平本佳司君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっております。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は自席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可いたします。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

◇ 紺野 榮重君

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君の質問を許可します。

[15番 紺野榮重君登壇]

○15番（紺野榮重君） おはようございます。15番、紺野榮重でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

質問方法は、一括質問方式です。

質問の概要は、記載のとおりであります。その中で、1番、住民説明会の件で、（1）線量年間20ミリシーベルト、これは帰町判断

の上限と思います。追加被曝 1 ミリシーベルトの関係がよく分かりにくいので説明願いますというふうな質問につきましては、全員協議会におきまして質問いたしまして、納得しましたので削除させていただきます。

ホットスポットの線量基準はどうかというふうなことだけを(1)番ではお伺いをいたします。

それでは、一般質問をいたします。

特定復興再生拠点区域における避難指示解除説明会 7 か所、誠にご苦労さまでした。参加人数少ない箇所もありましたが、できるだけ多くの方が参加できるようにするのは今後の課題かと思えます。災害から 12 年になり避難している地域に生活基盤ができ、浪江町に戻ることの難しさを述べる町民もおられました。しかしながら、何とかしてふるさとに戻り復興していきたい方もおります。

町長が言われるように、今後は特定復興再生拠点を避難解除して、区域外白地地区に広げていきたいと話されました。いろいろの要望、提案、できる限り応えていただき、次のステップに進めなければならないと思います。

今後は、特定復興再生拠点解除して、保全管理を進めながら並行して実証栽培をして、放射能が基準以下であることを証明して、作物を作れるようにしなくてはならないというふうに思います。

住民説明会での質問をいたします。

ホットスポットの線量基準はどうか、お伺いをいたします。

防犯の問題では、今までと違って地域の明かりが少ない中で、非常に防犯に対して心配される方が多いわけでありです。街灯、防犯灯点検、さらには各戸に防犯カメラ設置はできないものか。また、駐在所再開はできないか。要請はされているのか伺います。

試験栽培 6 品目に限られた理由、町としての主食である米、さらにはバレイショ、タマネギ等の実証栽培もすべきだと思います。現在は特定復興再生拠点の末森、室原、津島の除染がほぼ終わり、準備宿泊、そして避難解除に向けて進んでおります。これからの予定は復興拠点から外れた地域に、復興拠点と同様に居住が再開できるよう特定帰還居住区域を新設して帰還に向けて除染するということですが、できるだけ早く帰還困難区域が解消されることを望むところでもあります。

次に、産業団地の件をお伺いいたします。

浪江町の若い人の働く場所の確保のための 4 か所の産業団地、多くの工場進出に町当局の努力に感謝を申し上げます。さらなる誘致と進出された工場の発展を願うところであります。

産業団地に工場進出されている件数と従業員の数、その中で浪江町民はどのくらいの人数かお伺いをいたします。

さらに、企業誘致、見通しが明るい会社があればお示しください。

水素製造拠点の生産量はどれだけあって、どのような消費計画なのか、お伺いをいたします。また、アンモニアも製造されると思いますが、今後どのような計画で進められるのか伺います。

県酪連の復興牧場と地域との連携の中で、牛の餌の作付と土壌改良のための堆肥の還元を期待しておりますが、進捗状況をお伺いいたします。

次に、災害危険区域の見直しの件についてお伺いをいたします。

災害危険区域の設定の趣旨は、3・11と同程度の津波が発生した場合でも、住民の生命財産を守り、浸水した区域などを災害危険区域に指定し、住宅建設を制限するとなっております。

しかし、浪江町の場合は、この危険区域は広範囲に設定されました。浜街道から幾世橋荒井部落の約100メートルが危険区域に設定されました。請戸地区には約400戸、棚塩地区には約90戸、住んでおられた方は約1,500人です。田畑を耕しておった方、また、漁業者は港に近くないと何かと不便だと思います。戻りたい気持ちの方は大分おられることと思います。隣の小高区とは基準に差があります。そのため、小高町では海岸寄りに住居新築されております。相馬港付近では、住宅の建設、商店も再開されております。浜の駅松川浦も建設されており、お客さんでにぎわっております。

危険区域の設定は、市町村によって大分違いがあるようです。浪江町の沿岸部の帰りたい方々に希望を与えることによって、浪江町の居住人口が増え、浪江町の復興につながると思います。見直しできないか伺います。

浪江町は、この制限をかけるに当たって、どのような基準で制限をされたのか伺います。危険区域の範囲の基準は、市町村によって大分違います。見直しをかけるべきだと思います。

現在、護岸堤防のかさ上げ、堤防から200メートルはかさ上げをされて防災林が植栽されました。このことにより危険区域の範囲、見直しも津波に対しての安全が保たれると思います。見直しできないか伺います。

次に、マイナンバーカードの件をお伺いいたします。

国は令和4年度末までにほとんどの国民に普及させたい考えですが、利便性の乏しさや安全性への不安などから普及が進んでおりません。国は2023年度から交付率に応じて地方交付税の配分額に格差をつける方針です。県内市町村からは疑問の声があります。専門家

は普及の遅れは国にも責任がある。利便性を高めて県民に理解を広げる必要があると新聞に出ておりました。

浪江町は、マイナンバーカードにどのように対応していくのか伺います。

昨年の8月の調査でありますけれども、全国の交付率は47.4%、県内の交付状況は42.2%、全国で福島県は44位、浪江町は、交付率は37.2%、双葉郡での交付率の順位は7番目であります。順位にこだわるわけではありませんが、選挙投票率と同じような感じがします。せめて、県内の中間くらいに位置したいものであります。コンビニの証明書交付は、県内29市町村で交付、その中で双葉郡では川内村と浪江町だけが発行されないという状況であります。さほど不便は感じませんが、何で浪江町が県内の平均にならないのか不思議でなりません。

マイナンバーカードを取得することによってのメリットは何か伺いたい。

マイナンバーカードによる情報漏えいはどのようにして守られるのか伺います。

マイナンバーカードに入力するのは浪江町と思いますが、どのようなことが入力されるのか伺います。また、入力に対して本人の許可などは得なくていいのか、お伺いをいたします。

私たちは、マイナンバーカードにしないと困るのは、現行の保険証を2024年秋に廃止しマイナンバーカードを保険証に一本化するとすれば、マイナンバーの取得は任意と言われながら事実上義務化されることとなります。

浪江町としては、マイナンバーにすることによっての事務処理能率はどのようによくなるのか、お伺いをいたします。

次に、帰還困難区域の避難解除と特定帰還居住区域の新設について伺います。

3月31日に特定復興再生拠点の解除が行われる報道がありました。東京電力第一原発事故から12年になります。いよいよ解除から復興再生へと進んでいかななくてはならないわけでありまして。復興していくための課題、町の考え、地元の要望を質問いたします。

特定復興再生拠点と特定帰還居住区域新設の違いは何か伺います。

生活していく上で困ることは、買物、医療、介護、駐在所、JA、郵便局等の再開、生活環境整備はどうなっているか伺います。

復興の基本は、まず保全管理を進めることと並行して作付の取組、実証栽培を進めることが大事かと思っております。このことに対しては、やはり県の普及所に指導してもらうことが大事かと思っております。どの

ように進められるのか伺います。

活性化センターを利用してかつて津島の特産であったエゴマ、リンドウの栽培をして復興できないか。実証栽培を進めるべきではないかと思えます。どのように考えられますか、伺います。

津島地区は平場と違った考えの中で、復興していかなくてはならない地域と思えます。古民家、学校等の施設利用を考えて復興を考えるべきかと思えます。

特定復興再生拠点区域復興拠点から外れた地域に復興拠点と同様に居住が再開できるような環境を整え、特定帰還居住区域を新たに設定する。解除をするための新制度でありますけれども、新区域は帰還した住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地などを含む範囲を想定しており、国費で除染などを進める。県や市町村の意向を踏まえた上で、法制化を目指すとなっております。

新区域の設定要件は素案の段階でありますけれども、放射線量が一定基準以下に低減されることというのが、具体的には何ミリシーベルトなのか伺います。

一体的な日常生活圏を構成し、原発事故の住居で生活の再建が可能であることと言いますが、具体的にはどのようなことか伺います。

計画的で効率的な公共施設などの整備が可能なこと、公共施設とはどのような施設を意味するのか伺います。

復興拠点と一体的な復興再生とは何なのか。復興拠点と連動するということの意味するのか伺います。

これらの設定要件を検討して、市町村が住民の帰還意向などを踏まえ、新区域の範囲設定や公共施設整備などを盛り込んだ復興再生計画を作成するとなっております。

政府は、住民の帰還意向を個別に把握した上で、帰還に必要な場所を除染する考えであります。しかし、大熊、双葉両町の一部地域で先行除染を始めるということでもあります。

この特定帰還居住区域を設定するに当たり、今後どのような時間軸で進めるのかお伺いをいたします。また、現在はどのような状態なのか伺います。

2020年代をかけて取り組むということは、あと7年であります。しかしながら、大熊、双葉は、一部地域で先行除染が始まるというわけでありますけれども、浪江町もできないのか伺います。帰る希望のある方に少しでも早く帰れるように町を挙げて進めていただきたいと思えます。

次に、中間指針第五次追補についてお伺いをいたします。

中間指針の見直しは、放射線に係る情報が不足する中で、被曝の

不安と今後の展開、見通しも示されないまま、不安を抱きつつ、着のみ着のまま取るものも取りあえず、過酷な状況の中で避難を強いられたことによる精神的な苦痛を賠償するというところで、中間指針の見直しとなったわけであります。私は正直なところ、大体の賠償は終わりだと思っておりましたので、大変評価するところでありませぬ。

専門委員が最終報告で指摘した新たに類型化できる損害などの主なポイントは、過酷な状況の中で避難を強いられたことによる精神的賠償。

避難前と変容してしまったふるさとを受け入れざるを得ないことによる精神的損害。

自主避難者のうち妊婦や子供以外の放射線被曝への恐怖、不安による複合的な恐怖、不安に伴う精神損害。

計画的避難区域の住民の相当量の線量区域に一定期間滞在したことによる健康不安にもとづく精神損害。

要介護、身体や精神の障害などの精神的損害の増額要因。

これらの精神的損害と裁判による賠償の違いが認められたということだと思います。

この中間指針の見直しに対して、町としてどのように対応されるのか、お伺いいたします。

該当する町民は、自ら請求手続をするのか。それとも東電賠償のときのように請求すればいいのか伺います。

該当しても既に亡くなられた方は権利があるかどうか伺います。

A D R、あるいは裁判で賠償決定された方との関係はどうなるのか伺います。

相当量の線量と地域で健康不安を受けた人、いわゆる子供、妊婦は1人60万円加算されるのか伺います。

警戒区域、第一原発から20キロ圏内、1人30万円加算とはどうなるのか。お伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 質問の1の1、ホットスポットの線量基準はどうなのかの質問にお答えいたします。

まず、過日開催されました住民説明会では、発見されたホットスポットに対して行うとされておりましてフォローアップ除染の線量基準について質問が多くされておりまして、その視点でご回答させていただきます。

環境省では、局地的に空間放射線量が高くなっている地点、いわ

ゆるホットスポットをフォローアップ除染の対象としております。フォローアップ除染の実施に関わる線量基準はなく、個別に現地状況を確認した上で除染の実施を判断していると聞いており、線量不安がある場合には、調査を行った上で必要な場合はフォローアップ除染を実施しますので、環境省浪江分室までご連絡をいただきたい旨の説明をいただいております。

また、町としては、除染後の線量効果維持の確認のため、放射線を可視化することができるガンマカメラによる宅地等の測定を行っており、結果を見て所有者の方が不安に思われる箇所があった場合等、環境省へ情報共有して線量低減に向けた対応を求めることとしております。

また、線量低減が困難な箇所があった場合については、浪江町除染検証委員会において線量低減に向けた対応策を検証していただくこととしております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 不安の問題の件でございますが、こちらの質問にお答えいたします。

防犯カメラに関しましては、町内全域、主要道路等に設置しております。各戸への設置につきましては、個人での対応をお願いするものと考えております。

なお、双葉警察署のほうでは、高齢者世帯の貸与基準を設けまして、防犯カメラやセンサーライトの貸出しを行っている聞いておりますので、これがご活用いただけるようその周知、広報を行ってまいりたいと考えております。

次に、駐在所に関してでございますが、これまでも町から再開の要望を行ってきたところでございます。福島県警本部に確認しましたところ、令和5年4月から室原駐在所・津島駐在所におきまして業務を行うとの回答がございます。引き続き、防犯対策について連携した対応ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 同じ質問の中で防犯灯の点検についてご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

防犯灯の点検につきましては、次年度より防犯灯の点検を実施する予定でございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 1の（3）試験栽培の6品目に限られ

る理由、主食の米、さらにバレイショ、タマネギの実証栽培についてお答えいたします。

現在、帰還困難区域においては、国により非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類について摂取及び出荷を差し控えるよう要請されております。

県によると、試験栽培の品目選定については、国から要請されている品目の代表としてハウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ブロッコリーが選定されており、加えて出荷を差し控える要請のあるカブと県から収穫を差し控えるよう要請のあるトウガラシの計6品目について、令和3年度から2か年にわたり出荷制限の解除に向けて作付実証を実施いたしました。

試験栽培の結果については、基準を超過したものはございませんでした。

主食の米については、県が定める要領に基づく実証栽培を令和5年度から担い手や圃場の確保及び水利環境が整った室原地区において実施する予定です。ほかの2地区においても準備が整い次第、実証栽培に取り組んでいくこととしております。

なお、バレイショ及びタマネギ等といったその他の園芸品目については、県が公表している出荷制限、摂取制限等の要請から除外されておりますので、実証栽培は実施しておりませんが、特定復興再生拠点の区域で作付される場合は、県による通常の緊急時モニタリング検査の前段として収穫可否確認検査を実施することにより安全性を確認してまいります。

町といたしましても、地域の担い手と話し合いを進め、県と緊密に連携し、農産物の出荷再開に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 大きな2番、産業団地の件につきまして、まず1番、産業団地に進出されている数などについてのご質問でございます。

藤橋産業団地においては4件、北産業団地が1件、棚塩産業団地は、ロボテスの滑走路を含めて4件の進出、合計9件の企業が進出済みとなっております。

また、従業員数につきましては、産業団地で操業済み及び近日操業する企業での数で約170人程度、そのうち浪江町民、または浪江に居住している方およそその30%となっております。産業団地全体では500人程度の雇用確保を目指してまいります。

なお、この数に産業団地以外の誘致済み数企業の数は入っており

ません。そういった企業の誘致も進んでおります。

(2) 番、明るい見通しはあるのかということですが、今、操業準備中の企業として、北産業団地では「かもめミライ水産」、南産業団地では「會澤高圧コンクリート」、さらには町内企業の「八島運送」、「ダイイチ」などの企業が決定し、操業の準備を進めております。

先ほど申しあげましたように、産業団地以外の常磐自動車浪江インター付近において、「イガラシ綜業」が操業の準備を進めております。

昨今の水素事業の世界発信、そして、国際研究教育機構の立地決定を受けて、このほかにも多くの企業から産業団地の立地に対する問合せをいただいております。産業団地以外の場所でも動きも出てきております。

今後、具体的に決まってきましたら、その都度ご報告申し上げていきます。

(3) 番、水素製造拠点、水素実証フィールドどのぐらいの生産、消費、そういったことについて、お答え申し上げます。

ここは、NEDOの実証実験場として、再生可能エネルギーの直接使用と再エネを水素エネルギーへ転換していくという最適なバランスを取るための実証実験を目的としております。

つまり、水素をひたすらつくっていくという施設ではなくて、時には太陽光でつくった電気を送電線に戻していきますが、原則としては、余剰な太陽光電力を使って水を電気分解し、水素を取り出して、それをためておく。夕方に電力が不足する時間帯になれば、水素を使って再度電気に戻して安定供給できないかといった実験を検証していくものであります。そして、系統の電気と太陽光電気の最適な電気のバランスで水素を製造するという実証を今行っているわけでございます。

この施設は年間200トンを目安に太陽光のみで製造する能力はあるわけですが、今は実証を繰り返しながら止めたり動かしたりしています。その一部23トンを目安に浪江町内、そして浪江周辺に供給している現状であります。

今後の見通しといたしましては、町で進めております駅周辺整備事業、RE100産業団地整備、こういったところに水素の需要先を着実に増やすようにしていきたい。需要先拡大ももくろみ、それに併せて水素が計画的に供給できるように協議を進めていきます。

また、おただしのアンモニア製造の実証につきましては、株式会社日揮が事業主体として、FH2R由来のグリーン水素を活用し、

グリーンアンモニアを製造する実証事業を実施する予定となっております。

これにつきましては、地元行政区の説明を終えました。3月末に立地協定締結を予定しております。令和5年4月以降に測量に着手し、プラントの建設着工は10月頃、その後、アンモニアの製造実施開始は令和6年3月頃を予定すると伺っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 2の（4）復興牧場の進捗、地域連携の中で牛の餌の作付、土壌改良のための堆肥の還元に関する取組の進捗状況についてお答えいたします。

復興牧場の工事等の進捗については、令和3年度に測量調査、土質調査及び造成設計が完了し、今年度は造成工事の積算、建築実施設計が完了しております。現在は伐採物処分、建築実施設計積算を進めている状況でございます。

また、今議会において造成工事の工事請負契約締結議案の提案を予定しており、建築を含めた全体については令和7年度中の竣工をめどに事業を進めているところです。

議員おただしのとおり、本事業は、牧場を中心に耕畜連携を構築し、除染等で低下した農地の地力を回復させ、営農再開を加速させるものであります。農地に還元する資材は、堆肥のほかにバイオガスプラントから生じる液肥も想定しており、令和3年度より町内農家の協力を得ながら普及促進のために試験施肥を実施しております。

また、飼料栽培につきましては、土地利用型の有力な作付品目と考えておりますので、営農再開でのマッチングの場での県酪農協の出席を求め、担い手や農地所有者に対して飼料栽培についての働きかけを行っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 大きな3番、災害危険区域の見直しの件。

1つ目の災害危険区域の設定はどのような基準で設定されたかについて、お答えをいたします。

災害危険区域の設定に当たり、当町における東日本大震災に伴う津波による浸水深と家屋等の被害状況の関係を整理した際には、津波の浸水深が2メートルを越えた範囲において、全壊家屋及び人的被害が増大していることが実態調査で明らかになりました。

当町としましては、津波被害から町民の生命及び財産を守るためには、津波の浸水深が2メートル以上の範囲を基本として災害危険

区域に設定しまして、居住のための建築物を制限することとしております。

続きまして、堤防のかさ上げ、防災林等による見直しができないかのご質問にお答えをいたします。

護岸工事は堤防のかさ上げが完了しまして、防災林に関しては苗の植樹がなされておりますが、樹木の成長には時間がかかると考えております。数年後に樹木が成長し、堤防と合わせて津波に対する減衰効果が出るようになりましても、東日本大震災による津波被害の状況を鑑みましても、現在の範囲で継続させていただきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 大きな質問4の①町はマイナンバーカードに対して、どのように対応してゆくのかのご質問にお答えします。

マイナンバーカードについては、町としても住民の利便性向上のため推進しているところでございます。

議員おただしのとおり、当町の交付率はこれまで低調な状況でございました。交付率については、申請される方の意思とは別な部分での影響がございますので、申請率でお答えさせていただきますが、申請率の低さについては、窓口や電話等で対応を行っている状況となりますが、手続が面倒、国のセキュリティーを信用していないなど、住民の方々からは様々な理由が挙げられており、こういった部分が影響していると思われまます。

また、申請時か交付時のいずれかに住民登録がある自治体に来庁して本人確認をする方式が取られているため、避難されている方については、避難先でも交付が受けられるという特例があるものの、なかなか浸透せず、こういったことも影響を及ぼしているのではないかと感じているところでございます。

このような中ではございますが、休日・夜間の受付を予約で行う等の対応を行っているところで、本年2月末の情報となりますが、申請率は67.84%となっており、1年前の申請率39.10から率で28.74%、件数で4,459件伸びている状況です。こういう状況ではございますが、町といたしましては、引き続き、住民の利便性向上のため、取得について推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2のマイナンバーカードを取得することによってのメリットは何かについてのご質問にお答えします。

メリットに感じる場所については、個々人の状況によって変わ

ってくると思われまますので、国で挙げております項目で何点かご説明いたします。

公的な身分証明書や個人番号の証明書としての利用、それから国が運営するオンラインサービスであるマイナポータルを活用してのオンラインでの行政手続、また、新型コロナワクチン接種証明書の電子発行、それから、現在申込みを受け付けておりますが、健康保険証とのひも付けされた方については健康保険証としての利用などがあげられております。

③のマイナンバーカードによる情報漏えいはどのようにして守られるのかについてでございますが、設定したパスワードの入力は一定回数間違えるとマイナンバーカードがロックされ、不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れるようになっております。

また、紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止を24時間365日受け付けており、こういったところでも対策が取られております。

続きまして、④のマイナンバーカードに対する入力は浪江町と思っておりますが、どのようなことを入力するのか。また、入力するに当たり本人の許可はどのように得られるのかのご質問にお答えします。

基本的には、入力をご本人が行うものとなっておりますが、マイナンバーカード申請時は本人確認の下、暗証番号の入力を補助的に行う場合もございます。また、現在ですと、マイナポータルにて健康保険証とマイナンバーカードのひも付け、公金受取口座の登録、そして、マイナポイントの付与のための設定支援なども、本人に確認を取りながら補助的に入力を行う場合もあるというような状況となっております。

最後に、マイナンバーにすることによって町の事務処理はどのようによくなるのかについてでございます。

現段階の状況総合的に申し上げますと、必要な添付書類が減り事務処理がスムーズになることが挙げられ、ひいては住民の方々の行政手続が便利になると考えられております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、大きな質問の5番の帰還困難区域の避難解除と帰還居住区域の新設の件（1）の違いは何かというご質問にお答えをいたします。

特定復興再生拠点区域は、平成29年5月の福島復興再生特別措置法の改正により市町村長が帰還困難区域の中に、住民・移住者の生活及び地域経済再建の拠点となる特定復興再生拠点区域を設定でき

る制度が創出されたことに伴いまして、町が設定し国が認定した計画に基づき設定された区域でございます。

特定復興再生拠点区域には、除染により放射線量がおおむね5年以内に避難指示解除に支障のない基準以下に低減することという条件があり、帰還困難区域の中でも比較的、低線量地域である必要があります。

また、住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模といった拠点として整備を進める上で、復興、再生の効果が高い等の地形的な条件があります。

関連法案が国会で成立しておりませんので仮称となりますが、特定帰還居住区域につきましては、国が2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除を進めるために必要な取組であるものと認識をしております。

続きまして、(2)生活していく上で困ることは買物、医療等である。生活環境整備はどうなっているのかのご質問にお答えいたします。

買物環境につきましては、イオン浪江店、道の駅なみえ、コンビニエンスストアが町内4か所で営業しており、拠点区域で準備宿泊をされている方にも、デマンドタクシーをご利用いただいております。また、イオンによる定期的な移動販売、コープふくしまによる生鮮品等の生協宅配は解除後からご利用可能でございます。

医療機関につきましては、浪江診療所や近隣自治体の医療機関のご利用をお願いしております。また、浪江診療所への往復にもデマンドタクシーが活用可能でございます。

介護につきましては、訪問介護を避難指示解除後に利用できるよう進めております。

駐在所につきましては、県が室原駐在所、津島駐在所の再開に向けた準備を進めております。

J A、郵便局につきましては、拠点内で再開する予定はないと聞いております。

生活インフラにつきましては、まだ十分に回復していない部分もございますので、国、県及び関係機関としっかり連携をしまして、再開ができる環境整備に引き続き取り組んでまいります。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 5の(3)避難指示が解除される区域の保全管理と作物を作るための実証栽培についてお答えいたします。

震災前のふるさとの原風景を取り戻すということが重要であると
考えおります。また、令和3年度末に拠点ごとに営農再開ビジョン
を策定しており、農業再生のため、農地を保全しながら、農事復興
組合をはじめとした方々と担い手の確保、さらに、作付品目のマッ
チング等の営農相談を継続して実施してまいります。

作物の作付については、引き続き、国、県、JA及び官民チーム
の関係機関と連携を図り、栽培品目の検討も含め、地元の復興組合、
個々の営農者の皆様とご相談させていただきながら取り組んでまい
りたいと考えております。

(4) 活性化センターを活用して津島の特産であったエゴマ、リ
ンドウの栽培による復興はできないかについてお答えいたします。

津島地区の特産であったエゴマ、リンドウの栽培については、震
災前、エゴマの栽培が6経営体で約1ヘクタール、リンドウの切り
花生産が12経営体で約2ヘクタール作付がありました。

津島の特産であったエゴマ、リンドウの栽培による復興につい
ては、地元の復興組合、個々の営農者の皆様と津島地区の農産物の産
地化に向け、担い手の確保や栽培技術に関する研究、営農計画を検
討し、農地の保全管理から農地の管理耕作等の営農再開につなげら
れるよう、ご相談を重ねてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 5の(5) 古民家、学校等の施設再利用に
ついてのご質問にお答えいたします。

令和3年12月より地元区長などを委員とした浪江町立学校校舎等
検討委員会を組織しまして、計5回にわたり津島小・中、津島保育
所の校舎等の今後の在り方、利活用の方策等についてご検討いた
だき、昨年9月に答申をいただいたところでございます。

答申では、校舎等の具体的な利活用方法は示されなかったものの、
津島地区の歴史や伝統文化の保存、展示において多くの意見が出
されたところでございます。

現在は、校舎等につきましては、役場各部署からも利活用の考
えがあるのかの聞取りをしており、これらを基に今後、その在り方
についてまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、ここからは特定帰還居住区
域に関する(6)から(11)までのご質問になりますが、こちらに
つきましては、現時点で関連法案が国会で成立しておりませんが、

今回改めまして国に確認をさせていただきました内容に基づきまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、（６）放射線量が一定基準以下に低減されるというのが、具体的にはというご質問でございます。

特定帰還居住区域では、除染等の措置を実施することなどにより放射線量を避難指示の解除に支障がないものとして一定基準以下に低減できることという要件の設定が予定されており、この一定基準につきましては、特定復興再生拠点区域と同様に空間線量率で推定された年間積算線量で20ミリシーベルトとすることを想定していると国から聞いております。

続きまして、（７）一体的な日常生活圏を構成、原発事故前の居住できる住居で生活の再建が可能であるというのが、具体的にはというご質問にお答えいたします。

特定帰還居住区域では、一体的な日常生活圏を構成していたかつ事故前の住居で生活の再建を図ることができることという要件の設定が予定をされております。

この要件につきましては、まちづくりを目的とする特定復興再生拠点区域とは異なり、特定帰還居住区域は、帰還する住民の皆様の生活の再建のための区域であることを踏まえ、住民の皆様が帰還するに当たっては、事故前における住居において生活の再建を図っていただく旨を法案に明示するとともに、区域の範囲につきましては、帰還する住民の皆様が生活の再建ができるための範囲である必要があることから、帰還する住民が日常生活を営む上で必要な宅地、道路、集会所、墓地等も含めた上で区域を設定することが必要であることを示したものと国のほうから聞いております。

続きまして、（８）計画的で効率的な公共施設などの整備が可能なこととはどういうことを意味するのかにお答えをいたします。

帰還する住民の皆様が日常生活を営む上で、必要な範囲における道路、集会所等を公共施設として想定しているものと国から聞いております。

（９）復興拠点と一体的な復興再生とは何かのご質問にお答えをいたします。

特定復興再生拠点区域との間の道路による接続や特定復興再生拠点区域との日常生活、事業活動におけるつながりが必要であることを示したものであるということで、国のほうから聞いております。

続きまして、（10）特定帰還居住区域を設定するに当たり、どのような時間軸で進めるのか。ご質問にお答えをいたします。

今後の時間軸については、法案の成立後、国が必要な制度を整備

した後、浪江町にて策定する特定帰還居住区域復興再生計画を国が認定することで、特定帰還居住区域が設定されるものと国のほうから伺っております。

現時点で具体的なスケジュールをお示しすることは困難でございますが、一昨年、国から示されたとおり、2024年度から除染に着手できるように調整を進めてまいります。

続きまして、11番、2020年代をかけて取り組むというがのご質問にお答えをいたします。

昨年9月に、与党復興加速化本部より、特定再生拠点区域の避難指示が解除された大熊町、双葉町において、モデル事例として先行的に除染に着手するよう提言がなされました。現在、この提言内容に基づき、両町の一部の地域において除染を実施できるよう検討を進めており、そこで得られた成果は浪江町を含む他の自治体での取組にもつながるものと聞いております。

拠点区域外の除染については、拠点解除後、遅滞なく除染を始めるといふ政府方針の下、浪江町においても拠点区域の避難指示解除後、できる限り早期の除染に着手し、帰還意向のある住民の方々全員の1日も早い帰還が実現するよう引き続き、国のほうへ要望してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 中間指針第五次追補の件についてお答えいたします。

まず、指針の見直しに対する町としての対応でございますが、町としましては、被害の実態に見合った中間指針の見直し及びADR和解事例に基づいた直接請求について強く要望してきたことが形となりまして、原子力損害賠償紛争審査会の決定に対しましては、一定の評価をしているところでございます。

一方、東京電力では、指針を受けまして、損害項目や対象区域、賠償金額などの概要を示したところではありますが、これに基づく被害者への賠償が迅速かつ完全に実施されるよう確実な対応を求めてまいりますとともに、賠償請求に関しましては、町民の皆様にも不利益が生じないよう周知・請求支援などに努めてまいりたいと考えております。

次に、請求の手續についてでございますが、1月30日の東京電力の公表によりますと、従来どおりの請求書による請求方法に加えまして、請求の負担軽減となるようウェブサイトを通じての請求準備を進めているとのことです。

なお、受付開始時期等、詳細につきましては、今月中を目途に改

めて東京電力より発表がある予定でございますので、情報収集、周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、亡くなられた方の権利についてでございますが、東京電力からは、賠償項目や対象となる方、損害額などの追加の賠償基準の概要は公表されておりますが、亡くなられた方の請求権など、詳細につきましては、現段階では示されておられません。今月中の発表で示されるものと考えております。

続きまして、ADR、裁判で賠償決定された方との関係でございますが、東京電力は、各損害項目と同趣旨の損害につきまして、直接請求手続、ADRセンターでの和解仲介手続、または訴訟などにおきまして、賠償金を支払い済みの場合は、中間指針第五次追補を踏まえまして、その金額との差額を追加でお支払いするとしております。

続きまして、健康不安を受けた方への加算についてですが、健康不安に基礎をおく精神的損害につきましては、東電事故時点における生活の本拠地が計画的避難区域もしくは特定避難勧奨地点にあった方、または福島第一原子力発電所から20キロ圏内にあった方のうち、避難等で計画的避難区域に一定期間滞在された方が対象とされております。これらに該当する場合は、子供及び妊産婦の方は60万円、子供及び妊産婦以外の方は30万円が支払われることになってございます。

続きまして、警戒区域の加算についてでございますが、東電事故時点における生活の本拠地が福島第一原子力発電所から半径20キロの区域、要するに警戒区域ですが、こちらにあって避難された方につきましては、過酷な避難状況による精神損害としまして1人30万円が賠償されることが示されております。

○議長（平本佳司君）　ここで住民課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　先ほど、私の答弁の中で4のマイナンバーカードの件についての①町はマイナンバーカードに対してどのように対応していくのかの中で、「避難されている方については、避難先でも交付が受けられるという特例があるものの、なかなか浸透せず」というような答弁をさせていただきました。こちらは誤りでございまして、正しくは「避難先でも申請の受付ができるという特例があるものの」ということで、「交付」ではなく「申請」というような形で発言の訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 15番、大変、項目が多くて申し訳ありませんでした。

住民説明会の件でのホットスポットの件では、基準はないというふうなことで、自宅で部分的に高いところがあれば、その除染を申し込みなさいというふうなことかと思えます。

それから、駐在所の件では、働きかけをしているというふうなことでありますけれども、私、香川のほうに行って、駐在所のところを見たんですけれども、常駐していない駐在所がありました。そういうふうなことで、まずは津島、室原がありますけれども、常駐しなくてもいいと思いますが、そういうふうなことで、早くこの駐在所を設けていただきたいなというふうに思います。

それから、産業団地の件ですが、水素あるいは電気、そういうふうな充電設備も目立つようになってきたというふうに思います。

町として、推進するために助成をどのようなことを考えておられるのか。やっておられるのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、復興牧場の件では、少し長引いているようですけれども、やはりこの計画を前に進めて飼料生産したい方、堆肥利用したい方、復興牧場との話合い、町によって仲介して話合いを設けてほしいなというふうに思います。

それから、災害危険区域の見直しの件では、答弁ではなかなか難しいようにお伺いをいたしました。2月19日、請戸の安波祭がありました。私も12年来にここに出席をしまして大変感激をいたしました。来年は、今度は茗野神社が再建するというふうなことで、帰りたいという町民もおりましたので、危険区域を見直して住宅建設ができるようお願いしたいというふうに思います。

それから、帰還困難区域の避難解除と帰還居住区域の新設というふうな件では、住民説明会で羽附の女性が言っておられました。早く除染して帰してほしいというふうなことであります。

特定復興再生拠点とは面であったと思いますが、帰還居住区域の新設というふうなものは何かこの点をつないで、そういうふうなやり方かなと私は感じております。

面として大きな地域は、酒井地区、津島の羽附地区、大堀の大堀地区、この辺の除染をこの先行を進められないのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、中間指針第五次追補のことでは、3月頃からそういうふうなことが示されるというふうなことでありますが、どうしても申請ができない方を、どうやって手助けするのか問題だというふう

に思います。

町としては、答弁いただいたかもしれませんが、どういうふうに申請手助けをするか伺います。

それから、賠償発生するのは、いつからいつまでの間がそういうふうなことなのかというふうなことをお伺いいたします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 水素普及するため、どのような助成を行っているかというご質問でございますが、やはり水素の普及は、各家庭への普及、産業化への普及、そういったものを両方にらんでいかななくてはならないと思っております。まず、町民への補助は、今年度の予算からF C V燃料電池自動車に対しての補助25万、それからV 2 Hビークル・ツー・ホームに対する補助、これも行っています。

V 2 Hとは、E VやF C Vから電気を家庭に逆調することができる。そういった助成を行っていますが、なかなか普及しておりませんので、引き続き、来年度は啓発活動、普及活動をしていきたいと思っております。これだけで水素の取組は終わっておりません。実証実験の数々が浪江で展開されておりまして、それは補助金をもって集まってくるというだけではありませんが、まずは、様々な補助金を探し、例えば、エネルギー高度化利用補助金、柱上パイプラインや家庭への配送、こういったものも促しております。

そういった取組によって、様々な企業が浪江町に結集しております。まだ誘致という場面ではありませんが、なってきました。その団体を束ねて水素連絡協議会なる協議会をつくって、様々な企業の化学反応、浪江の地で、世界ではライバルであっても浪江では手を携えて、新たな水素の取組をしていただきたい。そのような連絡協議会を継続して行っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 災害危険区域の見直しをの件について、ご質問にお答えをいたします。

災害危険区域につきましては、指定されている区域の中で、これまで居住されていた区域につきましては、防災集団移転地として町で買収をさせていただいております。個人の土地がほぼほぼないような状態でございます。個人住宅の建設は難しいと思っております。そちらも鑑みまして区域につきましては、これまでどおり継続させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 浪江町内においても、特定帰還居住区域において、早く先行して除染をできないかというようなご質問だったかと理解をいたしております。

こちらにつきましては、今、意向確認調査のほうを集計しているところで、そういったところからエリアの設定などに入っていくのかなと思っております。

具体的に意向確認の結果もまだ取りまとめられておりませんし、国のほうから、具体的なスケジュール感についても、まだ協議をしていない段階でございますので、なかなか申し上げづらいところではございますが、町といたしましては、先行的な除染のみならず、生活インフラの復旧など、帰還を希望される住民が1日でも早く帰還できるようスピード感を持って、取り組むように国に対して、引き続き、要望してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 追加賠償の件ですが、申請できない方への支援ということでございますけれども、まず、高齢者の方などにつきましては、東京電力のほうではそのお問合せに対応するために、ご相談専用ダイヤルを開設しましたほか、従来からの窓口や訪問の体制を強化すると伺っておりますので、まずはそちらへおつながりし、積極的に活用していただくことを考えております。さらに、先ほど私の答弁のほうでも申し上げましたけれども、必要な請求相談及び支援をしてまいりたいと考えております。

それから、具体的な対象期間でございますけれども、まず過酷避難に関しましては、事故発生から最初の6か月間、それから日常生活損害については、平成29年の6月から30年の3月、それから、生活基盤変容に関しては期間の定めはございません。それから、健康不安につきましては、平成23年の3月から23年の10月分が対象となっております。

なお、私の先ほどの当初答弁での発言の訂正をお願いしたいんですが、健康不安の対象の中で、私が「妊産婦」と申し上げましたけれども、「妊婦」の間違いでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 再々質問を行います。

15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 15番、これはお願いですけれども、私は6年前に避難解除になりました経験から、不安だったのは、やはり最初は

少ない人数でありましたので、帰還者でありましたので、非常に明かりがなく寂しさを感じましたので、防犯灯・街灯を点検してもらいたいと。買物では移動販売、計画しているようでもありますけれども、コンビニの開店も働きかけていただきたいというふうに思います。

それから、産業振興課長は、今回の議会が最後と聞いております。企業の誘致あるいは産業振興に頑張ってもらえたと思います。引き継がれる中で、これからの問題点は何か、お伺いしたいというふうに思います。

それから誘致企業、これもやっぱり企業がどうすれば地元企業とマッチングすることができるか。町民とそういうふうなことがマッチングすることが大事だというふうに思います。5年間の経験と今後の課題をお伺いしたいというふうに思います。

もう一つ最後に、町長にお願いしたいんですけども、帰還居住区域の新設、まだ決まっていないというふうに言いながら、大熊町と双葉町は先行除染されております。

浪江町は、どうして先行除染されないのか、町長に最後にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野榮重議員の再質問にお答えをいたします。

新たにできる特定帰還居住区域、これは新設でありますね。今国会でご議論いただいて法律が成立するというような仕組みかと思っています。

今、紺野榮重議員のおただしは、我々当町において、復興再生拠点の解除を決定するに当たっての説明会で、区域外の住民からの声を受けての意、再質問かと受け止めております。

当然私は、県の議員をやらせていただいて、この震災対応に当たってまいりましたが、こういった区域を策定するのは、当該する行政、我々も今後、特定帰還居住区域の策定に当然当たる立場であります。その上に立って今回我々の解除の協議をする最中にそのような隣接の町が新たな区域の方向を示したということで、町民からは多くの意見をいただいております。拠点区域外の住民は、大熊であろうが双葉であろうが浪江町であろうが同じ思いで今いるかと思っています。今回はこの3地区にあっての拠点解除を町民の方々にお示しをしたところであります。

今後、再生拠点の解除後は、間をおくことなく、先ほど課長のほうから答弁をさせましたが、2町の先行的なモデルケースを踏まえた形で、我々の区域外のこの地域も除染解除という運びになるはず

です。しっかりと町長として国のほうに拠点外、つまり特定帰還居住区域に該当される町民の1日も早い帰還ができるよう強い要請をしてみたいと思いますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

5年間、産業振興課長をやらせていただきまして、その前25年間の役場生活の中で、5つもRE団地を含めて5つの産業団地がとも埋まるというようなことは考えられない状況でありましたが、このような状況になってきた中で、5つの産業団地あってもさらに足りないだろうというような手応えを感じました。しかしながら、その5つの産業団地を埋めても、地元の皆さん、地元の小さな企業、中小企業、そして企業同士が連携しなければどうにもなりません。そういった試みを今少しずつ始めておりますので、地元企業と共にこの誘致した5つの産業団地の企業が連携し、経済が循環できるように取組を始めておりますが、これは後輩に引き継いで、これを完成させて真の企業誘致が成功できるように願っております。ありがとうございました。

○議長（平本佳司君） 以上で、15番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで11時5分まで休憩します。
(午前10時50分)

○議長（平本佳司君） 再開します。
(午前11時05分)

○議長（平本佳司君） ここで町長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田栄光君） ここで訂正を願いたいと存じます。

育苗施設の行政報告の中で、令和4年産水稻作付面積についてありますが、428ヘクタールと申し上げましたが、252ヘクタールにご訂正を願うものであります。

以上です。

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君の質問を許可します。
11番、渡邊泰彦君。

[11番 渡邊泰彦君登壇]

○11番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可が出ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

質問方式は一問一答方式でよろしくをお願いします。

今回は、F-R E I についてと、浪江駅周辺整備計画についてお尋ねをいたします。

質問のほうをかなり細分化したと私は感じておりますので、ぜひ答弁のほうも細かい内容についてお話しいただければと思っています。

今から半年ぐらい前ですか、F-R E I の誘致が浪江町に決まりまして、本当に感動したと。本当に町長はじめ行政の方々に感謝したというのは覚えております。その中で、半年たってF-R E I についてどんな状況なのかということをご質問させていただきます。

まず1番目なんですが、F-R E I の仮事務所の開所は令和5年4月というふうに聞いております。その中で、事務所の改修工事、什器の搬入等々、その準備状況、要するにその進捗状況が、それを町はどのように把握しているかをまずお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

F-R E I の仮事務所に関する什器類の購入につきましては、1月末から2月にかけて復興庁にて入札の公告が出されておりました。また、先日、私もふれあい福祉センターのほうに行ってみましたけれども、4月1日の開所に向けて着実に準備が進められると聞いております。

仮事務所の円滑な開所に向け、引き続き国と情報共有を図ってまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） その中で、仮事務所の改修及び搬入等で、浪江町関係の事業者が関わっていたのかどうかということ把握しているかどうか、お尋ねします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） お答えいたします。

そちらにつきましては、国に関する対応でございますので、詳細については把握しておりませんが、国において最低限の工事等がなされるというふうに聞いております。具体的には、部屋の間仕切りを行うためのパーティションやセキュリティーのための電子鍵の取付け、コンセントの増設など、開所に必要な工事を実施していると聞いております。

昨年6月に完成したばかりの仮事務所でございますので、そんなに大幅な変更は必要ないというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 実は、せんだってというか1月25日なんですが、浪江町商工会のほうで浪江町商工事業組合という、仮の名前なんですが、その実は設立準備委員会が置かれました。で、目的は何かというと、浪江の復興のために、建設、商業サービス、工業、この辺が非常に潤って町に納税をすることが必要じゃないかという考えの下、会議が開かれました。で、そこで私ももちろん参加させていただいたんですけども、そこでは、やはりF-R-E-I、それともう一個、その後の質問で入ってくる駅前周辺で、様々な業種に様々な要望が出てくるんだろうということで、その受入れ態勢を浪江町商工会としてつくろうということで、1回目が25日に開かれまして、これからいろんな、参加業者とかが決まってきましたので、いろんな内容等々を決めていくというような今、スケジュールになっています。

で、ちょっとあえて申し上げたんですけども、やはりせっかく浪江にこれだけの大きな事業が来て、それで、仕事内容的にも、地元でできるものは地元でやりたい、売り込めるものは売りたいという考え方だと思います。そんなことで、浪江のほうでもこういったものに関しては、ちょっとこういった商工会のほうのできた組合といろいろお話ししながら、なんとかトップセールスをしていただけるような考え方をするために、少し商工会と色々な話し合いをしたらどうかな思うんですけども、ちょっと副町長の考えをお伺いします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、まさしくF-R-E-Iの立地を捉えて、地域内でお金を循環させていく、経済を循環させていくということは非常に重要であると思っています。

このF-R-E-Iにつきましては、国が建設する事業でございますので、国のほうにも地域の企業等がより多く受注機会を得られるよう、我々としてももしっかり要望してまいりたいと思いますし、今、議員からもご助言ありました商工会等との意見交換もしっかり行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 2番目に、職員数十名程度の仮事務所の設置と
なっています。これ、実際にどのぐらいというか、何名の方が常駐
してくるのかというような報告を、浪江町としては受けているのか
どうかをちょっとお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

令和5年度の組織体制、人員規模につきましては、理事長をはじめとする役員体制の下、運営管理や研究開発等の推進を担う2つの部と9つ課の職員など、総勢58名の常勤役職員のほか、非常勤職員の配置に要する経費が計上されており、現在、その立上げに向け、国において準備を進めていると伺っております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 58名という具体的な数字、ありがとうございます。
大変な人数だなというふうに私は把握しています。

それで、事務所の改修等々を5月になさっているということなんです
が、その58名の方が常駐できるような施設というか仮事務所な
のかというのはちょっと、私も仮事務所のところは決定が決まった
ときにご案内させていただいたんですけれども、そんなにたくさん
入るような事務所なのかなというのがちょっとありまして、で、本
当にあそこだけで賄えるのかなというのがちょっとあるんですけれ
ども、ちょっとその辺、分かれば。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

今ほど議員からご指摘ありましたふれあい福祉センターのふれあ
いオフィスの部分、貸事務所、会議室の部分に加えまして、提案時
にはふれあい交流センターの一部につきましても仮事務所として提
案してございました。その部分も含めまして一体的に活用いただく
ことで、十分間に合うというふうに伺っております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ふれあい交流センターと今、言いましたよね。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 図書館や公民館が入る、あちらのふれあい交
流センターのことです。そちらにも会議室等がございましたので、その一部につきま
しては、F-R-E-Iの仮事務所の提案の際には、そちらも我々としては提案したところ
でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 分かりました。ということは、図書館の空いて

いる部分も事務所として利用すると。そうすれば、これが確実に、58名がうまく機能できるというふうに理解しました。

で、3番目なんですけど、これちょっとご存じかどうか分からないんですけども、F-R-E-Iでは任期付職員として事務職、運転手職の合計9名の募集をしました。で、これ任期付職員ということで限定されているようなんですが、採用状況なんですけど、分かればということになると思うんですけど、その辺、どんなような今、採用状況になっているのか。また、浪江町関係の方々に、そこに採用になったのかどうか。また、浪江町民に対して、こういった募集がありますよというような周知をどのように行ったのかというのをちょっとお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

国等における人事のことをございますので、採用状況などの詳細は把握できておりません。

情報の周知につきましては、県を通しまして当該任期付職員の周知依頼があり、当町といたしましても迅速に町のホームページに掲載し、周知を図ったところでございます。

また、復興庁からハローワークに通しても募集がなされており、相双地域も含め全国のハローワークにおいても募集情報が提供されているところでございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 国で募集しているもので、なかなか町が立入できないというのは分かってはいますが、よく浪江町民に対する様々なアンケートというのがよく出されまして、その中で必ずと言っていいほど、例えば、町の今、課題とすると、若い人の働く場所の確保なんていうのがよく記載されています。で、いろんな今、先ほど15番議員の工業団地の中の浪江の従業員に対してとか、という質問があるんですけども、やはり今、ちょっと言葉難しいんですけども、インバウンド、浪江町に外から中に入れるような、住民を入れるような対策も非常になされているところなんですけれども、こういった大きな事業が入ってきてある程度の働く場所が確保できたときに、やっぱり浪江とすれば、それなりの努力をして浪江町民の若い方、若い方だけでもないと思うんですけども、働く場所を確保するにはある程度の、町民に対してアピールをする、こういったものがあるのでどうですかと。こういったもので今、募集していますよと。

で、ちょうど今、今年の成人式をやった方が、要するに今から12

年前ですから8歳とか7歳とか、その辺の小学生1年生程度の方が二十歳ぐらいになって、そろそろ就職をしなきゃいけないと、そういった選択をするときに、やっぱりこの浪江でこういった仕事がありますよと、こういった仕事が出てきますよと。将来、そのF-R-E-Iが完成されて、こういったものができますよという情報は、やはりただの町民に対する情報ではなくて、やはり若い方、そして働き盛りの方が、こういったものがあれば浪江に戻ってきたいなというようなところにつなげていくのも非常に大切なんだと思います。

そこで、これから今後何年間かそういった事業があるので、ぜひそういったチャンスには浪江の人が帰還できるような仕事を紹介できるような、そういったシステムも少しつくっておいたほうがいいのかなと思うんですけれども、ご意見があれば。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、やはり町内により多く住んでいただくためには、魅力ある職場づくりをつくっていくことが非常に重要だと考えております。その上で、情報発信というのが非常に重要だというふうに考えておきまして、現在、浪江町はユーチューブを活用した動画配信でありますとか、いわゆる「なみえチャンネル」ですね、そういったものを活用して取り組んでおります。

今後、様々な媒体を通しまして、あらゆる浪江町の魅力を効果的に発信できるよう、広報等にも力を入れて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 例えば、浪江の今、移住者なんか募集したりいろいろ募ったりしていますけれども、そのときの就業のチャンスなんかにもつながってくるかと思うんです。で、さっきインバウンドの話をしましたけれども、やはり移住者が浪江に入ってきたときに、やっぱり最初に考えるのは仕事だと思うんです。食べていけなければ移住ができない。そういったことのチャンスにもつながってくるので、ぜひそういったものと連携しながら、浪江の仕事ということをよく考えていただければありがたいなと思っています。

で、令和4年11月22日に開催されたF-R-E-Iの第1回設立準備委員会において、今後のスケジュールの中に「仮事務所の役職員の住居の準備」という項目が入っておりました。これはちょっとホームページを見ないとなかなか出てこないところだと思うんですが、そのときに、要するに昨年11月22日の会議の内容なんですが、その後、浪江町に居住についての打診があったのか。また、浪江町で

はその確保ができていのかどうかというのをちょっとお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

F－R E Iの役職員に係る住居につきましては、復興庁から宅地建物取引業法に基づき設立された不動産業者の業界団体であるところの公益社団法人福島県宅地建物取引業協会に対して、当町を含む浜通り地域での空き物件の情報の提供がなされると伺っております。

また、町といたしましては、職員が実際にアパート等を訪問して得た情報や、町内不動産事業者からの空き物件の情報をタイムリーに復興庁に提供しております。

どの物件が契約することになったのかにつきましては、国等における人事とも関連することですので詳細は把握できておりませんが、一人でも多くの方に当町に住んでいただけるよう、引き続き当町の居住環境の周知にしっかりと努めてまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 先ほど58名というふうにお伺いしているんですけども、最初から58名なわけじゃないと思うので、ある程度人数がちょっとずつ増えていくのかなという、ちょっと頭の中で思っているんですけども、ちょっと少し長くなって申し訳ないですけども、日本全国の国際教育研究拠点において、そういった研究者の住居の問題、あるところでは学生の居住の問題等々、住居の問題というのは非常になかなかそこでも進んでいないというのが現状で、日本には今、大きなところと言えば、山形のサイエンスと千葉県柏の柏の葉、それと、一番有名なつくばの学園都市、で、沖縄のオイスト、それと神戸の医療産業都市が国際教育機関として稼働していますけれども、その中で、私が今所属している総務委員会のほうで、実はちょっと今、視察の予定をしていたんですけども、ちょっとコロナの関係でなかなか行けないで今、いるんですけども、これからちょっと計画しようと思っているんですけども、沖縄の恩納村のオイストの視察に行こうかなという今、計画を実はしております、その中で、この沖縄の恩納村のものなんですが、シドニー・ブレナーさんという方がノーベル賞を取って、その方がここに今、所属しております、あそこの中は、私も一度行って来たんですけども、大学院大学がメインの研究施設でして、そこにサイエンティストビレッジとあって、居住を、もう本当に住むだけの場所をすぐそばにつくっているんですよ。それなんかも、私が行ったときは、何人か学生が歩いていたときだったんですけども、夏だったんで

すけれども、本当に研究者が集まっているような都市というか地区というか、で、それも、ほかのその恩納村の住民とは全く別なものをつくっているんですよ。で、ちょっと興味があるので、ちょっとうちの総務委員会でも行こうかなんていうふうに思っていたんですけども、そういったところ、今挙げたところなんですけれども、この辺の視察というのは今、副町長、どんな感じで今、進めているんですかね。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

今年度、国・県とも連携しながら、今お話しのありました鶴岡市でありますとか、沖縄県恩納村につきましては、我々もプロジェクトチームのメンバー等を中心に視察をしてきたところでございます。

その中で、様々な課題や、今後、我々が参考にすべき点もあろうかというふうに受け止めているところでございますので、今後、国・県ともいろいろ共有をしながら、今後の対応について進めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 視察研修するのもいろんなところ行かないといけないと思うんですけども、今行くところはもう、既にもうその過程が全部終わって、もう稼働しているところなんです。で、やっぱり視察に行ったときに、その稼働する前の状況が今の浪江の状況なんですけれども、それがどうなっているかという視察も大切だと思うんです。で、千葉県の柏の葉のところの研究所なんですけれども、あれは大学、東大と千葉大が来ているんですけども、あそこは、あるハウスメーカーが開発して、そこにずっと建売り、全部一戸建てなんですけれども建売りをつくって、で、学生のためにはやっぱり、マンションとまではいかないんですけどもアパートのでっかいようなやつを建てたりして、で、やっぱり居住地を固めているんですよ、その場所に。で、そこに対して、柏の葉の研究所の場合は、そこに民間企業が入ってきて、で、民間企業がその周りで一つのまちをつくっているというような、そういった最初からの構想でやっているんですよ。ですから、行き当たりばったり、ここですというのではなくて、居住地は居住地、で、研究機関は研究機関、で、民間企業が入るところは入るところというふうに分けているいろいろやっているんですね。国が全部やることなので、一々浪江が口出しすることではないと思うんですが、やっぱりその辺、やっぱりこれだけのものを呼んでくるので、その辺もやっぱり副町長、

研究とまではいかないんでしょうけれども、そういうところをやっぱり先行的に目で見て、将来の浪江町を考えるべきだと思うんですけども、その辺、お答えはちょっとなかなか難しいと思うんですけども、その辺も、何て言うんですかね、視野に入れて、いろんな見学を進めていただきたいと思うんですけども。話すことがあれば。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

今ほど議員のほうからご指摘いただきましたのは、まさに今後、町としても取り組んでいかなきゃならない視点かなというふうに考えております。

来年度よりF－R E I立地室というふうなものを設ける予定でございまして、その中で今後、F－R E Iのいろんな研究者の方々であるとか様々なご家族の方とか、そういった方を受け入れる、いわゆるまちづくりのデザインというのも整理していかなきゃならないのかなというふうに思っております。それがいわばF－R E I立地室の担うべき役割の一つのテーマになってくるかなというふうに思いますので、その立地室を中心に、今後は浪江町としての駅周辺整備事業と一体的なまちづくりデザインについて、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 5番目のほうに移りたいと思うんですけども、F－R E Iのロードマップにおいて、令和11年度までに第1期中期計画が完了することになっています。7年間の事業規模としては、約1,000億円の予算を国は想定しているようです。

町としては、このプロジェクトにどのような体制で臨むのか、どのような協力をするのかということなんですが、ちょっと資料がありまして、F－R E Iに関する有識者会議、令和2年度6月に最終的な取りまとめをしました。ちょっと読ませていただきますが、その中の国際教育研究拠点の目的の1番目に、「原子力災害に見舞われた福島、特に避難指示区域等については、人口減少が著しく、また、戻らないと決めている住民の割合も一定程度あることから、人口増加に向けた抜本的な取組が極めて重要である。本拠点は、定住人口拡大、特に次世代を担う若い世代の定着、移住等に関する拠点とする必要がある」、これが11番の目標に書いてあるんですよ、国際教育機関をつくるための。

で、そういったことも踏まえながら、もう一個、F－R E Iの、福島、リサーチ、エデュケーション、イノベーション、リサーチ、

イノベーションの中のホームページの中に、「創造的復興の中核拠点」というのをうたっているんですね。その中でやっぱり、そこで何を言っているかということ、「地域の市町村、住民、企業、関係団体とのパートナーシップもつくりたい」、これも目的の一つとして挙げているんですよ。

で、要は、その2つの崇高な目的でこの計画が進行されているので、そこに浪江町はどのように絡みながら、どのような協力をするのかというのがあれば教えてください。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、F-R-E-Iのロードマップのイメージにおきまして、令和11年度までの7年間で第1期中期計画の期間として、事業規模として1,000億円程度を想定していると発表されております。

併せて、研究内容につきましては、当初は1つから5つ程度の研究グループからスタートし、外部委託等を行いながら段階的に研究グループを増やしていくとされております。

F-R-E-Iでの取組が浜通り地域の課題の解決につながる取組となるよう、県や近隣市町村とも連携を図りながら地域の現状や課題の把握に積極的に協力してまいります。

また、町としましても、新年度から設置しますF-R-E-I立地室が取りまとめ役となり、役場内の関係各課はもとより、企業や大学など、町内で活動するあらゆる方々との連携を図りながら、町ならではの具体的な研究課題等をF-R-E-Iにしっかり提案できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。立派な回答だと思います。ぜひその方向で進めていただければ、多分成功するんだろうというふうに思いました。

それと、ちょっとここから5つは、ちょっと細かくなって申し訳ないですけども、F-R-E-Iは、東京で産学官連携体制の構築に向けたネットワークセミナーを開催しています。研究5分野について、いろんなパネル討論が行われ、様々な検討をしているようです。

で、そこには、福島県知事、復興大臣が参加なさっていますが、浪江町としてこのセミナーに参加したのか、それとも、参加していなければ、その情報収集はできているのかどうかお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

令和5年1月13日に東京にて開催されました第1回F-R-E-I産学官ネットワークセミナーにつきましては、私が現地出席するとともに、役場内においては、オンライン配信システムにより聴講する形式での職員研修会と位置づけまして、約60名が参加いたしました。

理事長予定者であります山崎光悦復興庁参与のF-R-E-Iに対するお考えや、各研究分野で活躍されている民間企業等の取組について、登壇者の皆様からお話があり、主には、産業界に向けたF-R-E-Iが動き始めるとのメッセージであったと考えております。

復興庁や県とは毎週のように打合せを行っており、今後とも国や県とも緊密な連携を図りながらF-R-E-Iの取組等に対する情報収集にしっかりと努めてまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） このネットワークセミナーには、例えば、大きなところで言えば、ロボット開発についてはIHIが、それで、エネルギーに関しては東芝が、で、スマート農業に関してはクボタが、いろんな興味を示しているところであります。

で、この質問をした意図というのはちょっと別なところにあります。で、この国際教育拠点研究所が建ちます。で、いろんな研究者が入ってきます。多分、そこでこれは終わるわけではなくて、そこからそれを産業化しながら民間企業を誘致していくというのが多分、最終的にあるんだというふうに思います。

で、ちょっと先ほど申しました沖縄のオイストの研究は、海洋科学とか生態学とか、ちょっと浪江とは分野が違うんですが、7つの分野の研究が行われておりますが、そこに附属してきている民間企業が今、4つか5つ多分大きなところが入ってきているんですけども、それそのものが、実は恩納村ではないんですよ。そのお隣の平仮名でこれ、うるま市という、お隣とちょっと離れているかも分かりませんが、うるま市の前は周りの何町村かが集まって、うるま市というふうになったんですけども、そこに企業立地サポートセンターをつくりまして、化成工場とかバイオ工場、で、工業技術センターなど、そういった企業が誘致されているんです。

で、浪江だけをという考え方になってしまうと、ちょっと私も語弊があるかと思うんですけども、やはりあれだけのものを浪江に持ってきたのであれば、そこにくっついてくるところも、要するに民間企業もやっぱり浪江に誘致しないと、効果は表れてこないと思うんです。

そこで、あえてこういったセミナーなんかで興味を示したところというのは、その研究に対して、じゃ、うちの会社でそれに乗って

みようかとか、それと連携してみようかというような会社が多いかと思うんです。だから、そういった情報をやっぱりきっちりつかんでいていただきたいという意味で質問しました。答弁はいいです。

で、その後、令和4年11月22日に開催されたF-R-E-Iの第1回設立準備委員会において、やっぱり今後のスケジュールで、先行研究の実施という項目が、副町長ご存じだと思うんですけれども、あります。で、そこで、我が福島県の福島大学と会津大学がロボットの分野で採用されたと。さらには、福島大学ではもう一点、農林水産業分野の研究も採択されています。

浪江町の自然保護及びスマート農業など、これ、連携できるところがたくさんあるなというふうに思っているわけです。そんなところなんで、この辺の先行研究ではありますが、こういったものが将来に結びついていくというふうに私は考えていますので、ちょっとその辺把握しているのかどうか、それともこの辺、何か動きがあるのかどうかお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問についてお答えいたします。

先行研究とは直接結びつきませんが、これまで当町では、福島イノベーション・コースト構想の大学等の復興知を活用した人材育成基盤事業におけるスマート農業の取組や、福島水素エネルギー研究フィールドを活用した水素エネルギーの様々な実証試験など、産学官が連携した様々な技術開発を進めてまいりました。

F-R-E-Iの研究につきましては、国の令和5年度当初予算において126億円が計上されておりますので、これまでの取組や当町の有する強みをF-R-E-Iの研究に結びつけられるよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） その答えをお待ちしていました。

福島県というか福島大学に関しては、やっぱり震災も、例えば、農業を再開する、水稻栽培を再開するなんかのときに、学生たちが入ってきていろんなお手伝いをしているんですよ。多分、農林水産課長あたりはよく知っていると思うんですけれども、浪江との関連が結構広いというか、深いと言ったらおかしいですか、そういったところがこういったものに興味を示しているので、やはりその辺のところ、情報交換をしながら、例えば、キャンパスの中で福島大学のこういった生徒たちが浪江に入ってきて、いろんなミーティングをできる場とかそういったものを提供していけば、これがだんだんだんだんだん実を結んでくるのかなというふうに思っています。

で、さらに8番目の質問は、なかなか強引なところで申し訳ないと思うんですけども、県は、F-R-E-Iと連携して放射線化学、創薬医療分野を中心に事業展開を考えております。で、地域に密着し、連携の核となる病院として大野病院の後継施設の立地も検討しています。で、今後、病院が、浪江町の場合は今のところは2,000人なので、診療所等でも十分にできると私は思っておりますが、今後、こういった人口増加に向けていろんな方が入ってきました。で、病院どうしますかねということ、多分病院不足というのは、多分想定されるのかなというふうに私は思っております。

で、せっかくF-R-E-Iと連携してという言葉をつけているので、浪江町のほうにこのF-R-E-Iと連携する大野病院の後継施設の立地もちょっと頭に入れていただいたらどうか、というふうには思うんですけども、お答えをお願いします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

県立大野病院につきましては、福島県におきまして、双葉地域の中核的な病院として在り方が検討されており、現在は検討会議が設置され、議論が重ねられているところでございます。

この中におきまして、場所につきましては、大熊町に設置すること、また、F-R-E-Iとの連携を視野に入れることについても、これまでの検討概要として県から公表されているところでございます。

町といたしましては、現状の被災地域の復興の状況を踏まえ、双葉地方のそれぞれの町村に同じような施設が設置されるのではなく、各町村間での広域的な協力により、この地域として必要な施設が確保されることを基本とすべきと考えております。

県での検討内容は、双葉地方全体での医療連携を視野に入れた検討がなされておりますので、これを尊重いたしますとともに、その連携体制の中で町としてできることをしっかりと取り組んでまいります。

他方、町内の医療環境の充実につきましても重要な課題として認識しておりますので、居住人口の動向なども勘案しながら、引き続き関係機関等と調整を図ってまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 模範的な回答かなと、今、思ったんですけども、大野病院の代わりは大野だというような、これはセオリーだと思うんですね。で、今現在その病院がないわけじゃなくて、あるわけで、それをリフォームするんだとか新設するんだかいろんな方法はあるんだと思いますが、やはり今、富岡にも公立病院があります。

で、今後、大熊にこの病院ができてしまえば、真ん中に2つ集まるというようなことで、例えば、双葉郡で言えば南の広野、北で言えば浪江というふうに、距離的なものもあるかと思うんです。やっぱりこういったことを、がさつにやるというわけにもいかないと思うんですが、そのF-R-E-Iを浪江に誘致した、で、そのF-R-E-Iと連携をしないといけないんだと。開設時期も多分発表になっていると思うんですが、これをものにしろというわけではないんですけども、やっぱりこういう話があれば、やっぱりいち早く手を挙げて、いち早く提案をしてというような方向性も少し考えておいたほうがいいのかなどというふうに思っています。お答えはいいです。

9番目、復興庁は、F-R-E-Iの事業に地元の意見を反映させるために、復興庁、県、浜通りなどの15市町村で構成する広域ワーキンググループの設置を決めました。で、F-R-E-Iの座談会として、地域の課題の解決や機構との連携に向けた意向を聞き取る方針が示されておりますが、町としてはこれにどのように対応するのかというのをお答えください。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の広域連携に関わるワーキンググループにつきましては、福島再生特別措置法に基づく新産業創出等研究開発協議会の下位組織として設置されるものと聞いております。また、座談会につきましては、その形式等についての詳細な説明はまだ受けておりませんが、地元の民間事業者なども参画する場と伺っております。

当町の既に避難指示が解除された地域については、着実に復興が進んでいるものの、地域によってその状況に差があり、また、今月末の避難指示解除を目指す特定復興再生拠点区域につきましては中山間地域が多く、産業の再生や生活環境の整備といった前例のない困難な課題が山積しているなど、地域の実情に応じた対策が必要であることを強く訴えていかなければなりません。このため、新年度、地域の取りまとめ役を担う行政区長会や商工会などの各種団体から定期的に意見や要望を伺い、迅速かつ的確に町政運営に反映させることを目的とした官民一体の組織、浪江町情報連絡協議会を新たに立ち上げ、複雑化、多様化する地域課題等について情報交換を進めてまいります。

町としましては、連絡会、協議会などで議論された地域の思い、そして、具体的な提案をF-R-E-Iにしっかりと伝えることができるよう対応してまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） まさにそのとおりだと思います。

やはりこういったことが、もうやるんだというふうに決めたら、その準備をするというのはさすがだと思いますので、復興大臣もちょっと発表なさっているんですが、地域との連携は非常に大切だと、F-R-E-Iの。F-R-E-Iは、地域との連携は非常に大切だというふうなこともおっしゃっていますし、初代理事長としての山崎さんも参加するというようなことも聞いておりますので、ぜひ町のほうできちっと取りまとめをしながら、F-R-E-Iに対して浪江町の思いをきっちり形として伝えて、ぜひ発展させていただきたいというふうに思っています。

で、最後の質問なんですが、F-R-E-Iのミッションには、福島復興の実現の中核拠点を目指すとなります。

長期にわたる避難等の影響により、人口減少や産業の担い手不足、残された広大な未利用地、未活用地の再利用の解決を目指しています。さらに、浪江町の現状の課題、まさにこれは浪江町の本当に現状の課題だと思います。

で、このF-R-E-Iのミッションに合わせて、創造的な復興を実現すべきだというふうに私も思っておりますが、この辺に対する町の連携に関して、ちょっとお答えがあれば。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 渡邊泰彦議員のご質問にお答えをしたいと思います。

当町は、いまだ町全体の8割を占める帰還困難区域や防災集団移転促進事業において、町で取得した津波被災地域など、広大な未利用地を有しております。復興再生に向けた道のりは、長くて非常に厳しいものと私は考えています。今後、今の状況を、ある意味ピンチをチャンスとしてF-R-E-Iが立地をするわけでありますから、F-R-E-Iの研究テーマと密接に関連して、我が町も相乗していかなきゃいけない、そんな思いが強いております。

農林水産業についても当然であります。地域産業の強化、そして、この地域を担う未来の子供たちの教育についても、F-R-E-Iの影響が非常に強いものと思っております。

町は、復興計画第三次後期計画に向けて、F-R-E-Iとの連携の方策やその仕組みについて、具体的な検討に今後、入ってまいりたいと思っております。

加えて申し上げますが、渡邊泰彦議員のF-R-E-Iに関する質問であります。私はF-R-E-Iについて、当町が立地の決定をして以来、様々な地域のご意見も伺っておりますし、福島県、そして、

被災地、岩手、宮城、ある意味東北を担うものと期待もされております。

また、2040年の人口減少が顕在化する中で、社会環境が大きく変貌していく、そういったことにも対応していくのがF-R-E-Iだという話も伺っております。

あらゆる今後の社会的な現象、ソフト、ハード面で研究される拠点が当町にあるということでもあります。したがって、浪江町当町だけでF-R-E-Iを完結するものではありません。研究、実証、実用、そして、渡邊泰彦議員が先ほど申し上げいただいた、将来、企業が、ある意味その研究されたものに投資がなされて、そして実用化していく、新たな経済が動き出す、そういったものの、つくり立てするソフト、ハード面での大きな期待が持たれるのがF-R-E-Iかと思っています。

そこに勤められる方々、職員の方、そして研究される方の居住が、どこに住むんだらうというのも、よく話題になります。これらについては、F-R-E-Iができることによって、その準備事務所が開設する、住まわれる方が五十数名、そして、今後どんどん増えていく研究者がどんな生活をされるだらうというようなことも、それぞれご想像されているようでありますが、これらについても浪江だけで受け入れられるものなのかというようなこともあるでしょう。したがって、4月からF-R-E-Iの準備する事務所が、開所します。立地する浪江町として、様々今後協議を進めながら、地域全体や東北や、そして、我が国の今後の社会現象に対する様々な研究者が研究しやすいようなこの浪江町をつくる、そして、双葉郡をつくる、そして、この浜通りをつくる、それが我々立地する浪江町の責任かと考えております。

どうか渡邊泰彦議員におかれましても、この我々が考える以上の超越した事業であります。これらについても、今後ともご指導とご協力をお願いして、私からの答弁にさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 町長、ありがとうございます。

吉田栄光町長におかれましては、これまで培った国との多分独自のパイプとか、様々な交渉ルートを私はお持ちだと思っています。それをフルに活用していただいて、浪江町を創造的復興の中核拠点として、何とか完成に導いていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

で、町長からありがたいお言葉をいただいたので、次の質問に移

らせていただきますけれども、ちょっともう12分しかないので、ちょっと急いでやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

次は、浪江駅周辺整備計画についてですが、先導整備エリアというふうに位置づけられているものが令和8年度の予定です。完成が令和8年度。

令和4年3月にグランドデザイン基本設計が公表されてから、約1年たちました。その中で、分散されている交流機能、居住機能、商業機能について、それぞれの進捗状況を教えてください。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

交流機能につきましては、令和5年度に基本設計を行います。

居住機能につきましては、令和4年度に基本設計を終えまして、令和5年度は地質調査を行い、その後、実施設計を行う予定でございます。

また、商業機能につきましては、令和4年度から令和5年度にかけて基本設計を行います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

整備計画のスケジュールがかなりタイトだなというふうに私は今、感じておりまして、基本設計が令和5年度、実施設計が令和6年度、工事が令和7年度から8年度、2年間で、全体で6か年の計画になっているわけですが、令和8年度に先導エリアが完成予定だというふううたっていますが、計画そのものの変更、検討項目等が今、生じているのかどうかお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

現在のところ、令和8年度の事業完成に向けて、各施設の設計や用地交渉を進めております。用地交渉につきましては、2月末で約6割の方からご契約をいただいております、残り4割の方についても交渉を重ねております。

また、主たる建物は町が主導で設計をしておりますが、JR常磐線に係る東西自由通路の設計につきましては、JR東日本と協議を重ねております。

用地の確保及び自由通路の設計協議等、相手方のご了解等が必要なものにより、今後、スケジュールが変更になる可能性がございますが、まず計画どおりに進捗するように努めているところでございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、スケジュール等が随分タイトだなというふうに、最初にお断りしたんですけれども、やっぱりJRとの協議、自由連絡通路、あそこが一つのメインになる計画だと私は思っているんです。やはり、あそこはかなり難しい会社なものですから、なかなか工事なんかも日本全国どこでやっても進まないような感じなので、ぜひそこら辺の交渉をスムーズに進めながら、令和8年度にそこだけが残ってしまったというような計画ではなくて、やっぱり全体的に完成するように進めていただきたいと思います。

で、1月に南三陸のほうに行ってきました。それで、そこで隈研吾先生が設計された「南三陸311メモリアル」というのを見てきたんですが、これの工期が令和2年度の12月から令和4年度の2月の予定でしたが、約半年、10月オープンだったものですから、約半年遅れたんです。で、そのときに、その南三陸町の役場の方が講師としてこの説明をしていただいたんですが、なぜその工期延長になったんですかというふうなことをお尋ねしたら、隈研吾先生のデザインというか、その建物のデザインが、やっぱり加工方法や接合方法が特殊なため、施工図の作成にすごく時間を要したと。で、施工図が完成しないとなかなか建築に入っていけないということなので、時間がかかったと。それと、やっぱり隈先生のデザインというのは特殊なデザインで、なかなか変更ができないんだと。そういったことが主な原因で、工期が遅れたという理由で言われたんですけれども、それ、その辺の、町としてやはりちょっと隈研吾先生のデザインというか建築そのものの工法というのは、なかなか特殊だというのは私もよく分かっていたんですけれども、現場に行ってみたらやっぱり特殊だというのは分かったので、その辺は建設課として研究等々の視察なんかは予定しているのかどうか、お尋ねします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

まず、ただ今議員が南三陸町を訪問されたということですが、駅前整備事業の関係の職員で、昨年、そちらの施設も私たち視察をさせていただきました。

本事業につきましては、隈研吾先生の設計や、あとは木材、あとは町での水素・再生エネルギーの活用など、特色ある取組をしておりますので、建物の設計や工事において留意すべき点について、確認が必要であると認識しております。

また、先行事例に学びまして、設計関係者と連絡、協議を密にしまして、本工事の円滑な進行に努めてまいりたいと思います。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 建設工事の発注方式で、ここはお答えできるところだけで結構なんですけど、南三陸町では、町の発注ということで、制限付き一般競争入札で、町の事業者が入札取ったと。で、その発注形式なんですけど、こういった形式を今、想定しているのか。今の時点で分かることがあれば、ちょっと教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） まず、工事につきましては、工事の発注形式については、指名競争入札か、あとは一般競争入札かがございます。また、発注形態につきましても、単独発注がいいのか、また、共同企業体としたほうがいいのかがございますので、それぞれの建物、工事の希望により、これは発注時にそれぞれの課で検討していくものと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 町の事業者に対して、計画がきっちり決まれば、何か説明会等々とか、また、情報交換等の場を設ける予定があるのかどうかもお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 地元業者に対しての計画の説明会等につきましては、一般競争入札の場合には入札の公告によりまして、また、指名競争入札の場合には指名業者への通知の際に入札の説明と設計図書等の積算資料が初めて公表になりますので、入札の事前に説明をする場については、現在のところ計画はしておりません。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） この計画、今、ちょっと課長がお答えしたのはちょっと違うんですけども、地元業者というのは、建設業だけではなくて、商業もありますし、工業もありますし、サービス業もありますし、そういった方々に対するいろんな建物の内容の説明とか、見学の説明なんかの場所を設けてもらいたいという意味でちょっとお伺いしたんですけども。

というのは、商業施設のほうに地元業者が、何店舗かがもう申込をしているんですよ。で、その方式も、今までは、土地だけを提供していただいて自分の建物を建てて、そこで商売をするというような方式で募集をかけたんですよ。多分、産業振興課長がいるから分かると思うんですけども、多分今回、この方式となると、多分

これ、というような方法になってしまうんだらうというふうに思うんですけども、その辺の説明をきっちりしたらどうですかということをお尋ねしたんですけども、お答えがあれば。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

商業機能に限らず交流機能等も含めまして、各施設の規模や間取りなど、入居の募集も含めまして説明会の時期と内容は、今後、検討させていただきます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 3分しかないのでやめたいんですけども、最後に、東北地方というか、復興に関するものに関して、今、隈先生はいろんなところを設計して、その施設ができていますよ。で、私が見たところは、今の言った三陸と、あと、陸前高田、登米などで、いろんな建物を見せていただいていたんですけども、研修で、非常にお客さんが多いんですよ。で、そういったお客さんとちょっとお茶飲みながら話す機会も何回かあったんですけども、やっぱり隈先生のデザインなので見に来たいというお客さんが結構多いんですよ。それだけ有名なんだと思いますけれども。

その辺もちょっと、今からそういったところを視察しながら、どういったもので隈先生のデザインできているのか。それとも、その周りのものがどうなっているのかというのも、やっぱりこれ課長とすれば、視察しておくべきだと思うんですけども、その辺ちょっとお願いします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 先ほど、南三陸視察させていただきましたとお答えをしましたがけれども、登米市の施設につきましても併せて行程上、視察をさせていただきました。

やはり隈先生デザインということで、注目度は高いと考えておりますので、以降、基本設計とか実施設計も含めましてだんだん形になってきますので、視察等も検討して業務に生かしたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 以上で11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで、昼食のため13時30分まで休憩入ります。
(午後 0時05分)

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時30分）

◇ 紺 野 豊 君

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君の質問を許可します。

2番、紺野豊君。

[2番 紺野 豊君登壇]

○2番（紺野 豊君） 私のほうから、まず今回につきましては、5つの項目を上げてあります。質問方式につきましては、一括質問方式で出していきます。

じゃ、まず、最初に1問目の行政について、その部分を質問させていただきます。

令和5年度、町の復興・再生の施策について。

吉田町長におかれましては、令和4年7月10日に当選され、8月5日の日に役場に初登庁され、職員を前に訓示された。復興という大きな仕事を遂行していくんだと抱負を述べられました。16年間の県議会議員の経験を生かし、全責任を町長自らお取りになるので、目的を持って進んでいこうと職員の前でお話しされたというふうに聞いています。

就任から7か月たっていますけれども、そのときにお話しした医療関係、福祉関係を中心に力を入れたいというお話があったと思いますが、この辺、令和5年度はどのように取り組んでいくのか、まず1点お聞きいたします。

次に、就任時、町の基幹産業である農林水産業の再生、また、企業誘致等により安定的な働く場を確保していくんだとおっしゃられておりますが、具体的に今年はどのようにするのかお伺いをしたいと。

3つ目に、2012年（平成24年）10月策定、浪江町の復興まちづくり計画の中で、復興の基本方針である第一次計画の中で全ての町民に対して、「すべての町民の暮らしを再建する」ということで、すなわち、どこに住んでも浪江町民の暮らしを再建する、復興の基本方針を継続されると去年、山崎議員あたりにお話ししていたと思います。その部分の中身なんですけれども、ちょっと聞いたかったのは、今は復興第一次から第三次になっていますけれども、第三次の中にはその部分が入っていない。そのときの第一次の中に話した部分というのは、どこにいても町とのつながりが持てる環境をつくる、2つ目が町で充実した生活ができる環境の再生を行う、3つ目に生

活再建を達成できるよう必要となる支援を行う、4つ目に生きがいづくりや、充実した健康管理により、生き生きとして生活ができる環境にする、この部分の4点は今の段階で第三次復興計画に入っていないませんが、継続するのか、それもお聞きしたいと思います。

次へ進みます。

町の展望人口について。

令和4年12月末現在、町の人口は1万5,590人、世帯数は6,666世帯であります。居住人口は1月ぐらいい変わるとは思いますが、12月は1,947人、居住世帯数は1,190世帯あります。平成29年3月末、一部避難指示解除からいまだ2,000人足らずの状況であります。

平成28年3月に策定したまち・ひと・しごとの中で、浪江町の人口ビジョンでは約8,000人との目標変更を掲げております。この中身については2015年住民アンケートにおいて、不自由でも帰還したいという人口が5,000人、プラス移住・定住、あとこちらに仕事関係でいる方がおられて、8,000人という感じで上がっていると思います。

しかしながら、いまだに人口は2,000足らずだと、今2023年で2035年まであと12年しかないということは12年で6,000人ぐらいい人口が増えなきゃいけない。今の1年間の感じで見れば500人ぐらいい増えなきゃいけないということなので、今の現況の中、確かに町に頑張ってもらっています、移住・定住で。その中にはありますが、やっぱり見直しのほうを凶っていただきたいと思うんです。そういう関係なので、見直しとかできるかどうか、その部分を下方修正されないのか、その部分をお聞きしたいと思います。

次に進みますが、3つ目に町所有の資産の今後の活用について。

今、浪江町では、中上ノ原、南上ノ原、北上ノ原、酒田住宅と解体されました。今からF-R-E-I関係が来るわけだ、来るとは思います。実際来ます。本来であれば解体しないで残せばよかったじゃないかという町民からの意見も聞きます。先ほどの話の中でほかの町民からも一応、町の方から職員をやっぱり住んでいただくような感じになるじゃないかという話はしていますけれども、やっぱり実際、ましてや今から生かしていくという部分を考えると現状、解体したまま放置では困るから、やっぱり今の感じの中、今後どのようにされるのか、具体的なお話を聞きたいと思います、どのように利活用されるのか。その部分をお聞きしたいと思います。

4番目としまして、行政区の見直し。

確かに、今、町内の居住人口は回復が遅れている感じがありますけれども、去年の6月に私、前に質問させていただきましたけれど

も、行政区の見直しというのは一番これ、運営は厳しいと思いますけれども、40幾つぐらいの行政区があると思います。やっぱり今ね、先月もそうだけれども、南相馬なんかも事件が起きましたよね、強盗。やっぱり防災無線かなんかでカギ閉めろ、なんて言っている感じがあるかもしれませんけれども、やっぱり老齢化しているんですよ、今みんな。私なんかも帰るとき、誰もいなかった、触れ合いもなかった、待っている部分はあるということがあるから、今難しい部分はあると思いますが、行政区の見直しをするというのは。

でもね、見直しを待っているんですよ、実際。そういう部分があるから、早め早めにやっぱりやって、去年の6月からその話の回答はない、変わっていないと思うんですよ。やっぱりどんな動きをしているのか、その部分はやっぱり実際皆さんにも話してもらわないと困るので、現状を鑑みながら、どのような状況下にあるか、今後どういうふうにしていくのか、その部分のお話を聞きたい。

次に、5番目なんですけれども、休校中の浪江高等学校についてということで、東日本大震災及び原発事故の関係で2015年の年に福島県立ふたば未来学校の開校に伴って募集停止となったんですね、浪高は。それで、2017年末に休校になったと、いまだに再開しない。

もともとは、双葉郡には富岡、大熊、双葉、浪江とあった。この浪江高校というのは、私は川添なものだからすごく関心度が、昔は3時に行くと野球の練習とかで声が聞こえたのね。寂しいんですよ、実際。そういう関係があるから、やっぱりほかのどこの町でも高校と学校は欲しいと思うんです。

先ほど、質問の中でも中学校も保育園も遠くへ行くんだと変わっちゃいますね。わざわざほかの町まで行く必要ねえ。前は原町のほうからも来ているし、ほかからも来ているし、聞きたいわけですよ。そういう感じがあるので、やっぱり早め早め、先手の仕事が一番いいと思うんです。

町長は、昔、県議会にもいたから分かると思うんですが、やっぱり今の現況というのは人口が減ってきたし、子供、生徒の数も減っているから学校も確かに統合が多いんです。ただ、それよりも先んじて意思を出したほうがいいのかなということなので、今の再開をこの前、去年6月かな、私質問したんですけども、ああ、あれか、前、茂さんだったかな、立ち話したんですけども、要望活動をやっているのかどうか、今、刻々と時間的には去っていきますよね、経つのが早い。やっぱり皆さんで回してもらおう。人口は増えていく当然人口は少しずつ増えていくかわかんねえけれども、やっぱり物事は先んじてやらないと駄目だと思うんです。そういう部分、今どの

辺を、前、佐々木茂議員が言ったときに回答まだなかったなので、その部分の回答を踏まえて意見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（平本佳司君） 答弁者、町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野豊議員のご質問にお答えをいたします。

令和5年度、町の復興再生施策についてのご質問にお答えをいたします。

令和5年度は、震災と原発事故から12年が経過するとともに、浪江町復興計画【第三次】の3年目となります。復興計画に掲げる「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向けた取組を加速していく重要な年であると考えております。

医療の充実については、県議時代に県立医大の菊池前理事長とともに双葉地域の医療体制の再構築に取り組み、ふたば医療センター附属病院の整備を進めるとともに、双葉郡の広域的な基幹医療を担う県立大野病院の再建を進めてきた経過がございます。

先般、大熊町に大野病院の後継となる病院を整備する方針が示されましたが、政策医療の視点から、浪江町をはじめ双葉郡の基幹医療となるべきものと考えております。加えて、後継となる病院と各町村の診療所の連携が図られることを期待しております。

また、さらに本町の復興が進めば、町内に新たな民間医療施設の進出にも大いに期待をしているところであります。

次に、福祉の充実については、大熊町、双葉町、葛尾村、当町の浪江町、いわゆる北双3町1村の帰還する住民は厳しい状況に置かれておりますが、各町村と連携して、これら福祉には充実を図っていくことが重要と捉えております。先ほども申し上げたとおり、本町の復興が進めば本町だけの福祉や様々なサービスが展開される、これが理想であります。今の本町の北、特に3町1村の復興状況を見れば、これらの連携が必要と思っております。

○議長（平本佳司君） 答弁調整に入ります。

（午後 1時44分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時45分）

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） まずは、農業についてお答えしたいと思います。

双葉郡の町村の中でも広大な農地を有する当町においては、農業の再生は喫緊の課題であります。

圃場整備事業などの農業基盤整備を加速させていくとともに、運用を開始している育苗施設やカントリーエレベーターを最大限活用し、スマート農業技術などを組み合わせた効率的で収益性の高い農業の実現に向けて取り組んでいくこととしています。

また、新規就農者や農業関連法人など、新たな担い手の確保にも力を入れてまいります。多様な担い手が意欲を持ってふるさとの農地を守っていくことができるよう、農業を目指してまいります。

続いて、水産業についてお答えします。

海面漁業については、請戸漁港周辺のインフラ整備が完了し、令和2年4月より、競りが再開され、請戸産の水産物が県内外へ出荷されております。

一方で、海水温上昇による水揚げされる魚種の変化、処理水の海洋放出が消費者へもたらす不安や風評など、漁業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

町としても、漁協や関係する皆様と連携し、請戸産海産物のPR事業などに取り組むことにより、海面漁業の再生を支援してまいりたいと考えております。

内水面漁業についても、サケふ化・採捕施設の整備や稚魚放流事業への支援などを通して、ふるさとの河川環境再生に取り組むこととしています。

続いて、林業についてお答えします。

町では、避難指示が解除された地域を対象にふくしま森林再生事業による間伐等を実施しているほか、町内小中学生を対象とした植樹体験などを取り入れた森林環境学習に力を入れております。

しかしながら、当町の総面積の約7割は森林が占めており、その大部分において長期間にわたり立ち入ることが難しく、管理できない状況があります。

町としても、森林の公益的機能の維持増進と将来的に浪江産の木材を活用した事業展開が図られるよう、引き続き国・県、関係機関と連携しながら、林業再生に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 私からは、企業誘致等による安定的な働く場所の確保の具体的なビジョンについてお答えいたします。

まず、安定的な働く場の確保はもちろんのこと、魅力ある雇用を創出していくには特にこれからの浪江町を担う若い世代に希望を持

って働いていただくことが重要と考えております。

また、民間投資を活性化することで企業にしっかりと地域に根付いていただき、地域経済を循環させてこそ持続可能な町が実現できるものと考えております。

浪江町には、F H 2 Rをはじめとするエネルギー関連産業の集積、駅周辺整備による魅力的な町並み、福島国際研究教育機構の立地などの強みがあり、これらを有機的に組み合わせた誘致活動を展開してまいりたいと考えております。さらには私自身のこれまでの経験とネットワークを生かし、トップセールスによる誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、どこに住んでも浪江町民の理念の継続についてお答えをいたします。

馬場有元町長、そして、吉田数博前町長におきましては、どこにいても浪江町民というような考え方で町政を進めてこられたと思います。私も同様であります。どこにいても浪江町民というのは震災を振り返ると、特例法の中で国が長期的に避難するであろうという前提の中で、住民票を持ったまま、それぞれ町外、県内、県外に避難している町民の方々が避難先で必要な行政サービスを受けられるよう認められたものと受け止めております。

そうした中、現在、震災から12年が過ぎようとしておりますが、いまだ1割の方しか帰還されておらず、9割の方が町外に避難をしておられるというような現状の中で、町内外に関わらず、町民の生活再建を支援する必要があると考えております。

私は、帰還された町民、町外に避難されている町民、様々な町民の方にご意見を伺いました。非常に残念なこともありました。いまだに浪江町民ということのを伏せて、避難先でお暮しの方もおられます。避難先での住民の方々との共生というのは非常にまだまだ大変なことがあるんだなと実感をしたところであります。

どこにいても浪江町民というような考え方と同様に、避難先で町民の方々が避難先の住民と共生、協働することが非常に大切なものだと思っております。私は、これから共生、協働についてもしっかりと町長として考えを深めていかなければならないと、そんな強い思いがあります。

加えて、この町に帰還された町民の方々と町外に避難されている町民の方々との絆維持が重要であると考えております。避難が長期化すれば、これら絆についても時間の経過とともに変わってまいります。

町の行政の責任者として、町民の方々としっかりと膝を交えなが

らお話をし、ご意見を伺いながら、町として可能な限りの支援を続けてまいります。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、大きな2番の（1）2035年まで8,000人の目標を掲げておりますが、見直しの考えはないかとのご質問にお答えをいたします。

福島国際研究教育機構の当町への立地が決定いたしまして、本年4月には仮事務所が開所されます。福島国際研究教育機構は約5,000人規模の関連雇用波及効果があるとされており、今後、町内の雇用、居住、教育など、町を取り巻く環境が大きく変わることが予想されます。

このため、町といたしましては、こうした環境の変化に適切に対応しながら、まずは2035年までの目標である8,000人の居住人口を達成するための取組を進めることが重要であると考えております。

続きまして、大きな3番、町所有の資産の今後の活用、解体された町営住宅等跡地の活用方針についてのご質問にお答えをいたします。

解体された町営住宅の敷地の今後の利活用につきましては、現在のところ具体的な利用用途が決まっておりませんが、除草等の維持管理費用の負担の面なども踏まえ、その他の普通財産も含め、今後、事業用地としての利用を検討しつつ、売却も含め利活用については検討してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 行政区の見直しについてお答えいたします。

町としましては、今後の行政区の在り方等については行政区長への聞き取り調査を実施しておりますが、その意見の中には町内に帰還できない区域がある中で行政区の再編を行うことに懸念を持たれている区長もおられます。

また、現行政区に対する強い思いを持っておられる区長の方も多くおられまして、再編に当たっては改めて区長の皆様の意見も尊重しながら、将来の行政区の在り方についての議論を進める必要があると考えておりまして、具体的な見直しについては進んでいない状況でございます。

今後も、引き続き、行政区長会の意見や地域の声、実情等を踏まえながら、将来に向けて適切な行政区の在り方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 高校再開の要望活動についてのご質問にお答

えいたします。

郡内の高校は、それぞれの町の復興に欠かせない役割があり、積み重ねられた伝統は住民の心のよりどころであったことから、将来的な帰還を前提とした検討をしていただくよう、双葉地区教育長会として県教育委員会に対し、毎年継続して要望しております。

県立学校でありますので、その判断は福島県教育委員会となりますが、現状について県教育委員会に確認したところ、現時点での再開は未定であり、地域の復興状況、郡内各町村の帰還状況、また、郡内の小中学校の就学状況を継続して注視しているとのことと聞いております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 再質問はありませんけれども、1点だけちょっと町長にお伺いしたいことがあります。

先般、2月5日、浪江町アリーナにおいて東京電力福島第一原発事故に伴う帰還困難区域のうちの拠点の解除ということで、7か所で説明会がございました。

それが一番最後だったんですけれども、その住民説明会の中で、町長さんから自らちょっと2022年版の第11回「住みたい田舎」ベストランキングにおいて、人口1万人未満の町村のランキングができました。全国で671あったんですけれども、浪江町は2番目です。1番はちなみに北海道の沼田町ですね。3番目は長野県の宮田村が入りました。

私は、先ほど町の展望人口の話したんですけども、8,000人と、それで8,000人という目標、5,000人のF-R-E-Iの関係の話も出た。要は納得したんですけれども、やっぱり全国でランキングに入るということは確かにいい部分だ。

ただ、住みたいまちの田舎の中では駄目だ、どうしようもないんですよね、住みたいまちの田舎だけでは。

やっぱり、当町の目指すべきは住み心地がいいランキング、福島県でいいますと2021年版でトップテンを申し上げますね。1位が郡山市、2位が福島市、3位が本宮市、4番が須賀川市、5番は町では三春町、6番が矢吹町、7番目が伊達市、8番は西郷村、浜通りは1か所、9番でいわきが入っています。10番が桑折町なんだけれども、何せ今、浪江は避難関係あるから、何ともしようがないんですけれども、やっぱり今からは住み心地のいいまちをつくっていかないと人口は増えない。

まず、住んでよかった、いい町だ、住んでいいなというよりも、

住み心地がいい、住みやすいまちづくりのほうにシフトしながら8,000人を目指していく方向がいいと思うんですが、1点だけその部分の町長のお考えをお聞きしたい。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野豊議員の再質問にお答えをいたします。

私の先般の発言を受けてのご質問かと思えます。当町が移住をしたいまち2位ということで、お話をさせていただいた経過もございます。その中で、今、紺野議員の質問の中にありました住み心地のよいまちをつくらなければならないであろう、福島県でいえば郡山市のようなまちであろうというようなご指摘、そしてご意見を伺ったところであります。

私は、郡山市のような中核都市のように、今、この時間軸の中で住み心地のよいまちを想像することは理想であります、持つことはなかなかかなうことができません。

このアンケート結果で、ある方とお話をさせていただきました。そのとき、こういうお話をさせていただきました。あの震災、事故から12年を経過する中で、当町は全町避難というような過去の歴史にないような状況の中で、ゼロどころかマイナスからスタートをして、6年前に解除をして、そして2035年には8,000人を目指す計画で今復興がなされております。様々、震災後、前馬場町長、そして、吉田数博町長を中心にそれぞれの町民の方々が復興に力を注いで、今に至っているかと思えます。

そのとき話した言葉は、この浪江町で一緒に今後新しいまちをつくる、それを肌で感じてみませんか。一緒に我々と復興をしてみませんかという、町外の若い人たちにお話をした経過がございます。わくわくする話もさせていただきました。

こういった様々な復興の時間軸の中で、いずれ住みやすい、住み心地のいい浪江ができると思っております。今現在、私から申し上げることはそれぞれのお立場、町民の方々、そして協力者、関係者の方々が今までどおり継続して、この浪江の復興を進めるべきと思っております。こういった考えに共感を持たれる方が徐々に増えてきているのかと思っております。いずれ浪江は紺野豊議員の理想のとおり近づける形を進めてまいる考えであります、今現在、今の状況をしっかりとお伝えをしながら進めていくべきと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） どうもありがとうございました。

次回も同じような話しをするかも分かりませんが、やっぱり復興というのが一番だから、よく含めながら。やっぱり私が一番考えたのは8,000人の人口の部分が一番今回考えたんだけど、理想を持つというより、現実的なものを持つのが大事なんだ。とにかく自分らも頑張りますので、やっぱり町も頑張ってください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（平本佳司君） 以上で、2番、紺野豊君の一般質問を終わります。

◇ 佐々木 茂 君

○議長（平本佳司君） 次に、8番、佐々木茂君の質問を許可します。

8番、佐々木茂君。

[8番 佐々木 茂君登壇]

○8番（佐々木 茂君） 帰還困難区域の中で整備された区域が今月末、解除というような報道もありましたし、町長からもご説明いただきました。町長をはじめ職員の皆様には本当に感謝を申し上げたいと、こう考えておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

さて、1番目の質問として、津島の復興公営住宅についてなんですけど、私も二本松の石倉団地の管理人をやって、自治会の役員もやっております。いろいろ話を聞きますけれども、体の動くうちにもう浪江に帰りたいという人が結構いらっしゃいます。

その中で、じゃ、津島に10戸できたから7戸空いているぞと、3戸は今のところ募集を聞いておまして、津島にはどうだという話をしたら、もう住所も全て持ってこなくちゃ住めないようだ、条件的に、そういうことがありまして、7戸空いているということで。ただ、現状では大分拠点区域内にある家はほとんど壊されたし、それ以外の家もほとんどもう動物が入って、荒れに荒れて、もう解体しか方法がないんじゃないかと思っております。

ですから、今後、津島の7戸空いている住宅についてどのようにして進めていくか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

津島地区の福島再生賃貸住宅の空き室につきましては、現在再々募集を実施しているところでございます。今後も継続して募集を行い、空室解消に努めてまいります。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 津島の方々の中には、やっぱり県内、県外に

今移住というか、引っ越された方もいらっしゃると思います。ただ、そういう遠隔地から津島に来て、整備された区域の農地の管理は自己管理だよということは町の説明も国の説明もありました。それをやりたくても、朝早く津島に来て、そして津島で作業をして、それから汗をかいた姿で県内、県外に帰るのはちょっとつらいなど、もし、そういう人たちにも貸していただけるのであれば、すぐ埋まるのではないのかなと私は考えています。

ですから、少しそういう募集方法とか、内容の変更で、確かに2地域居住ということも問題にはなっておりますけれども、なかなかこれも国の方針なのかどうか私には分かりませんが、進まないようですから、そういう遠隔地というか、県外でもいいですけども、そういう人たちが借りられるという形であれば、せっかくきれいにしたところの農地の草刈りなどに従事していただけるのではないのかな、そういうふうには考えてはおりますので、もう少しそういうところを考える猶予はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 通告の質問とちょっと違うので、お答えは今おっしゃった内容でお答えするんですけども、今回入居する人の中にはほかに他地域で住居を構えていて、そのまま津島住宅に申し込んで入居される方もおりますので、今話された内容だと大丈夫だと思います。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。ということはほかに住居を持って、避難先に住んでいても津島の住居は借りられるという考え方でよろしいですか。確認します。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） まずは、要件としては収入要件がございますので、48万7,000円を超えないことで、3月11日時点で居住していた方、または住民票を移される方というのが要件になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 住民票を移さなければ、借りることはできないという考え方でよろしいでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

もともと浪江町に3月11日の震災当時、住んでいた方については津島にお住みいただける要件は満たしているというふうなことであ

りまして、あくまでその住民票を移すというふうなことは、ある意味、浪江町に震災当初住んでいない方が移住してくるためには、住民票を移さなければなりませんね。いわゆる浪江町民になっていただく必要がありますねというふうな意味でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 副町長、ありがとうございます。

私も管理人をやっているというお話をしましたけれども、実は津島の復興住宅、どうだという話もしたんですけれども、そうじゃなくて、皆さんが県外に行っている人がやっぱりふるさとが恋しくなってきたんですね。もう、じいちゃん、ばあちゃんになって浪江に帰りたいんだけど、家はなくなると。じゃ、帰りたい。だから私に来る話は早く駅前再開発で復興住宅をつくってくれるなら、そこに元気なうちなら帰りたいと、元気なうちというのは買物で原町に行ったり、病院は原町に行こうが、大野に行こうが、車を運転することができる、こういうような世代だろうと私は思っています。

ですから、早くやってくれと、復興公営住宅が駅前にできるんだったら、そこに帰りたいという人がおりますものですから、そういう方向で、これは質問しておりませんので通知しておりませんが、こういう考えでいる議員も1人いたということを入れていただいて、今後の駅前再開発にちょっとそれをスピードアップしていただきたいなという考えを持っていますので、よろしく願います。

次に、津島地区の小中学校の解体というものは説明ありまして理解したところですが、古民家再生という、そういう希望をいただいているお年寄りの方々もいらっしゃいます。町としては5件ぐらい保存じゃなくて記録ということで調査をさせていただきましたという報告もありました。

ただ、津島のお年寄りの中には町村合併のとき、津島は浪江町に協力して合併したんだと、この震災で何もかも根こそぎなくなってしまう、古いものがなくなってしまう。じゃ、学校を今度壊すから、その運動場とか、そういう用地に移築をしたらどうだろうという声もあることも事実なんです。ただ、移築となると非常に金額的につく以上に変というの聞いております。

ただ、こういう場合、津島の住民が何のために避難をしたんだと、あくまでも原発災害で復興という名の下であるならば、町としては古民家再生で民家園というような形で、前にも私1回質問させていただいたんですが、そういう形で、例えば小学校跡地、中学校跡地に移転し、移築するような形も取れないのか、検討を考えてみては

いかがかなというふうに思っています。こんなの国がやればいだけの話で、東京電力が国なりにあれを要求すればいだけの話で、そういう津島のお年寄りの中では津島をもう完全に思い出もないふるさとにしてしまうのかという思いでいる方もいらっしゃると思いますので、その点お聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

津島地区の古民家調査につきましては、令和3年度に4棟ほど実施したところでございます。

調査の目的としましては、古民家につきましては、昔の生活や営みをひもとく歴史的資料ということもございますので、解体される前に現況の図面、または専門家による所見を記録として残したものでございます。町として建物そのものを残すために実施した調査ではないということでございますので、現時点でその利活用や移転等についての計画はございません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 悩ましい問題であるということは、私も理解はしています。ただ、やっぱり古いものに哀愁を感じるというんですかね、ふるさとのイメージにはそういうものが付随してくるんだろうと私は思っています。なかなかその予算取りが大変だなと思いますけれども、復興庁とか東京電力に言ってみたら、1回でも、ちょっとこういうことをやるから4軒、5軒残すなら5億あれば間に合うからぐらいの話をしてみたらいかがかなと、そんなふうにも感じております。余談になりますけれども、そういうことを念頭に入れて、そういう機会があれば、そういうのをぱっと言うてみるということも必要だろうと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、大堀相馬焼物産会館についてお聞きしたいと思います。

これも、先ほど申し上げましたとおりに今月末で解除になるわけですね。それで解除されるとなると、今度そこに指定管理者、さらに大堀に観光客。

どのように活用されるのか分かりませんが、相馬焼の物産展といった道の駅にもございますね。時々、年に1回、空港でも物産展をやるようですけれども、指定管理者の問題、管理しても費用対効果でちょっとお客さんも来ないところで管理者がいても費用だけかかるわけ、そう感じています。

それで、どのように今後活用されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ただいまのご質問にお答えいたします。

陶芸の社おおぼりにつきましては、現在復旧工事を進めておりまして、今月末にはこれが完成いたします。

復旧後につきましては、今回の議会にも上程させていただく予定ではございますが、大堀相馬焼協同組合を指定管理者とし、開所当初は視察の際のワークスペースとして活用しながら、窯元の作品展示、大堀相馬焼の歴史資料の展示、歴史的年表等の展示、そして陶芸教室、こういったものを段階的に震災前のような形に復活させていく方向で今組合と協議を進めているところでございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） どのぐらいの管理費というか、指定管理者に支払わなければならないのか、ちょっとそれまで私には分かりませんが、観光客が来ないようではそれを幾らつくったとしても意味がないんだろうと思っています。だから、町としては観光ルートの中に入れるとか、ちょっと町のPRも兼ねて、あなたもマイカップをつくりませんかというような、こういう感じでもいいんだろうと思います。そうした陶芸教室みたいなものをつくって、広く観光に来てくださる方に2時間、3時間で1つぐらいつくれますから、そういうものでつくった後、帰ったところに送ってやるというような、そういうふうな活動なんかも必要なのかなと、こう考えております。

それで、観光ルートに入れていただかないと、どうしても、これうまく動線となつてつながっていかない、何かもったいないなという気持ちもありながら、どのように活用されるのかということで、私は大変心配しております。

1つ、陶吉郎さんかな、戻ってくるというお話は新聞に出ておりましたけれども、やはり窯元の人たちが1つ、2つ戻ってくるような環境になればよろしいんでしょうけれども、そういう環境は全力で取り組まれるんだろうと思っていますので、そうですね、マイカップ、そういうのをやったらいいかもしれません。

続いて、いこいの村周辺についてお聞きしたいと思っています。

いこいの村の経営状況は、どのようになっていますか。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

いこいの村の経営状況につきましては、毎年9月の議会におきまして決算の状況をご報告させていただいております。

平成30年6月の再開以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、大変厳しい経営を強いられてきました。今年度に入り、ウィズ

コロナの社会的風潮、被災地視察ツアーなど団体客利用のニーズが非常に高まってきておりまして、利用者のお客さんの数が増加しておりまして、前回ご報告した状況より回復傾向になっております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 経営努力をされているということで、大変評価をさせていただきたいと思っております。

ただ、私も昔のいこいの村のほうが使い勝手がよかったような感じがしております。新しく玄関先をあんなというか、ああいう作り変える必要もなかったのではないかという感じもありますし、逆に客室の問題なんだろうと思います。結構、どこに泊まったかというのと、もう別のビジネスホテルに泊まったと、いこいの村さんを紹介するんですけれども、ちょっと空いていないというようなお話をよく聞くものですから、やっぱりもう全面改修して、少しシングルの部屋を多くするとか、そういうふうにしていかないと、この経営状況はいつまでたつたって私は改善しないんだらうと思っております。

昔は、結婚式もやったし、宴会もやったし、カラオケルームもあったし、あそこで大体完結してしまいます。議会のほうもあそこで宴会もさせていただきました。だから、そういうふうにして、町民がみんなですべて使っていけば経営状況がよくなるはずなの。1年365日、360件入れれば、それなりに運営はしていけるんだらうと私は思っています。

浪江町は、請戸ものと言われるような魚が揚がるかといっておりますけれども、私はね、そうしたものをやっぱりほかからお見えになった方にどんどん提供して、やっぱりそれも一つのPR、地域のあれですから、そういうものに利用できるものは利用していくということで、おいしいものを食べさせてあげれば、必ず人は寄ってきます。そういうふうな考え方を持って、ぜひ進めていただきたいと思います。

丈六公園の整備が終わりました。私は子供のときから丈六公園には遠足とか、それで行った記憶があります。

ただ、私自身の今の考えとしては史跡の一つとしか丈六公園を捉えておりません。大分こんなところに金をかけているなという感じで、あんな山に登っていく人がいるのかという感じもしています。

答弁は、これは要りません。というのは町長が朝一番に丈六公園の利活用について子供たちの遊ぶ場所にしたいとか、そういうお話しいただきましたので、それで理解いたしましたけれども、できれば、丈六公園、全てのあの山の土地を買って、私の夢ですよ。あそこに第二の兼六園をつくらうとか、そのぐらいの発想があつていい

んだらうと思います。

桜だって、非常に植栽をしたといえども何を植えたのかさっぱり分からない。ツツジを植えたのか、桜を植えたのか、やっぱり山を桜でいっぱいにするとか、あとはやっぱり去年も一般質問で、今年かな、したけれども、去年の浪江町のモミジは非常に、生まれて初めて、あんなきれいなモミジを見ました。天候に左右されて、あんなったのか、それは分かりませんが、やっぱり県庁の脇にも紅葉山公園というのがあるんですよ、小さいけれども。

やっぱり、モミジとか何かを山いっぱいにして、秋になったら山が真っ赤になるような、そういう感じで、あそこ全部を抑えて、そうした大きな公園なんかつくっていただければ、もっともっと活用のお場が出てくるのではないかと、そのように考えておりました。

次に、高瀬球場の改修が進められようとしていますけれども、そこから健康保安林、そこに向かうため池に沿って遊歩道があると思いますが、現在、この遊歩道の状況はどうなっていますか。お答えください。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 遊歩道についてお答えいたします。

球場からの遊歩道については、隣接するなみえ生活環境保全林の遊歩道となります。ため池沿いの遊歩道については通行に支障のないように定期的な除草等の管理を実施しております。除染については遊歩道を中心として、山林除染の手法で実施済みでございます。

また、令和3年度から令和5年の計画で里山再生事業が実施されており、間伐などの整備が行われております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

里山再生、里山再生と間伐とか森林の整備をすることはいいんですけども、あそこは大体面積多分16ヘクタールくらいあったのではないかと考えております。やっぱりただ持っていては使いようがなければ、私はいけないんだらうと思っています。だから、いこいの村にも先ほど言いました、客を泊めるためにも。

前町長は、実際に言わなかったですけども、町長になる前、若い頃、私に言っていました。私はジュピアランドが好きだと、芝桜公園を浪江につくれるなら、俺、草むしりするぞというようなことも言っておりました。

それで、私は健康保安林というんですか、ここをやっぱり花の公園みたいな、浪江のいこいの村を中心とした丈六公園、高瀬球場、そういうようなところをつくれればいいのではないかと、こうい

うご提案をさせていただきたいと思っているんです。花の好きな人はどこでも行きます。私だって大桑原のつつじ園にも行くし、牡丹園にも行きます。福島の花見山にも行く。いろいろ花を追いかけて歩くものですから、浪江にそういうところがあったらいいなど、こんなふうに私は考えておりますので、もしそういうことを頭に描いたら、将来の計画にでもちょっと入れていただければありがたいなと、このように考えております。

次に、社会福祉協議会についてちょっとお聞きしたいと思います。

復興支援員の配置や出張所の今後について、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えします。

令和4年度の復興支援員の配置については、福島県内事務所に6名、関東地区事務所に2名の計8名となっております。

復興支援員の福島県内事務所としては、受託者であります浪江町社会福祉協議会福島事務所と郡山市に設置してあります交流館、コスモスふれあいセンターに配置となっております。また、関東地区の事務所として、東京都台東区に事務所を設置しております。次年度についても継続してまいりたいと思います。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 確かに、各世帯を回ったり、いろいろな形でご苦労されているかと思えますけれども、今後、復興支援員の方を確保するためにはどのような対策を考えているのか、それについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えします。

復興支援員の募集及び選考についても、業務委託に含まれており、業務受託者により募集及び選考を実施し、町が委嘱しております。

復興支援員の定員数については、福島県内事務所8名、関東地区事務所3名としておりますが、受託事業者で復興支援員の求人募集をするものの、今般の人手不足等により、定員数の確保ができておりません。引き続き、復興支援員確保に向け、受託事業者とともに人員確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 復興支援員の方々の業務については、町としては把握をされておりますか。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えします。

町外避難者を対象に、戸別訪問による生活支援相談や各交流館を活用したコミュニティ形成支援に取り組んでおりますが、新型コロナウイルスまん延防止対策により、対面での活動が全般的に制限されたことから、電話連絡を中心とした生活支援相談を行っております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

先月も、私の5号棟でも社会福祉協議会の方のお世話になって、福祉施設に1人入れるように手配をしていただきまして、大変感謝をしています。本当にいつもありがとうございます。

さて、次に移りたいと思います。

シルバー人材センターについてお聞きしたいと思います。

以前、私も一般質問でシルバー人材センターを復活させてほしいというような質問をさせていただきました。前向きに検討したいというご回答をいただいております。

それで、どのような状況になっているのか、ご説明いただきたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木茂議員のご質問にお答えいたします。

シルバー人材センターにつきましては、震災前、浪江・双葉・大熊の3町での広域シルバー人材センターがありましたが、令和2年に解散を余儀なくされました。その再開に当たり、事務レベルにおいて、南双葉のシルバー人材センターの現状調査や過去の関係者へのヒアリングなどを行い、再開の可能性について調査をしてみました。その結果、現在の町の居住人口から見て、国の財政支援の対象となる会員数が確保できず、継続的な運営体制の構築が難しいことが予想されることから、現時点でのシルバー人材センターの再開、創設は困難であると考えております。

当面は、現在、まちづくりなみえに委託して実施している高齢者等雇用創出事業により、その代替機能を果たしていきたいと考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

ただ、やはり今、年金暮らしのお年寄りをはじめ、まだ健康うちに少しは所得を増やしたいというお年寄りがいることも事実です。ただ、どこに行って、何をするのか分からない、シルバー人材センターというイメージが昔からありましたから、草刈り業務とか、いろいろな小さな仕事とか、公園の草むしりとか、そういういろいろ

ろありました。そういう問題であれば、これは、私は一挙両得だと思うんですね、高齢者の健康と長生きを考えたら、そうした重労働じゃなくて、軽作業でも。こう言うのは失礼なんですけど、小遣いを稼ぐというような形であっても、そういう機会を均等に与えることができるということは、私は行政の大切な大きな問題だろうと思っています。

まちづくりなみえについては、私、疑問があるので、町長から今お話はされましたけれども、よしと思っていけません。あくまでも公的な機関的な要素のあるシルバー人材センターというものをやっぱり検討していただければ大変ありがたいと、お年寄りでも働きたい人いっぱいいるんです。それだけはちょっと頭の中に入れていただいて、今後これについて対応していただければ大変ありがたいなど、このように考えております。

続いて、行政区のお金についてちょっとお聞きします。

行政区とは、どのように考えているのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） ご質問にお答えいたします。

行政区長設置条例第2条第3項では、「区長の担当区域は、別表のとおりとする」としまして、別表で49の地区名と、その区域を定めており、この行政区長の担当する区域が行政区となります。

このように、行政区とは単に行政区長が担当する区域を意味するものですが、その区域内における共同活動を行うための地域住民の共同体として捉えられている場合が多いようでございます。この場合には、これは町内会、自治会等のような組織でございまして、いわゆる任意団体と呼ばれるものとなります。

一方で、こうした中には町長の認可を受けまして、これを地縁に基づく団体として形成しているところもございます。これは法的に認められた、いわゆる認可地縁団体と呼ばれるものでございまして、これを称して、大字何々区とか、何々行政区としているところもございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

行政区というのは、あくまでも住民がここに集まった任意団体であるということは私も理解していますし、その行政区の運営については各自年会費を納めて、その中で行政を維持していくんだろうと思っています。ただ、一部行事についてお金がない場合は町から補助が出たり、そういう形にしていると思っています。

あくまでも行政区長というのは、町から委任された、年になんぼという報酬も出ているようですけれども、これは行政区長だけの話であって、行政区というのは住民みんなのものだという考えを私は持っております。

そこで、行政区の資金、あとお金は準公金と言っているようですがけれども、それは準公金とはなぜそういうふうに言うのか、私には全然理解できません。それはあくまでも住民のもの、住民のお金でありまして、準公金と言うのなら行政がそうした任意の団体に対して介入をすることになる。これはちょっとあってはならないことでありまして、これについてご説明いただきたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） ご質問にお答えいたします。

その準公金という言葉がどこから出ているのか、私もちょっと理解、認識不足でございますけれども、行政区長に対しましては、行政区内の事業活動について町の補助金を交付しておりますので、これに関しては準公金としての側面もあると考えております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 町の補助金については、補助金を交付した場合、これについての決算を出しますよね、何に幾ら幾らとかあれば。これを見て、正しく使われているのかどうか判断する。私も個人的にというか、私もちょっとうちの団体で町に補助金を要請したんですが、もう全部蹴っ飛ばされる話でしたけれども、準公金と言ったのは当町が抱える弁護士です。

なぜ、こういう話が出てきたかというのと、請戸の行政区に関わる問題だからです。準公金と言ってしまった、公金じゃないですね、準公金だったら監査しなきゃ、団体と同じで。

私に関係ない行政区の問題をここへ出すのは、実はお墓の問題で墓地埋葬法という、私結構対処したことがあるものですから、実は。近いうちに一般質問をやらせていただこうと思ったの。それは津島にやっぱり山間部の墓、字ごとにお墓が点在しているんですね。山の中に入ってもう人が帰ってこられない。移転しようか、そのままにしておこうかと悩んでいる人がいっぱいあって、町の力で大平山の墓地霊園があるので、町営であるわけですから、津島の各行政区ごとに1つぐらいずつ小さな墓地をやっぱり山から下ろしてきて、まとめたらいかかなという質問をさせていただこうと思った矢先に、大平山霊園の園路改修工事に請戸のお金を使うということで申し訳ないですけれども、この問題を出させていただきました。

金持ちの行政区はいいなと、私は恨みましたよ。そこまで言うの

であれば、佐々木、お前、土地提供しろと、あとそこに移転するんだったら、逆に自分たちで金を少しずつ出さないと行政から言われても私は逃げることでできないからと思っています。ですから、請戸行政区に金があるのかどうか分かりませんが、大平山霊園の園路改修、これに勝手に発注しようとしたということが気になって問題化したわけです。別に請戸の人に頼まれたわけでも何でもありません。

やはり、将来のまちづくりの中で、こういった町に住んでいるアイデンティティーに関わる問題だから、私は言っているわけ。そういうことで、私はこの問題を提起させていただきました。話を聞くと消費税までもつけて、町に寄附するというお話です。

ということで、ご説明いろいろいただいておりますけれども、町としては一時中止ということで考えていますということで、行政の一時中止はやらないということだと言います。というのは例えば、私のところも今度、道路が、葛尾に行く道路が300億もかけてトンネルが通るわけだ。地権者が3人ぐらいいるのかな、私1人が反対するとつくりなないと県から言われている。行政区でみんなのお金を使って行政に2,000万も寄附するなんて、とんでもない話。

ということで、私は中止と考えていいかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） お答えをいたします。

請戸行政区では、今月中に総会を開催しまして、改修工事の取扱いを決定すると聞いております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 行政区の中でも、散ってしまった住民の方がいらっしゃるわけで、委任状とか何かでやるのかなと思ってはいるんですけれども、やっぱり住民の金を、これあまり筋がいいお金ではないんだろうと私は思っています。

それともう一つ、先人の丘に請戸行政区から300万円の自動草刈り機械を寄附されました、おとしですか。それでようやく去年の暮れあたりに町の帳簿に載ったという話を聞いています。それで、普通、寄附金というのは目的で寄附するならいいんですけれども、行政区が草刈り機械に消費税を払ったもので寄附するというのはあまりこれも筋がいい話では私はないんだろうと思っています。

そして、あの面積にこの自動草刈り機300万という金額を行政区からぽんと出せるなんていうのはね、私はおかしいと思っている。

本当に私はおかしいと思う。ほかの行政区は48か9あるはずなんですけれども、ほとんどすかすかで運営されているんだろうと思います。私も加倉の行政区に入っていますけれども、そんな寄附できるようなお金はほとんどないです、加倉でさえも。だから、そういう金の使われ方というのはちょっとおかしいんだろうと私は思っています。

だから、町で請戸行政区から、ほれ、墓地の改修だ、草刈り1回だって合わせて2,000万ですよ。おかしいと思いませんか。あちらの世界の人が何かぼったくりに来た、そんな感じです。私はそんな感じがしております。そういうことを行政は止めなくちゃいけない。ありがとうございますと手を出す行政なんていうのは、私はおかしいと思う。だって、老人会の研修に5万、10万必要ですから、すみません、補助を頂けませんかと、はい、じゃ、使う目的と領収書を添付して出しなさいということはいつも指導されています、福祉課のほうから。2,000万を1行政区からもらっちゃおうなんて、行政としてはあってはならないと私は思っています。

そういうことで、なぜこういう問題を出してきたかという、先ほど申し上げました。私も中山間の山の中にあるお墓、もう本当に野仏というか、木に埋もれて、今は少し掃除していただいているようですけれども、管理できなくなっている状況にあって、それを私、土地、提供しますよ、くれと言うんなら、お金じゃないからね。そういうふうにして、お墓をまとめてもらえるような、こうした質問をさせていただこうかと思ったものですから、こういう質問をさせていただきました。あまりいい質問ではないと、このように私自身も思っています。

次に、震災関連死についてご質問をさせていただきたいと思えます。

現在、震災以降、29年3月までは町外に避難していたということになっていますから、町外で一応避難先とか含めて、亡くなられた方が何人おって、何名の方が、震災関連死で申請されたか教えていただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えします。

令和5年2月末現在、浪江町では申請件数が544件となっており、そのうち認定件数が442件となっております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） もう一度確認します、よく聞こえなかったもので。544名申請、そして445名が……。

ああ、そうですか、分かりました。

私は、震災関連死なんていうのは浪江町ぐらいで、新聞ではほとんど原発事故関連死と、こういう位置づけを持っています。それで、私自身の考えですよ。浪江町を追われて、よその土地に行って亡くなられた方、因果関係どうのこうのなんて言う前に、全ての人を私は震災関連死とすべきだろうと常々思っております。

なぜかという、避難をするということでストレスによって病気を発症したり、今、復興公営住宅、これに約6割が単身者なの。それも60歳以上なの。本当に12年たったといえども、やっぱり心労や知らない土地で近所づきあいもできなければ、家庭菜園とか、そういう楽しみもできない、そういう行政区の仲間ともいろいろお酒を飲んだり、そういうこともできないストレスの中で生きていることは事実なんだ。多分みんな知っていると思います。議員だけじゃなくて、役所の方々も皆さんご存じだろうと思っています。

ですから、私は因果関係なんてとんでもない。放射線出したのは国と東京電力じゃないかということです。

ですから、私は震災関連死に認定されないおそれがあるのでということで、やっぱり申請しない人も相当増えていると思います。死んだ原因なんか調べたって、ほとんど病気かあれですよ、自死という方も中にはいらっしゃる。

私は、これについてももう少し真剣に町全体で考えるべきだろうと思います。申請しないでいる人もいるんですよ、どうせ認定されないから。みんな苦勞したわけですから、これについてちょっとお聞かせください。お願いします。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えします。

震災関連死の認定については、双葉地方災害弔慰金支給審査委員会において、専門的知見から災害との因果関係等を審査し、認定されるものと認識しております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今の発言は、多分、長岡基準か、何かから出した発言じゃないかと思います。上越地震のときに長岡で、震災で亡くなった人は半年過ぎると関連死として認めないというような判断があるので、それが独り歩きしてきたわけですよ。

今、12年になりますよね。この中でも避難先で亡くなっている人がどんだんいるんですよ。帰ってこれないの、ふるさとに。最初に私、質問しましたよね。ふるさとに帰りたい、体が動くうちに帰ってきたいんだけど、住むところがないんだという人もいらっし

やいますよというお話をさせていただきました。町長はうなずきました。そういうことで、私は町としての考えはやっぱり国や東京電力に申し上げるべきだと、町外で亡くなった、今も生活している、これからもどんどん亡くなっていきます。相当皆さん年を取りました。それを私は管理しているというんだから、間違いのないと思います。

ですから、私は何とか町外で帰還できずに亡くなる、病気でも何でもいいです。ストレスは病気の始まりですから、そういうものになくなった方々に原子力関連死でいいですよ、そういうふう言葉を変えて、国へ要望したらいかかと思えます。

あまり逆らうと、国から予算が来ない、補助金が来なくなるからという心配もあるかと思えますけれども、やっぱり言うべき言葉は言うというのが正しい考え方じゃないかなと、私はこのように考えておりますので、もう一度その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 震災関連死につきましては、国で基準が決められておりますので、それに従うというような形になってございます。そういうことでご理解をいただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ご理解をと言われて、ご理解できないから、私、質問してるの。

若くて、健康で働いている人、これはいい、よしとしましょう。しかし、避難先で仕事をしている、していないは別としてもやっぱり心を病んでいる人も多いです。さらに病気に侵されている人も多いです。何の担保も補償もありません。そういう中で、今、多くの方が暮らされているわけですから、やはり私は全員関連死と浪江町は宣言するべきだ。そのぐらいやっていいと思えますよ。これが国や東電に対する我々の謀反じゃありませんけれども、そのぐらいのことを言わないと、私はそう思っています。

町長、一言お願いできませんか。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木茂議員の再質問にお答えをいたします。

今一般質問の中で、震災から12年が経過するというような言葉、フレーズは何度も言わせていただきました。町民にあってはそれぞれの避難場所において、進路が幾重に重なっているかと私は存じております。その中で、佐々木茂議員の震災関連死の認定についての

ご質問かと思えます。

佐々木茂議員のお気持ちは察するに余りありますが、これら規定については行政としては遵守をしてまいりたい。

ただ、震災関連死である方が認定を受けられないというようなことは決してあってはならないと思っておりますので、これらについては町長としてもう一度見直して、この制度が明確に適用されているかどうかについても関心を持って確認をしたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。よろしく願います。

それで、例えば介護福祉士とかそういう方々が、亡くなられた人について認定されるかどうかは別として、震災関連死の申請をしてみたらどうかというような話はできるのか、できないのか、それちよっとお聞きします。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） そちらにつきましては、広報とかホームページ等で申請のほうの紹介をさせていただきたいと思えますので、今までも広報等に掲載しておりますので、引き続きやっていきたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今の答弁については、疑義があります。だって、ホームページとか広報等といっても、そういう人はなかなかそういうのを見ないですよ。みんなが、私なんてパソコン持っていたって、ホームページなんて開いたことありません、浪江町の。新聞か広報なみえあたりに載っていたのを見て、そうなのかなと思って確認はいたしますけれども、病気やストレス、独り暮らしの60歳以上が6割占めるんですよ、単身者が。そういう人たちがパソコン毎日開いて、見ているなんていうのは、これ間違った考え。

やはり、お亡くなりになって、申請がされているかどうか確認をしながら、申請できますよというのは一言、二言あれば申請するのかもしれない。そうすると私はこういう質問しません。ぜひそういう方向で検討してください。答弁は要りません。ありがとうございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 以上で、8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

（午後 2時58分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年浪江町議会3月定例会

議事日程(第2号)

令和5年3月8日(水曜日)午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 請願・陳情の付託 |
| 日程第2 | 議案第3号 浪江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第4号 浪江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第5号 浪江町私債権等の管理に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第6号 浪江町職員定数条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 浪江町総合審議会条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第9号 浪江町営住宅等条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 浪江町都市計画審議会条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 浪江町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第15号 工事請負契約の締結について(畜産施設敷地造成工事) |
| 日程第15 | 議案第16号 工事請負契約の変更について(地デジ再送信システム復旧工事) |
| 日程第16 | 議案第17号 工事請負契約の変更について(浪江町南産業団地造成工事その2) |
| 日程第17 | 議案第18号 工事請負契約の変更について(浪江町公共 |

		下水道管渠布設工事（高瀬処理区）
日程第18	議案第19号	工事請負契約の変更について（橋梁補修工事（城西橋））
日程第19	議案第20号	工事請負契約の変更について（菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工））
日程第20	議案第21号	指定管理者の指定について（大堀相馬焼物産会館）
日程第21	議案第22号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第22	議案第23号	令和4年度浪江町一般会計補正予算（第6号）
日程第23	議案第24号	令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第25号	令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第26号	令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26	議案第27号	令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第28号	令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28	議案第29号	令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第29	議案第30号	令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第30	議案第31号	令和5年度浪江町一般会計予算
日程第31	議案第32号	令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第32	議案第33号	令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第33	議案第34号	令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第34	議案第35号	令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第35	議案第36号	令和5年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第36	議案第37号	令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第37	議案第38号	令和5年度浪江町介護保険事業特別会計予

日程第 3 8	議案第 3 9 号	算 令和 5 年度浪江町財産区管理事業特別会計 予算
日程第 3 9	議案第 4 0 号	令和 5 年度浪江町後期高齢者医療特別会計 予算
日程第 4 0	議案第 4 1 号	令和 5 年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長栄光君	副	町山本長邦一君
副	町成井長祥君	教	育笠井長淳一君
総務課長兼津島支所長兼選挙管理委員会書記長	横山秀樹君	代表監査委員	宮口勝美君
産業振興課長	清水中君	企画財政課長	吉田厚志君
住民課長	柴野一志君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	金山信一君
建設課長	戸浪義勝君	住宅水道課長	木村順一君
介護福祉課長	松本幸夫君	教育委員会事務局教育次長兼浪江町公民館長兼浪江町図書館長	蒲原文崇君
会計管理者兼出納室長	中野隆幸君	健康保険課長兼浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長	西健一君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長		次	長	兼	係	長	
		掃	部	関			中	野	夕	華
									子	君
書				記						
		藤	田	知						
				宏						君

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（平本佳司君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、タブレット端末に格納した請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告願います。
-

◎議案第3号から議案第41号の一括上程、説明

- 議長（平本佳司君） お諮りします。日程第2、議案第3号 浪江町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてから日程第40、議案第41号 令和5年度浪江町水道事業会計予算までを一括議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、議案第3号から日程第40、議案第41号までを一括議題といたします。
日程第2、議案第3号 浪江町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（吉田栄光君） おはようございます。
議案第3号 浪江町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明をいたします。
本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護に関する法律が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例の制定を行う

ものです。

詳細については、総務課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

タブレット内の01議案資料等の中の議案集7ページの議案第3号資料をご覧ください。

まず、2の主な内容でございますが、第1条は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるとする本条例の趣旨を定めたものでございます。

第2条は、本条例における用語の定義を定めたもので、町の機関を町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会とし、これらと財産区を町の機関等と定義したものでございます。

第3条は、開示請求に係る手数料は無料といたしますが、写しの交付やその送付に要する費用については本人負担とするものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

第4条は、浪江町情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めたものでして、町の機関は、この条例、その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、改正または廃止しようとする場合など、同項各号のいずれかに該当する場合には、これに諮問することができるものとしてございます。

次に、附則の関係ですが、附則第1条は、本条例の施行期日を定めたものでございます。

附則第2条は、本条例の制定に伴い、浪江町個人情報保護条例を廃止とするものです。

附則第3条は、附則第2条による浪江町個人情報保護条例の廃止に伴う罰則等の取扱いなど6項目の経過措置を定めたものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

附則第4条は、浪江町手数料徴収条例の一部改正でございまして、第5条第1項の手数料を徴しない事務から、附則第2条により廃止となる浪江町個人情報保護条例の規定によって取り扱っているものを削除するものでございます。

次に、3の施行期日ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとしてございます。

次に、10ページをご覧ください。

こちらは、附則第4条による浪江町手数料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表になりますので、参考にしてください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第4号 浪江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第4号 浪江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、ご説明をいたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、浪江町情報公開審査会に代えて浪江町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例の制定を行うものです。

詳細については、総務課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

16ページ、議案第4号資料をご覧ください。

まず、主な内容でございますが、第1条は、浪江町情報公開・個人情報保護審査会の設置について定めたもの、第2条は、本条例における諮問庁、公文書、保有個人情報の定義を定めたものでございます。

次に、17ページをご覧ください。

第3条は、情報公開条例第2条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等または開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項など6項目を審査会の所掌事務として定めたものでございます。

第4条は、審査会は、委員5人以内をもって組織すること、第5条は、委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱し、その任期を2年とすること、第6条は、審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任することとするものでございます。

次に、18ページをご覧ください。

第7条は、審査会の調査審議は、この条例の定めるところにより実施するものとし、開示審査請求事件に関し、諮問庁に公文書または保有個人情報の開示を求めることができるなど、その調査権限を第8条に定めたものでございます。

第9条は、審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えること、第10条

は、審査請求人等は、審査会に意見書または資料を提出することができるものとなります。

次に、19ページをご覧ください。

第11条は、審査会は、審査請求事件に関し、指名する委員に提示された公文書、もしくは保有個人情報を読覧させ、調査または審査請求人の意見陳述を聴かせることができること、第12条は、意見書または資料の提出があったときは、この写しをこれら提出者以外の審査請求人等に送付すること、審査請求人等は、審査会に提出された意見書または資料の閲覧を求めることができること等とするものとなります。

第13条は、審査請求に係る調査審議手続は非公開とすること、第14条は、審査会は、答申内容の写しを審査請求人及び参考人に送付するとともに、これを公表するものとなります。

次に、20ページをご覧ください。

第15条は、審査会は、審査請求に係る審査調査審議以外に所掌事務を遂行するため必要があるときは、実施機関、町の機関、または議会に対しまして資料の提出、意見の開陳、説明、その他の必要な協力を求め、特に必要があると認めるときは、これら以外のものに対しても必要な協力を依頼することができるものとなります。

第16条は、規則への委任規定でございまして、その他審査会に関し必要な事項は、規則で定めるとするものとなります。

第17条は、罰則規定として、職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するものとなります。

次に、附則の関係でございしますが、附則第1条は、施行期日を定めたものとなります。

附則第2条は、この条例の制定に伴いまして、浪江町情報公開条例の一部を改正し、現行の浪江町情報公開審査会を廃止するものとして、附則第3条は、これに伴う旧審査会委員の取扱いなど6項目の経過措置を定めたものとなります。

次に、21ページをご覧ください。

附則第4条は、本条例の制定に伴い、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、情報公開審査会委員とあるのを、情報公開個人情報保護審査会委員に改めるものとなります。

次に、3、施行期日ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとなります。

次に、22ページから27ページまでは、附則第2条による浪江町情報公開条例の一部を改正する条例の新旧対照表、それから27ページから28ページまでは、附則第4条による特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表になりますので参考にしていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第5号 浪江町私債権等の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第5号 浪江町私債権等の管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、浪江町の私債権等の事務の処理について、手続を明確化及び債権の放棄について規定することにより、私債権等の管理の適正化を図るため条例の制定を行うものです。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、まず、ご説明の前に、議案上程の直前に差し替えとなりましたことをおわび申し上げます。

それでは、議案第5号資料によりご説明を申し上げます。

まず1、制定の趣旨でございますが、浪江町の私債権等の事務処理について、手続を明確化及び債権の放棄について規定することにより、私債権等の管理の適正化を図るため、条例を制定するものでございます。

①としまして、台帳の整備や督促など債権管理の手続について明確化を図る。②としまして、私債権は債務者が時効の援用をしない限り、債権が消滅しないため、債務者が著しい生活困窮状態にある場合や破産している場合、または所在不明などになっている場合など、将来にわたり徴収できない債権にあつては、債権を放棄できる規定を設け、徴収が不能となった債権の放棄を適切に進めることとするものでございます。

2、主な内容でございます。

第1条、目的、この条例は町の私債権等の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、事務の適正化を図る構成かつ円滑な行政運営に資することを目的としております。

第2条、定義でございます。条例中における用語の定義について規定しているものでございます。1としまして、町の債権、金銭の給付を目的とする町の権利を、こちら地方税法の規定に基づく徴収

金に係るものを除くものをいいます。こちらにつきましては、町民税や固定資産税などの税については、本条例の対象からは除いているものでございます。

②公債権、町の債権のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料、その他の普通地方公共団体の歳入に係るものをいう。

3、強制徴収公債権、公債権のうち法令の規定の基づき、国税または地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。介護保険料や後期高齢者医療保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金などがこれに該当するものでございます。

35ページをご覧ください。

④非強制徴収公債権、公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。こちらは児童手当返還金、行政財産使用料、農業集落排水の使用料などがこちらに当たります。

⑤私債権、町の債権のうち、ただいま申し上げました②から④までの公債権以外のものをいう。こちらは町営住宅使用料、町営住宅の電気料、水道使用料、診療所診療費などがこちらに当たります。

本条例の対象債権としては、私債権及び町税のように滞納処分することができない非強制徴収公債権を対象としております。

第3条、他の法令等との関係、私債権等の管理に関する事務について他の法令等との適用関係について規定するものでございます。この条例は、町の私債権等の管理の一般的ルールを定める条例であるが、他の法令等に特別な定めがある場合は、それらの規定が優先して適用されることとしております。

第4条、台帳の整備、私債権等を適正に管理するため、台帳を整備することによって規定するものでございます。

第5条、督促から第11条、免除、私債権等を履行期限までに履行しないものに対して、督促、強制執行、徴収停止等の手続を行うものを規定するものでございます。

私債権等に係るこれらの手続は既に地方自治法施行令のほうに規定がされておりました、第5条から第11条まではその確認規定として地方自治法施行令の条文を引き写して定めているものでございます。

36ページをご覧ください。

第12条、債権の放棄、私債権等について次の①から⑦に該当するときはとしておりました、こちらの差し替え前の資料では、次の①から⑤までに該当するというところで記載しておりました、こちらを今回、次の①から⑦に該当するときはということで改めさせてい

ただいております。当該私債権等を放棄することができることとするものでございます。

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利を放棄するためには議会の議決が必要となるが、一定の場合に限り、議会の議決なしに債権放棄することができることとするものでございます。

こちら第12条につきましては、債務者が破産したときや私債権において消滅時効に係る時効期間が満了したときなど、徴収が不能になった債権の放棄を適切に進めるための規定でございます。特に私債権は債務者が時効の援用と申しまして、時効の完成によって利益を受ける者が時効の完成を主張することを申しますが、時効の援用をしない限り債権が消滅しないため、事実上徴収が不可能な債権が累積し、債権管理業務が非効率になりがちでありますことから、時効の援用がなされていない私債権にあっても回収の見込みがない場合には債権放棄することができることとし、債権管理業務の効率化を図ることが目的でございます。

第13条、債務者に関する情報の利用、債権等の管理に関する事務を効率的に行うため、必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な範囲内において、当該私債権等に係る債務者の情報を所有する所管課とその情報について相互に利用することができることを規定するものでございます。

第14条は、規則への委任規定でございます。

3、施行日、令和5年4月1日から施行するものとしております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第6号 浪江町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第6号 浪江町職員定数条例の一部改正について、説明をいたします。

本案は、事務機構の再編に伴う内部組織の改編に対応するため、町長の事務部局及び教育委員会の事務部局の職員定数について所要の改正を行うものです。

詳細については、総務課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

39ページ、議案第6号資料をご覧ください。

まず、2の主な改正内容でございますが、別表の改正によりまして、町長の事務部局の定数を186名から5名減員しまして181名、教育委員会の事務部局の定数を35名から5名増員しまして40名とするものでございます。

次に、3の施行期日ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するとするものです。

次に、40ページをご覧ください。

こちらは、本改正条例の新旧対照表になります。

また、次の41ページは、今改正の基となる職員定数の想定表、こちら差し替え後のものになりますが、こちらのほうになりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第7号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第7号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、浪江町営住宅のうち公的賃金住宅の管理に関する事務について、個人番号の利用範囲を定めるため、所要の改正を行うものです。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

44ページ、議案第7号資料、こちら差し替え後のものになりますが、こちらのほうをご覧ください。

まず、2の主な改正内容でございますが、第4条第1項の改正は、法第9条第2項で規定する個人番号を利用することのできる条例で定める事務としまして、別表第1及び別表第2の事務、こちら浪江町町営住宅等条例による公的賃貸住宅に関する事務になりますが、これを定めるものでございます。

第4条第2項の改正は、別表第2に掲げる事務を処理するためには、当該機関が保有する特定個人情報を利用することができるとするものです。

第4条第3項の追加は、町長または教育委員会は、法別表第2の

第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用することができるとするものでございますが、これは、先ほどの第2項の改正に伴う項づれに対応したもので、旧第4条第2項と内容的には同じものでございます。

第4条第4項の追加は、他の条例、規則、その他の規程の規定により、当該特定個人情報と同一内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなして特定個人情報の利用ができるようにするものでございます。

第5条の追加は、規則への委任規定でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

次に、3、施行期日ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

次に、46ページをご覧ください。

こちら47ページまでは、本改正条例の新旧対照表になりますので、参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第8号 浪江町総合審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第8号 浪江町総合審議会条例の一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、浪江町総合審議会条例に規定する所掌事務及び庶務について所要の改正を行うものです。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、議案第8号資料によりご説明を申し上げます。

49ページをご覧ください。

1、改正の趣旨でございます。浪江町総合審議会の所掌事務及び庶務について所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容。

第2条の改正、浪江町総合審議会の所掌事務のうち原子力発電所建設に伴う対策に関し必要な事項を削除するものでございます。

第7条の改正としまして、浪江町総合審議会の庶務について、復興推進課において処理するとなっているものを企画財政課において処理するものに改めるものでございます。

3、施行規則。この条例は公布の日から施行することとしており

ます。

50ページは新旧対照表となります。

最後に、今回の改正につきましては、2月の臨時会において可決いただきました浪江町課設置条例の一部改正に伴いまして、所管条例の精査をしていたところ、本条例改正の必要性を認識したものでございます。本来もっと早い段階で条例改正をすべきでございましたが、今回の議案上程となりましたことをおわび申し上げます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第9号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第9号 浪江町営住宅等条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、公営住宅法施行令の一部改正及び津島住宅団地の供用開始に伴い、所要の改正を行うものです。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 議案第9号資料1によりご説明いたします。

52ページをご覧ください。

主な内容ですが、第9条第3項の一部改正で、寡婦及び寡夫を配偶者のない者に改めます。

次に、別表1、町営住宅の表2、完成する福島再生賃貸住宅を津島住宅団地として名称及び位置並びに戸数について追加します。

施行期日は公布の日から施行とします。

次に、新旧対照表をご覧ください。

53ページは、第9条第3項の改正、54ページは、表の番号113に名称、津島住宅団地、位置、浪江町大字津島字下津島26番地4、戸数10戸を追加します。

55ページ以降は、資料2としまして津島住宅団地10戸の配置図、平面図等について載せてございます。後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第10号 浪江町都市計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第10号 浪江町都市計画審議会条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、浪江町都市計画審議会条例に規定する庶務について所要の改正を行うものです。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案資料に基づき説明をさせていただきます。

68ページをご覧ください。

1、改正の趣旨でございます。浪江町都市計画審議会条例に規定する庶務について所定の改正を行うものです。

2、主な改正内容、第6条の改正、浪江町都市計画審議会の庶務につきましても、まちづくり整備課において処理するとあるものを、建設課において処理すると改めるものです。

3、施行期日、この条例は、公布の日から施行します。先ほど、議案第8号でも説明があったと同様に、今回の事務組織改編に伴い、改正の必要ができたために、今回の改正をするものです。

28ページをご覧ください。

こちらは新旧対照表になりますので、後ほどご覧いただければと思います。

69ページをご覧ください。

こちらは新旧対照表になりますので、後ほどご覧ください。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第11号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第11号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、道路法施行令の一部が改正されることに伴い、町道に係る占用料の額を改定する必要があるため所要の改正を行うものであります。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案資料によりご説明をさせていただきます。

まず、差し替えが直前になりましたことをおわびさせていただき

ます。

議案資料77ページをご覧ください。

まず1、改正の趣旨でございます。

道路法施行令の一部が改正されることに伴いまして、町道に係る占用料の額を改定する必要があるため、所定の改正を行うものでございます。

2、主な内容でございます。

(1) 電柱の地中化の推進のために、電線共同溝を設置した場合の占用料の取扱いについて規定を改正するものでございます。こちらは第2条関係でございます。

78ページ、新旧対照表をご覧ください。

(2) から(4) までにつきましては、第2条の別表中、新たな物件の追加等の説明になります。

81ページをご覧ください。

こちらは、法32条第1項3号及び4号の物件の細分化に伴い、改正するものでございます。電磁誘導線、磁気マーカ一等の自動運行補助施設が道路の附属物として位置づけられまして、民間事業者が設置する場合は専用物件となることに伴いまして、自動運行補助施設の設置に係る占用料の額を定めるとともに字句の整理を行うものでございます。

続いて、84ページをご覧ください。

政令第7条第8号に掲げる施設を分離するとともに、地下に設けるものを追記するとするものでございます。こちらは食事の施設、販売施設等の設置の改装別に改装することとなっております。

続いて、87ページをご覧ください。

政令第7条第14号に掲げる施設を追記するとしております。こちらは防災拠点等の駐車場内の備蓄倉庫等の追加でございます。

続いて、78ページにお戻りください。

第4条関係で、道路法第35条は国の事業に係る協議という取扱いのために、国の占用料は無料でございます。そのための字句の改正をするものです。こちらは占用料の徴収方法について改正するもので、電線の共同溝等を追記しております。

(6) 国の道路法施行令及び福島県道路占用料徴収条例に準拠する形での改正となります。

3、施行期日、この条例は令和5年4月1日から施行するものとします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第12号 浪江町国民健康保険

条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第12号 浪江町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） では、議案第12号資料によりご説明申し上げます。

90ページをお開きください。

まず2番、主な改正内容でございますが、浪江町国民健康保険条例第6条第1項の出産育児一時金の支給額を42万円から50万円へ引き上げるものでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行し、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

91ページには新旧対照表をおつけしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第13号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第13号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育次長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案第13号資料によりご説明いたします。

議案集94ページをお開きください。

主な改正の内容でございますが、（1）第7条において安全計画の策定等について定めました。（2）に第13条関係にて、民法にお

ける親権者の懲戒権に係る規定が解除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除しました。

(3)でございます。第14条関係にて、職員に対して感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修や訓練を定期的を実施するよう努めることを定めました。

(4) その他所要の改正でございます。

3、施行期日は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は公布の日から施行する、というものでございます。

95ページ以降は、条例の新旧対照表でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第14号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第14号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育次長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案第14号資料によりご説明いたします。

議案集の99ページをお開きください。

主な内容でございますが、民法における親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

100ページ以降は、条例の新旧対照表でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第15号 工事請負契約の締結について（畜産施設敷地造成工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第15号 工事請負契約の締結について、ご説明をいたします。

本案は、畜産施設敷地造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定により指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案資料により説明いたします。

ページ102をご覧ください。

1、契約の目的、畜産施設敷地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、17億8,200万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億6,200万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年1月31日です。

本工事は、町内の畜産業の再生と耕畜連携の実現を目的として整備する大規模酪農牧場の敷地造成工事となります。

103ページをご覧ください。

議案第15号資料1は、造成計画の概要と造成計画図となります。事業区域であります。凡例にある赤い線で囲まれた25.91ヘクタールとなります。造成面積については17.5ヘクタールとなります。この面積は残地森林6.27ヘクタールと造成森林1.64ヘクタール及び緩衝帯0.67ヘクタールを除いた区域となります。側溝整備工が3,495メートルです。その他の主な工事といたしましては、下層路盤までの構内通路が7.95ヘクタール、調整池が1.19ヘクタールとなります。参考として、建物本体工事で計画されている建物の配置をピンク色で示しております。建物の名称については資料右側の表のとおりとなります。

104ページをご覧ください。

資料第15号2、入札の執行状況が記載されております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第16号 工事請負契約の変更について（地デジ再送信システム復旧工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第16号 工事請負契約変更について、ご

説明をいたします。

本案は、地デジ再送信システム復旧工事について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は1億1,550万円ですが、775万3,900円を減額し、1億774万6,100円に変更するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、議案資料によりご説明をさせていただきます。

105ページをご覧ください。

1、契約の目的、地デジ再送信システム復旧工事。

2、施工箇所、浪江町大字室原地内ほか。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、変更前1億1,550万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,050万円、変更後1億774万6,100円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額979万5,100円。

5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区牛来字石橋92番地5、株式会社ユアテック相双営業所、所長、福田孝之。

6、工期、令和4年12月13日から令和5年3月31日まで。

続きまして、106ページ議案第16号資料をご覧ください。

変更内容でございますが、無停電電源装置につきましては、各局舎に設置する無停電電源装置について、当初サブラックを設けた上で設置の予定でしたが、保守スペースが狭く、既存のラックに収容可能であることが判明したため、減するものでございます。

次に、加入者宅用設備につきましては、加入者数が確定したため、光受信機等の台数減を行うとともに、関係する配線工事及び工事のための交通誘導員等を変更減するものでございます。

次に、室原共聴伝送路設備につきましては、現場照査を行ったところ、ルート変更が生じたため、設備の変更減とするものでございます。また、道路横断個所の地上高不足が判明し、長い柱に変更する等の対策を行うものでございます。さらに、専用柱には柱用番号札を設置し、電力柱等に共架敷設する架空配線ケーブルには、各敷設柱にケーブル標示札を設置するため、変更増をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第16、議案第17号 工事請負契約の変更について（浪江町南産業団地造成工事その2）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第17号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、浪江町南産業団地造成工事その2について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は14億9,600万円ですが、3億7,491万1,900円を減額し、11億2,108万8,100円に変更するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） それでは、議案資料107ページをご覧ください。

1、契約の目的、浪江町南産業団地造成工事その2。

2、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約の金額、変更前14億9,600万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億3,600万円、変更後11億2,108万8,100円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億191万7,100円。

5、契約の相手方、安藤ハザマ・泉田組特定建設共同企業体、宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番の1、株式会社安藤ハザマ東北支店、常務執行役員支店長、月津 肇。

6、工期、令和3年9月15日から令和5年3月31日までとなります。

続きまして、次のページ108ページ議案資料1をご覧ください。

紙面上の着色部分が今回の変更範囲となっておりますが、変更箇所でございます。右下の表、敷地造成工につきましては、造成工事に係る掘削部の減、構造物につきましては、中央を通っています町道高瀬請戸線内に設置する排水管の減、準備溝につきましては造成に係る木くず等の処分料の減など、主に施工実績によるものでございます。

次に、109ページの議案資料2をご覧ください。

変更の理由の詳細でございます。

主な変更内容をご覧ください。

まず、敷地造成溝でございますが、造成工事として行った掘削溝、盛土溝及び残土処理溝におきまして、現地精査の結果、土砂表土の量が増えます。一方、軟岩の量が減少したため、工事内容を変更するものであります。

次に、構造物溝でございますが、本工事範囲から雨水排水管を町

道高瀬請戸線に埋設する計画をその2でしておりましたが、町道を早期に開通させる観点から既に発注し、施工中であった南産業団地造成工事その1、その1工事とその2工事は重複する工期がございました。その1で行うことの合理性があり工事調整を行ったため、この分の減額となったものです。

最後に、準備費につきまして、造成範囲の樹木伐採に係る木くず等の処分について工事の結果、実績数量が減となったものです。

以上、合わせて3億7,500万円の減でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第18号 工事請負契約の変更について（浪江町公共下水道管渠布設工事（高瀬処理区））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第18号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、浪江町公共下水道管渠布設工事（高瀬処理区）について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は8,030万円ですが、400万1,800円を減額し、7,629万8,200円に変更するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 110ページをご覧ください。議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、浪江町公共下水道管渠布設工事（高瀬処理区）。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字八反原ほか。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前8,030万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額730万円、変更後7,629万8,200円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額693万6,200円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、令和4年8月1日から令和5年3月31日。

次に議案資料1、111ページをご覧ください。

理由書になります。変更理由ですが、（1）下水道管渠布設箇所の掘削時に地下水の影響を考慮して、水替工を計上しておりましたが、地下水の影響がなく、施工することができたため、変更減する

ものです。

(2) 工事の実績により産業廃棄物処理数量が変更となったものです。

(3) 道路の通行量が少なかったため、交通規制の際に工事用信号機を使用し、交通誘導員の数が変更減となったものです。

次に、変更内容ですが、ただ今ご説明した理由により、表記のとおり変更となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 日程第18、議案第19号 工事請負契約の変更について（橋梁補修工事（城西橋））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第19号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、橋梁補修工事（城西橋）について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は6,710万円ですが、514万6,900円を増額し、7,224万6,900円に変更するものであります。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 議案書112ページをご覧ください。

資料書により説明をさせていただきます。

1、契約の目的、橋梁補修工事（城西橋）。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂字上川原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前6,710万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額610万円、変更後7,224万6,900円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額656万7,900円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、令和4年9月13日から令和5年3月31日。

続きまして、113ページをご覧ください。

議案資料、変更内容のご説明をいたします。

タイル舗装取壊工（歩道）となっております。当初、機械施工での取壊しで設計をしておりましたが、タイルの固着が強固により機械施工が困難なため、人力施工に変更したものでございます。

人力施工、当初は計上しておりませんでした。全面8048平米を人力施工とするものでございます。

取付舗装工、伸縮装置設置に伴いまして、橋梁と車道にできた舗

装の段差を解消するため、変更したいとするものです。取付舗装工、当初は計上しておりませんでした。133.4平米追加とするものがございます。

また、車止め工、こちらは歩道になります。歩道におきまして、既設のタイル舗装からアスファルト舗装に変更したことで、視覚的に歩道と車道が識別しにくいことから、車両の侵入を防ぐため、車止め工を追加したいとするものです。歩道の入り口4か所に2基ずつ設置するものです。車道につきましては、片側、現在、路肩を含めて3.5メートル、こちら側、歩道につきましては車道よりも片側広く、4.25メートルと歩道のほうが広いと、誤って侵入しないように、侵入防止対策を取るものがございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 日程第19、議案第20号 工事請負契約の変更について（菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第20号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工）について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は5億7,200万円ですが、6,262万9,600円を増額し、6億3,462万9,600円に変更するものであります。

詳細については、建設課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案書114ページをご覧ください。

議案書により説明をいたします。

1、契約の目的、菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工）。

2、施工箇所、浪江町大字井手字下川原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前5億7,200万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,200万円、変更後6億3,462万9,600円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,769万3,600円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、令和3年6月15日から令和5年5月31日。

続きまして、115ページをご覧ください。

資料を説明させていただきます。

変更内容です。まず、下部工撤去工、こちらは今回被害を受けました橋台、橋脚を撤去したところ、旧旧橋の橋台、橋脚が撤去されず、残置されておりました。こちら、新橋の橋台、橋脚の施工に支障があるために、撤去工を変更追加したいものです。

旧旧橋と申しますのは、平成元年8月の水害でも菅原橋、一度流出しておりまして、そのときの橋台、橋脚が残っていたということでございます。旧旧橋台撤去として72.60 m³の撤去をしております。

次に、仮設工、橋台、橋脚を撤去するため、河川敷内に仮締切工を鋼矢板の打込工法により行っていたところ、地下の玉石や硬質地盤により、不貫入となった346枚中60枚につきまして、削孔工法を併用することに変更したいとするものです。不貫入部の補助としまして、こちらの削孔工法60枚分を変更するものです。

続きまして、インフレスライドでございます。浪江町工事請負契約約款第26条第6項の規定によりまして、受注者から請負代金の変更の請求があったため、残工事の単価の変更をしたいというものでございます。こちらにつきましては、12月議会の継続費の補正の際に説明させていただきましたが、長期工事における物価高騰対策でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第20、議案第21号 指定管理者の指定について（大堀相馬焼物産会館）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第21号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

本案は、大堀相馬焼物産会館の管理運営を指定管理者に行わせるため、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） それでは、ページ116の議案書中段をご覧ください。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び位置、名称、大堀相馬焼物産会館、位置、浪江町大字大堀字大堀37番地。

2、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所、団体の名称、大堀相馬焼協同組合、代表者、理事長小野田利治、住所、浪江町大字幾世橋字知命寺40番。

3、指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

続きまして、次のページ、議案第21号資料をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる目的は、経済産業省指定伝統工芸品大堀相馬焼の貴重な技術及び技法を保全し、産地、産業の復活、振興を図るとともに、観光産業の拠点として地域経済の活性化に資するための施設となります。施設を運営するに当たっては、設置目的を効率的かつ効果的に達成するため、この事業者に管理を行わせるものでございます。

続いて、指定管理者の選定方法についてご説明いたします。

大堀相馬焼物産会館の指定管理者につきましては、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことによって、事業効果が相当程度期待できると考え、あらかじめ大堀相馬焼協同組合と施設の管理方法に関して協議を続けておりました。その結果、総合的に判断し、当該団体に決定いたしました。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第21、議案第22号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第22号 浪江町道路線の認定及び廃止について、ご説明をいたします。

本案は、復興牧場、防災林造成等により浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案集120ページをご覧ください。

議案資料によりご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

路線番号4225南鶴子谷地東赤坂線です。路線表示の赤い線は矢印の方向に起点から終点となっております。柵塩産業団地内にある町道の一部が福島高度集成材製造センターの敷地に挟まれているところがございます。この部分を施設の敷地として利用するために町道の一部を廃止し、残りの部分を再認定するものです。

続いて、資料121ページ、資料2をご覧ください。

以下、番号と路線名のみ申し上げます。5062原田蛭田3号線及び5092御壇ノ西一丁目線、こちらは請戸地区の海岸防災林の整備に伴い、一部廃止となる町道の残りの部分を再認定するものです。

続いて、122ページ、資料3をご覧ください。

8065松木山線は津島住宅団地造成に伴う道路の新設に伴い、認定するものです。

ここからは、廃止路線をご説明いたします。

矢印が赤から青に変更になります。

123ページ、資料4をご覧ください。

整備中の復興牧場整備事業に伴い、廃止するものです。4044赤坂線、4045東原鶴子谷地線、4149植松東赤坂2号線、4150植松1号線、4151植松2号線、4160東原弥平迫線です。

続きまして、124ページ、資料5をご覧ください。

こちらは、棚塩地区の海岸防災林の整備に伴い、廃止するものです。4070古屋敷向川原線、4072前畑線、4206前畑3号線です。

続きまして、125ページ資料6をご覧ください。

4225南鶴子谷地東赤坂線は先ほど認定路線で説明いたしました棚塩産業団地内にある町道の一部を福島高度集成材製造センターの敷地の一部として利用するために廃止するものです。

続きまして、126ページ資料7をご覧ください。

請戸地区の海岸防災林の整備に伴い、廃止するものです。

5028南久保北久保線、5040請戸川原1号線、5062原田蛭田3号線、5092御壇ノ西一丁目線、5095雷谷地畑線です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） ここで、10時25分まで休憩とします。
(午前10時09分)

○議長（平本佳司君） 再開します。
(午前10時25分)

○議長（平本佳司君） ここで、町長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第16号の工事請負契約変更についてご説明を申し上げましたが、契約金額について、1億7,740万6,100円というようなご説明をしましたが、1億774万6,100円にご訂正を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君） 日程22、議案第23号 令和4年度浪江町一般

会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第23号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第6号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34億6,797万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を320億1,157万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

139ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税1億5,000万円の減につきましては、課税免除による減収補填分は震災復興特別交付税のほうで補填されるということになっておりますので、予算を組み替えるものでございます。

続きまして、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税6,649万3,000円の増につきましては、こちらは普通交付税の追加交付分8,974万3,000円及び主に課税免除による減収補填分としての増と交付税の課題箇所算定分による減などを相殺して、2,325万円の減となっているものの合計によるものでございます。

続きまして、141ページになります。

14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金1,551万5,000円の減につきましては、主に節2の児童福祉費国庫負担金で児童手当の実績見込みによる減によるものでございます。

続きまして、同じく目4災害復旧費国庫負担金5億3,829万7,000円の増につきましては、節1公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金で、こちらは菅原橋災害復旧工事の財源として計上をさせていただいているものでございます。

続きまして、142ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金2,104万5,000円の減につきましては、主に道路メンテナンス事業補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の実績見込みによります減によるものでございます。

続きまして、項3委託金、目1総務費委託金2億8,998万6,000円の減につきましては、143ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは主に節2の原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金4,808万4,000円の減でございます。こちらは有害鳥獣駆除事業、防犯カメラ事業、防犯見守り隊事業などの実績見込みによる減、そして、節3の福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金の2億4,200万円の減でございます。こちらは高瀬球場グラウンド復旧工事が次年度に工事が実施されることになったため、こちら減額をしているものでございます。

続きまして、144ページをご覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金2億1,584万1,000円の減につきましては、主に節1総務費総務管理費県補助金で、携帯電話等エリア整備支援事業補助金、こちらの実績見込みによる減として、節2の福島再生加速化交付金で、こちらが育苗施設の整備事業及び畜産施設整備事業の実績見込みに伴います減額によるものとなっております。

同じく目4農林水産業費県補助金1億9,136万6,000円の減につきましては、主に節1農業費県補助金で、こちら営農再開支援事業補助金、こちらの実績見込みによる減額及び節4福島森林再生事業補助金で、こちらは対象となる事業が増えたことによります金額の増によるものが主な要因となっております。

続きまして、145ページをご覧ください。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金1億2,347万8,000円の減につきましては、主に節3選挙費委託金で、福島県知事選挙、参議院議員通常選挙費、そして福島県議会議員補欠選挙費の実績による減によるものでございます。

146ページをご覧ください。

款16財産収入、項2財産売払収入、目2不動産売払収入2,789万7,000円の増につきましては、こちら幾世橋分譲地が1区画、御殿南分譲地が2区画、請戸分譲地が1区画、こちらの売払い収入及び防災林造成事業に伴います県への土地の売払い収入による増でございます。

続きまして、147ページをご覧ください。

18繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金15億2,543万5,000円の減につきましては、こちら主に一団地整備事業、ため池放射性対策工事などの対象事業費の減及び菅原橋の災害復旧工事、二本松事務所解体工事など、こちらは別財源への組替えをしたことによります減額となっております。

続きまして、同じく目7浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金21億7,807万1,000円の減につきましては、主に一団地整備

事業、ため池放射性物質対策工事、水道施設整備事業などの対象事業費の減によるもので繰入れを減じているものでございます。

続きまして、款20諸収入、項4雑入、目1雑入6億4,848万9,000円の増につきましては、148ページをお開きください。

こちらにつきましては、主に節2の弁償金のところでございまして、原子力損害賠償金としまして平成25年度の業績及び公共財物、こちらの建物の追加分を原子力損害賠償金としての増によるものでございます。

続きまして、款21町債、項1町債、目2過疎対策事業債3,900万円の減につきましては、橋梁補修事業に係ります借入額の減によるものでございます。

同じく目3災害復旧事業債2,420万円の増につきましては、菅原橋下部工災害復旧工事に充当するために借入れをするものでございます。

続きまして、149ページをご覧ください。

ここからは歳出のご説明となります。

今回の補正予算は、主に年度末を控えて事業費の確定による減額や不用額の整理などを行っております。項目が多いため、主要なもののみご説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7,515万4,000円の増につきましては、150ページをお開きください。主に節18負担金補助及び交付金で、こちら応援職員の人数が当初の想定しておりました26人から38人に増えたことによります派遣職員の負担金の増、こちらが主な要因でございます。

151ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費7億2,687万円の増につきましては、主に節24積立金で、先ほど歳入で申し上げました原子力損害賠償金を浪江町行財政長期安定化基金に積立てをしているものによります増でございます。

同じく目5財産管理費1億2,556万9,000円の増につきましては、152ページをご覧ください。主に24積立金で、町営住宅に係る家賃低廉・低減事業分に係る福島再生加速化交付金の積立て及び御殿南分譲地売払い収入に係る分を積み立てることによります増となっております。

続きまして、目6企画費3億8,425万1,000円の増につきましては、主に22償還金利子及び割引料で、令和3年度の交付金の実績確定によります、被災者支援総合交付金国庫返還金の増及び育苗施設敷地造成事業費の実績確定に伴います、福島再生加速化交付金国

庫返還金の増、そして従来単独費で事業実施を予定しておりました町内事業再開者への光熱費の補助などにつきまして、コロナ交付金を財源として補助を見込んでおりましたが、対象外となったことによります地方新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金国庫返還金の増などによります増でございます。

続きまして、目7情報管理費6,741万1,000円の減につきましては、153ページをご覧ください。主に節14工事費で、事業費確定に伴います移動通信用鉄塔設備工事費の減額によるものでございます。

続きまして、154ページをお開きください。

目14定住推進費3,903万6,000円の減につきましては、主に節12委託料で、こちらは事業費の確定に伴います起業人材育成支援事業支援業務委託料の減及び155ページにございます、節18負担金補助及び交付金で、移住者向け住宅支援補助金の実績見込みによる減になったこと、こちらが主な要因となっております。

続きまして、158ページをご覧ください。

款2総務費、項4選挙費、目2参議院議員通常選挙費4,056万6,000円の減及び159ページ、同じく目3浪江町長選挙費6,611万7,000円の減及び160ページをご覧ください。同じく目4福島県知事選挙費3,885万8,000円の減及び161ページにございます目5福島県議会議員補欠選挙費3,297万7,000円の減、こちらそれぞれの選挙費の減につきましては、各選挙の執行経費の不用額を減額しておるものでございます。

163ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費3,430万9,000円の減につきましては、164ページをご覧ください。こちら主に節27繰出金の減によるもので、こちらは実績見込みによりますそれぞれの減によるものでございます。

165ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費1,769万5,000円の減につきましては、主に19扶助費で、実績見込みによります児童手当の減によるものが主な要因となっております。

167ページをご覧ください。

款3民生費、項3災害救助費、目1生活支援事業費3,432万8,000円の減につきましては、主に節12の委託料で、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして交流会活動が制限されたことなどによります復興支援員中間支援組織委託料の減などによるものでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費3,170万

円の減につきましては、こちら各種事業などの実績見込みによりましての積み上げによります減でございます。

169ページをご覧ください。

目5保健事業費2,020万円の減につきましては、こちらのほうも各種事業等の実績見込みの積み上げによる減となっております。

171ページをご覧ください。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費3億45万8,000円の減につきましては、継続費設定事業における令和4年度支出額の変更に伴いまして、上水道事業補助金、こちらを減額しているものでございます。

続きまして、項4環境保全費、目1ゼロカーボン推進費1,361万2,000円の減につきましては、こちらにつきましては各種事業の実績見込みの積み上げによる減でございます。

173ページをご覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、目4農業振興費2億922万3,000円の減につきましては、174ページをご覧ください。こちらにつきましては節14工事費で、育苗施設建築工事の事業費確定に伴います減、そして節18負担金補助及び交付金で、上から3つ目の新規就農者確保促進事業補助金、こちらが実績見込みによる減となっているものが主な要因でございます。

175ページをお開きください。

款6農林水産業費、項1農業費、目5営農再開支援事業費2億1,880万1,000円の減につきましては、主に節10需用費で、有害鳥獣対策としてワイヤーメッシュ等の消耗品費につきまして実績見込みによる減額したこと及び節18負担金補助及び交付金で、各種の補助事業など実績見込みによる減額を積み上げたもの、こちらが減額の主な要因となっております。

176ページをご覧ください。

目6有害鳥獣対策費3,271万6,000円の減につきましては、主に節7報償費で捕獲数の減少に伴います捕獲隊報酬の減によるものでございます。

目7畜産業費9,145万4,000円の減につきましては、主に節12委託料で、畜産施設建築実施設計業務委託料の事業費確定に伴います減によるものが主な要因となっております。

続きまして、177ページをご覧ください。

項2農業土木費、目1農地保全管理費5億8,496万9,000円の減につきましては、主に節14工事請負費で、水路等補修工事に係ります農地保全管理工事及びため池放射性物質対策工事のそれぞれの

実績見込みによる減によるものが主な要因でございます。

178ページをご覧ください。

項3 林業費、目1 林業振興費5,084万6,000円の増につきましては、主に節12委託料で、ふくしま森林再生事業の藤橋地区につきまして前倒しで事業を実施することに伴います委託料の増額をしたものでございます。

続きまして、179ページをご覧ください。

款7 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費7,891万円の減につきましては、主に節14工事請負費で、仮施設解体工事の実績見込みによる減などによるものとなっております。

180ページをご覧ください。

目6 企業誘致促進費3億8,265万1,000円の減につきましては、主に節14工事請負費でございまして、南産業団地造成工事の事業費確定に伴う減、こちらが主な要因となっております。

182ページをご覧ください。

款8 土木費、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費4,722万4,000円の減につきましては、主に節12委託料で、発注者支援業務委託料、こちらの事業費確定に伴います減額が主な大きな要因となっております。

183ページをご覧ください。

目4 防災集団移転促進事業費2,300万円の減につきましては、被災住宅再建補助金の実績見込みによる減によるものでございます。

目5 まちづくり整備事業費15億7,440万8,000円の減につきましては、こちら主に一団地整備事業に係ります各種事業の事業費の確定などに伴います減額によるものでございます。

184ページをお開きください。

項5 住宅費、目2 住宅整備費5,420万円の減につきましては、津島町営住宅用地取得費の確定に伴います節16の公有財産購入費の減額によるものでございます。

款9 消防費、項1 消防費、185ページになりますが、目4 防災対策費1億6,371万9,000円の減につきましては、こちら186ページをご覧ください。主に節14工事費で、継続費設定しております室原防災拠点整備工事の令和4年度事業費の確定に伴います減によるものでございます。

188ページをご覧ください。

款10 教育費、項2 小学校費、目2 教育振興費2,369万3,000円の減につきましては、189ページにございます節12の委託料で、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして海外学習事業が実施でき

なかったことによる委託料の減が主な要因でございます。

続きまして、項3 中学校費、目1 学校管理費6,967万7,000円の減につきましては、190ページをご覧ください。こちらは主に節16 公有財産購入費で、なみえ創成小・中学校の学校の敷地の購入につきまして、当初14筆分を計上しておりましたが、実績といたしまして9筆分の購入となったため、それに伴いまして予算を減額しているものでございます。こちらが主な要因でございます。

続きまして、項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費2,119万8,000円の減につきましては、主に節14 工事請負費で、苅野幼稚園跡地の借地復旧工事について調整等に時間を要したことによりまして、工事の実施を翌年度に見送ったことに伴います減額、こちらが大きな要因となっております。

続きまして、項5 社会教育費1,987万1,000円の減につきましては、191ページをご覧ください。主に節12 委託料によるもので、ふれあいセンター内にある交流施設の管理委託料の実績見込みに伴う減、こちらが大きな要因となっております。

続きまして、目2 文化財保護費 2億1,256万6,000円の減につきましては、主に節12 委託料で、棚塩地区における公共事業埋蔵文化財発掘調査委託料及び節14の工事請負費で、収蔵庫新築工事の、こちら事業費が確定をしたことによる減額、こちらが大きな要因となっております。

193ページをご覧ください。

款10 教育費、項6 保健体育費、目2 体育施設費 2億4,802万3,000円の減につきましては、主に節14 工事請負費で、高瀬球場復旧工事において復興庁と環境省、この協議に時間を要したため、工事の実施を翌年度に見送ったことに伴います予算の減額で、こちらが大きな要因となっております。

194ページをご覧ください。

款11 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁施設災害復旧費 1億6,568万7,000円の増につきましては、主に節14 工事請負費で、継続費設定しております菅原橋下部工の令和4年度事業費確定に伴います予算の増額によるものでございます。

それでは、133ページにお戻りください。

こちら第2表の継続費補正でございます。

款4 衛生費、項3 上水道費、事業名が水道施設整備事業（小野田取水場建設）、こちらにつきましては、令和4年度分の建設工事費、管理委託費を令和5年度分とまとめて支払いするということと調整がついたため、年割額を変更するものでございます。

続きまして、事業名が水道施設設備事業、小野田配水場建設及びその下、小野田水源改良につきましては、令和4年度分の管理委託費の一部を令和5年度分とまとめて支払いするという事で調整となったため、年割額を変更しております。

続きまして、款6農林水産業費、項2農業土木費、ため池再対策基礎調査詳細調査実施設計業務委託及びその下、樽木ため池環境保全整備工事及びその下の款7商工費、項1商工費、事業名が南産業団地造成工事その2、この3事業につきましては、本年度で事業が完了したことに伴います事業費確定により年割額の変更となっております。

134ページをご覧ください。

款9消防費、項1消防費、事業名が防災拠点工事監理委託及び1つ飛ばしていただきまして防災拠点建築工事、こちら2事業につきましては、契約額及び前払い金が確定したことに伴います年割額の変更でございます。

款9消防費、項1消防費、防災拠点造成工事、こちらにつきましては、本年度事業完了に伴います事業費確定に伴います年割額の変更でございます。

款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、事業名が橋梁災害復旧工事（菅原橋下部工）、こちらにつきましては、令和4年度分の支払い額確定に伴います年割額の変更となっております。

その下の事業名が橋梁災害復旧工事菅原橋上部工、こちらにつきましては、昨年11月の臨時会において可決いただきました工事請負契約額に基づきまして、年割額を変更しているものでございます。

135ページをご覧ください。

第3表、繰越明許費の補正でございます。

款2総務費、項1総務管理費、携帯電話等エリア整備支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による世界的な半導体不足の影響によりまして、部材の納入が遅れたことに伴い、年度内事業完了が困難となったため、翌年度へ繰越しをするものでございます。

同じく項3戸籍住民台帳費、戸籍事務内連携事務につきましては、マイナンバー制度に対応するため、国の計画に基づき、令和5年6月30日までに事業を完了する必要があるため、今年度から事業着手し、事業を繰り越して期限内の事業完了を目指すものでございます。

次に、款4衛生費、項3上水道費、飲料水等安全確保支援事業につきましては、現在施工中でございます井戸工事において半導体不

足の影響により年度内事業完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、畜産施設整備事業につきましては、物価の上昇や流通の混乱による資材不足への対応のため、受注者と調整に不測の時間を要したことにより、年度内事業完了が困難となったため、翌年度に繰越しをするものでございます。

同じく項3林業費、ふくしま森林再生事業（西台・酒田・苅宿地区）及び1つ下の請戸地区につきましては、森林所有者への同意取得に不測の日数を要したことなどによりまして、年度内事業完了が困難となったため、翌年度に事業を繰り越すものでございます。

同じくその下、藤橋地区につきましては、令和4年度事業分の余剰金を活用し、次年度実施予定事業を前倒しで実施することで、森林の適正な保全が早期に図られることから、繰越明許費の設定をして事業を実施、着手するものでございます。

同じく項4水産事業費、さけふ化施設揚水量調査事業につきましては、本事業と密接に関係いたします小野田取水場工事の事業進捗によりまして、事業を翌年度に繰越しとするものでございます。

同じくその下、請戸上架施設災害復旧事業につきましては、水産庁より漁協との協議及び調整に不測の日数を要したため、年度内事業完了が困難となったため、翌年度に事業を繰り越すものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、映像制作事業につきましては、大堀相馬焼の紹介や震災からの窯元の復興状況のプロモーション映像制作を委託するものでございまして、隈研吾建築都市設計事務所による大堀相馬焼デザインの完成に、こちら不測の日数を要したことによりまして、年度内事業完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。

136ページをご覧ください。

款8土木費、項4都市計画費、一団地整備事業につきましては、基盤整備実施設計及び物件の調査において、事業の性質上、地権者との用地交渉やJR、NTTなど関係機関との調整に多くの時間を要したことから、年度内事業完了が困難となったため、翌年度に事業を繰り越すものでございます。

次に、款10教育費、項6保健体育費、復興海浜緑地（多目的広場）整備事業につきましては、用地交渉及び開発許可申請の手續に不測の日数を要したことにより、年度内事業完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、第4表、地方債補正でございます。

こちらにつきましては、過疎対策事業債の借入れに係る県の同意額に合わせて橋梁補修事業につきまして借入れの限度額を変更しているものでございます。変更前6,630万円が限度額だったものを2,730万円の限度額としております。

その他、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第23、議案第24号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第24号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,755万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,072万6,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

201ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金1,869万1,000円の減につきましては、補助金の交付額決定によるものでございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金7,060万4,000円の増につきましては、各種県補助金の交付額決定によるものでございます。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金3,435万7,000円の減につきましては、保険基盤安定負担金等の額の決定によるものでございます。

次に、203ページから歳出でございます。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児費一時金400万円の減につきましては、給付対象者の実績見込みによる減でございます。

次に、205ページでございます。

款4保険事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査

費563万3,000円の減につきましては、主に節11通信運搬費110万円の減及び節12特定健診委託料400万円の減でございまして、いずれも特定健康診査対象の被保険者が当初の見込みよりも減少したことによるものでございます。

目2特定保健指導費61万円の減につきましては、不用額の減でございまして。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金104万2,000円の増につきましては、歳入で補正いたしました県補助金について、これを直営診療施設特別会計へ繰り出すものでございます。

最後に、款8予備費2,675万7,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上でございまして。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第24、議案第25号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第25号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,416万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億5,812万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

212ページをお開きください。

まず、歳入でございまして。

款1診療収入、項1外来収入、目1仮設津島診療所収入397万円の減並びに目2浪江診療所診療収入225万円の増につきましては、各診療所の診療実績見込みによる補正でございまして。

次に、項2諸検査等収入、目1仮設津島診療所諸検査等収入40万円の減並びに目2浪江診療所諸検査等収入72万円の増につきましては、各診療所の諸検査の実績見込みによる補正でございまして。

次に、款2使用料及び手数料、項1手数料、目1仮設津島診療所手数料17万円の減につきましては、診断書作成手数料等の実績見

込みによる減でございます。

次に、款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 仮設津島診療所県補助金721万1,000円の減並びに目 2 浪江診療所県補助金642万6,000円の減につきましては、福島県地域医療復興事業補助金の交付見込みによる減でございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 仮設津島診療所事業勘定繰入金42万7,000円の増並びに目 2 浪江診療所事業勘定繰入金61万5,000円の増につきましては、へき地医療調整交付金の交付見込みによる増でございます。

次に、215ページからは歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 仮設津島診療所管理費522万4,000円の減並びに目 2 浪江診療所管理費284万1,000円の減につきましては、各診療所管理費の実績見込みによる補正でございます。

次に、216ページでございますが、款 2 医業費、項 1 医業費、目 1 仮設津島診療所医業費610万円の減につきましては、医薬材料費や医療機器借上料の実績見込みによる減でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第25、議案第26号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第26号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,746万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,927万3,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 事項別明細書により説明いたします。

223ページをご覧ください。

歳入になります。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 公共下水道受益者負担金47万1,000円の増は、実績によるものです。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 社会資本整備総合交付金1,306万3,000円の減及び款 4 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金1,229万円の増、同じく目 2 基金繰入金708万4,000円の減は、公共下水道事業における額の確定及び精算見込みによるもので

す。

続きまして、224ページをご覧ください。

款6 諸収入、項1 雑入、目1 雑入6,509万8,000円の増は、東京電力からの賠償金額の確定によるものです。

款7 公共下水道事業債、項1 公共下水道事業債、目1 公共下水道事業債3,024万9,000円の減は、公共下水道事業の額の確定及び精算見込みによるものです。

続きまして、225ページをご覧ください。

歳出になります。

款1 公共下水道事業費、項1 公共下水道事業費、目1 下水道総務管理費6,522万6,000円の増で、主なものは節24 積立金6,509万9,000円の増で、東京電力からの賠償金を基金へ積み立てるものです。

同じく目2 下水道建設費2,590万円の減で、節12 委託料300万円の減並びに節14 工事請負費2,290万円の減で、各事業の精算見込みによるものです。

同じく目3 下水道維持管理費1,239万円の減で、主なものは節10 需用費の修繕料300万円の減、節12 委託料505万2,000円の減、工事請負費400万円の減で、各事業精算見込みによるものです。

続きまして、お戻りいただいて220ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費です。

款1 公共下水道事業費、項1 公共下水道事業費、事業名は下水道建設事業3,899万円の繰越しを行うものです。繰越し理由につきましては、浪江浄化センター薬品供給機更新工事において、納入予定の機器がこの世界情勢により遅れることとなったためです。もう一つは、雨水対策施設設計業務委託において、令和元年台風の降雨実績による浸水箇所の解消をするため、工事期間の延長をすることにしたためです。

次に、その下、第3表、地方債補正です。

各事業の精算見込み及び繰越しに伴い、今年度分の限度額の変更をいたします。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 日程第26、議案第27号 令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第27号 令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,255万9,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 事項別明細書により説明いたします。

231ページをご覧ください。

歳入からです。

款3繰入金、項1繰入金、目2基金繰入金11万円の減は、事業精算見込みによるものです。

次に、232ページをご覧ください。

歳出になります。

款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水総務管理費39万円の増は、時間外手当及び特殊勤務手当の増によるものです。

同じく目2農業集落排水建設費50万円の減は、事業精算見込みによるものです。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第27、議案第28号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第28号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,077万円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億3,437万9,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

239ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料216万6,000円の増は、収入見込みによるものです。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金1,167万8,000円の減は、補助金の交付見込みによるものです。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付

金5,694万8,000円の減、目2地域支援事業費支援交付金621万3,000円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの変更決定によるものです。

240ページをお開きください。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金668万5,000円の減は、介護給付費負担金の交付見込みによるものです。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3低所得者保険料軽減繰入金106万7,000円の減、低所得者保険料軽減です。目4その他一般会計繰入金16万2,000円の減は、職員給与費等繰入金の一般会計からの繰入金によるものです。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

241ページをお開きください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費5,354万5,000円の減、目2地域密着型介護サービス給付費1,389万6,000円の減は、各種サービス費の給付見込みによるものです。

242ページをお開きください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目6居宅介護サービス計画給付費576万6,000円の減は、給付見込みによるものです。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費308万3,000円の減、目2地域密着型介護予防サービス給付費119万4,000円の減、給付見込みによるものです。

244ページをお開きください。

款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス費、目1特定入所者介護サービス費224万4,000円の減、給付見込みによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第28、議案第29号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第29号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億633万1,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

253ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定化繰入金27万4,000円の増につきましては、今年度の保険基盤安定負担金の額の決定によるものでございます。

次に、款5諸収入、項2雑入、目1雑入234万円の増につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合からの補助金の交付決定による増でございます。

同じく款5諸収入、項3償還金及び還付加算金、目1保険料還付金25万3,000円の増につきましては、過年度分の保険料の還付金について福島県後期高齢者広域連合から返還されるものでございます。

次に、254ページでございます。

こちらから歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金88万4,000円の増につきましては、主に転入者が増えたことによる保険料納付金が71万円の増などによる増でございます。

最後に、款4予備費198万5,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第29、議案第30号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第30号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入及び支出をそれぞれ820万円の増額、水道事業資本的収入4億45万8,000円の減額、資本的支出4億3,191万円の減額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算説明書によりご説明いたします。

265ページをご覧ください。

収益的収入になります。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目2雑収益820万円の増は、

福島県による都市公園工事に伴い、撤去する水道管の補償費であります。

次に、267ページをご覧ください。

収益的支出になります。

款1 営業費用、項6 資産減耗費820万円の増は、先ほど説明いたしました資産の除却費であります。

次に、268ページをご覧ください。

資本的収入になります。

款1 水道事業資本的収入、項1 企業債、目1 企業債1億円の減、同じく項4 補助金3億45万8,000円の減は、各事業の継続費変更に伴う補正減であります。

次に、資本的支出になります。

款1 水道事業資本的支出、項1 建設改良費、目3 配水設備改良費4億3,191万円の減は、小野田取水場建設事業、小野田配水場建設事業、水源改良事業の継続費変更に伴う補正減であります。

次に、お戻りいただいて262ページ、263ページをご覧ください。継続費に関する詳細です。

事業名、小野田取水場建設工事、小野田配水場建設工事、水源改良工事、それぞれの事業につきまして、年割額を表記のとおり変更するものです。各事業の年割の合計額については変更ございません。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第30、議案第31号 令和5年度浪江町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第31号 令和5年度浪江町一般会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和5年度浪江町一般会計歳入歳出予算の総額を334億3,700万円と定めるものであります。

前年度当初予算に対して6億500万円、1.8%の増となっております。

歳入予算につきましては、国庫支出金において福島再生加速化交付金29億9,204万8,000円、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金10億4,969万3,000円、被災者支援総合交付金2億1,396万2,000円などを計上し、全体で44%減の52億9,287万8,000円となっております。

また、県支出金は福島再生加速化交付金31億3,194万7,000円、営農再開支援事業補助金9億8,345万円、ふくしま森林再生事業補

助金 1 億 855 万 2,000 円などを計上し、全体で 70.1% 増の 50 億 73 万 4,000 円となっております。

繰入金では、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金 77 億 367 万 7,000 円、浪江町復旧・復興基金繰入金 45 億 7,553 万円などを計上し、全体で 15.1% 増の 134 億 436 万 7,000 円となっております。

歳出予算につきましては、浪江町復興計画（第三次）に掲げる「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向け、浪江駅周辺の整備事業費や農林水産業施設の整備、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組などの事業費を計上いたしました。

性質別に説明をいたしますと、義務的経費につきましては、扶助費において障害者自立支援給付費等給付事業の増、償還が済んだことによる公債費の減などがあり、前年度から大きな増減はなく、全体で 29 億 796 万 9,000 円となっております。

投資的経費では、復興牧場整備事業 47 億 1,935 万 9,000 円、浪江駅周辺整備事業 43 億 9,794 万 3,000 円、防災拠点整備事業 8 億 5,976 万円などの補助事業で、142 億 1,078 万 6,000 円を計上しております。

また、単独事業としましては、木材製造拠点整備事業やスマートコミュニティ事業など 13 億 2,129 万 5,000 円の計上、災害復旧事業費においては道路橋梁施設災害復旧費 1 億 3,854 万 6,000 円を計上し、投資的経費全体では 13.8% の増の 156 億 8,694 万 5,000 円となっております。

その他の経費につきましては、産業団地の整備に係る上水道整備等のため、水道事業会計の補助金 11 億 2,676 万 5,000 円、営農再開支援事業 9 億 2,138 万 1,000 円、復興関連事業の実施に伴う埋蔵文化財発掘調査事業 6 億 548 万 4,000 円、プレミアム付商品券の発行や集客効果を高めるイベントを実施する事業や帰還促進事業 2 億 3,858 万 1,000 円のほか、国庫支出金を原資とする復興関連事業費の基金積立ての減などにより、全体で 8.1% 減の 148 億 4,208 万 6,000 円となっております。

詳細につきましては、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、令和 5 年度一般会計歳入歳出予算資料によりご説明を申し上げます。

資料の 1 ページをご覧ください。

令和 5 年度一般会計歳入歳出予算額は 334 億 3,700 万円、増減額

6億500万円で、伸び率1.8%の増でございます。

2つ目の表をご覧ください。

歳入の構成について主なものを申し上げますと、町税は12億6,047万4,000円、増減額2億1,206万4,000円、伸び率14.4%の減で、課税免除による減収額は震災復興特別交付税で補填されており、これまで3月補正で予算を調整しておりましたが、今年度は昨年度実績見込みに基づきまして、当初予算から震災復興特別交付税に計上したため、町税の予算額が減少しているものでございます。なお、町税全体の歳入見込みにつきましては、令和4年度の決算見込額とほぼ同額を見込んで予算を計上してございます。

次に、表の中ほど、地方交付税は68億57万6,000円、増減額11億2,955万円、伸び率19.9%の増で、普通交付税20億9,368万2,000円、特別交付税1億7,185万2,000円、震災復興特別交付税は福島再生加速化交付金事業の補助裏分の増等により、45億3,504万2,000円となっております。

次に、国庫支出金は52億9,287万8,000円、増減額41億6,679万1,000円、伸び率44%の減で、主に福島再生加速化交付金や原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金等を計上しております。主な減額理由としては、福島再生加速化交付金が約36億円の減額となっております。令和5年度の対象事業としまして、埋蔵文化財発掘調査事業、福島防災備蓄倉庫等整備事業、復興海浜緑地事業のほか、町内の防犯対策や道路維持管理費等となっております。

次に、県支出金は50億73万4,000円、増減額20億6,027万6,000円、伸び率70.1%の増で、主に福島再生加速化交付金や農業費県補助金等を計上しております。主な増減理由としては、福島再生加速化交付金が約22億円増額となっております。令和5年度の対象事業としましては、復興牧場整備事業、営農再開支援事業等となっております。

次に、繰入金金は134億436万7,000円、増減額17億5,775万2,000円、伸び率15.1%の増で、主に浪江町復旧・復興基金、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金等からの繰入金で、復興牧場整備事業、浪江駅周辺整備事業、室原防災拠点施設整備事業等の財源として繰入れをするものでございます。

町債につきましては2億1,057万5,000円、増減額1億9,994万9,000円、伸び率48.7%の減で、臨時財政対策債、過疎対策事業債、災害復旧事業債を計上しております。

続きまして、2ページをご覧ください。

自主財源・依存財源別の財源構成ですが、町税や繰入金等の自主

財源の合計は156億6,616万2,000円、増減額17億8,960万2,000円の増で、構成比46.9%となっております。地方交付税や国・県支出金等の依存財源につきましては177億7,083万8,000円、増減額11億8,460万2,000円の減で、構成比53.1%となっております。

次に、一般財源・特定財源の財源構成では、一般財源の合計は98億2,591万2,000円、増減額13億7,985万9,000円の増、構成比29.4%となっております。特定財源は236億1,108万8,000円、増減額7億7,485万9,000円の減、構成比71.6%となっております。

3 ページは財源構成を円グラフで表したものでございます。

4 ページをご覧ください。

目的別歳出の構成について主なものを申し上げますと、総務費は72億6,879万5,000円、増減額30億7,243万3,000円、伸び率29.7%の減で、主に本庁舎改修工事の終了、積立金の減などによる減額となっております。

民生費は24億4,815万3,000円、増減額5,494万円、伸び率2.3%の増で、前年度とほぼ同額の予算となっております。

衛生費は23億6,655万1,000円、増減額10億6,868万1,000円、伸び率82.3%の増で、主に小野田配水場建設工事、水素サプライチェーン構築実証事業等による増となっております。

農林水産業費は73億2,590万6,000円、増減額20億7,806万7,000円、伸び率39.6%の増で、主に復興牧場整備事業等による増となっております。

商工費は30億1,840万5,000円、増減額7億5,136万9,000円、伸び率33.1%の増で、主に木材製品生産拠点整備事業等による増となっております。

土木費は62億79万3,000円、増減額5,525万9,000円、伸び率0.9%の減で、前年度とほぼ同額の予算となっております。

消防費は19億5,711万6,000円、増減額3億4,862万5,000円、伸び率15.1%の減で、主に防災拠点施設整備事業の進展等による減となっております。

教育費は22億3,506万6,000円、増減額2億6,809万円、伸び率13.6%の増で、主に埋蔵文化財発掘調査事業、復興海浜緑地事業等による増となっております。

次に、性質別の構成でございますが、人件費や扶助費等の義務的経費につきまして29億796万9,000円、増減額199万4,000円の増で、前年度とほぼ同額となっております。

普通建設事業等の投資的経費は156億8,694万5,000円、増減額19億749万5,000円、伸び率13.8%の増で、主に浪江駅周辺整備事

業、復興牧場整備事業等の進展等による増となっております。

その他の経費は148億4,208万6,000円、増減額13億448万9,000円、伸び率8.1%の減で、主に浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金積立金の減によるものとなっております。

5ページは、一般会計の歳出を目的別、性質別の構成比で表したグラフでございます。

6ページからは一般会計当初予算における主要事業について記載をしております。

主な事業について、新規事業や事業費の多いものなどについて申し上げます。

総務費では、番号5、特定帰還居住区域等の帰還困難区域解除に関する事業、こちらが261万3,000円、番号8、避難指示解除区域の難視聴地域へ伝送路を整備する地デジ再送信システム整備事業8,611万9,000円、番号9、地域づくり専門員を配置し、町内に居住する住民同士をつなぐ町内コミュニティ再生事業3,263万円。

7ページでございますが、番号12、地域おこし協力隊の活動を支援することにより町の課題解決を図る課題解決型地域活動支援事業5,951万1,000円、番号15、移住相談者のワンストップ窓口や貸事務所等が一体となった駅前交流施設整備事業2,976万円、番号16、駅前ワークスペースの運営や移住者等の起業を支援する起業人材育成支援事業2億799万9,000円、番号20、津島地区の活性化やコミュニティ再生を図るための津島地区活性化事業150万1,000円などでございます。

次に、8ページをご覧ください。

民生費では、番号2、高齢者のデイサービス機能などを有する施設の維持管理を行う福祉センター運営事業2,984万1,000円、番号6、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業606万5,000円。

9ページでございますが、番号11、浪江にじいろこども園の運営などを行う認定こども園運営事業1億2,460万3,000円、番号14、県内外へ避難が続く町民を支援するため支援員の配置などを行う復興支援員事業6,922万3,000円などでございます。

次に、10ページをご覧ください。

10ページ、衛生費では、番号1、新型コロナウイルスワクチンなどの感染症の予防、蔓延防止のための各種予防接種事業1億306万円、番号9、特定復興再生拠点区域のガンマカメラ測定事業892万8,000円。

11ページをご覧ください。

番号16、各産業団地整備事業に併せて上水道施設を整備する浪

江町水道施設整備事業10億8,014万2,000円、番号17、駅周辺整備事業におけるエネルギー計画の策定や水素の民生利用及び水素発電事業の実装への取組を推進するゼロカーボン推進事業3億3,731万2,000円などがございます。

12ページをご覧ください。

農林水産業費では、番号3、全国の新規就農希望者等が当町で就農するために各種支援を行う新規就農者確保促進事業5,698万1,000円、番号9、営農再開支援事業9億8,345万円。

13ページをご覧ください。

番号10、鳥獣による農産物の被害防止や新たに狩猟免許を取得する方を補助する有害鳥獣捕獲事業4,323万8,000円、番号11、飼養頭数約2,000頭の大規模酪農施設を整備する復興牧場整備事業47億1,938万3,000円、番号12、地域共同で行う農地維持活動や水路・農道などの軽微な補修等の活動を支援する多面的機能支払交付金事業4,031万2,000円、番号15、過去に放射性物質対策事業を行ったが大雨等により基準値を超えたため池等を基準値以下にするため、ため池等放射性物質対策事業6億3,645万円、番号18、森林環境譲与税を活用し、浪江生活保全林内の整備計画の策定を行う森林環境譲与税事業2,003万7,000円。

14ページをご覧ください。

番号19、原発災害などにより長年管理ができていない森林の間伐や放射性物質対策を行うふくしま森林再生事業1億855万2,000円、番号21、請戸漁港で水揚げされた魚介類などを活用したイベントや、漁業の担い手不足解消を目的としたPR動画を制作する水産業情報発信事業1,315万円、番号22、さけふ化施設整備事業1億2,138万2,000円などがございます。

15ページをご覧ください。

商工費では、番号2、大堀相馬焼の里再生を総合的に推進する大堀相馬焼振興事業2,647万9,000円、番号5、町内再開事業者光熱水費補助事業3,500万円。

16ページをご覧ください。

番号15、整備工事の完成に伴い、企業が立地できる環境を整える南産業団地整備事業3億88万7,000円、番号16、製品保管庫の整備及び周辺地域に対する環境対策等を行う木材製品生産拠点整備事業11億3,687万8,000円、番号17、再生可能エネルギー100%の産業団地を整備する棚塩RE100産業団地整備事業7億6,087万円、番号19、プレミアム付商品券発行などの帰還促進・事業再開支援事業2億3,858万1,000円などがございます。

18ページをご覧ください。

土木費でございますが、土木費では、番号1、道路の除草や補修等を行う道路維持管理事業4億7,909万9,000円、番号2、橋梁を点検・修繕する橋梁維持管理事業1億7,754万5,000円、番号8、浪江駅周辺整備事業45億601万1,000円、19ページ、番号15、F-R-E-Iの立地を円滑に進めるために用地取得の支援や気運醸成をするためのセミナーなどを開催するF-R-E-I立地推進事業320万3,000円、番号16、F-R-E-I周辺環境調査事業1,000万円、番号17、F-R-E-Iの立地による研究者等の受入れ環境を整えるため、多言語化を促進する町内多言語化促進事業1,481万6,000円などがございます。

20ページをご覧ください。

消防費でございます。消防費では、番号2、町内の火災等に対応するための消火栓等設備調査事業1,787万9,000円、番号3、防犯カメラや防犯パトロールによる町内防犯体制強化事業4億9,182万9,000円、番号5、室原地区の防災拠点施設整備事業8億9,028万3,000円、番号6、津島地区に防災備蓄倉庫等を整備する津島防災備蓄倉庫整備事業1億6,885万7,000円などがございます。

次に、21ページをご覧ください。

教育費でございます。番号5、事業、生徒用の送迎用のスクールバスとして水素を燃料として走行する車両を導入し、スクールバスを運行するスクールバス運行事業3,475万1,000円、番号7、なみえ創成小・中学校用地の借地部分の取得を進める浪江町立学校用地取得事業1億91万6,000円、番号8、復興関連事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業9億813万6,000円。

22ページをご覧ください。

番号11、震災遺構管理運営事業2,985万7,000円、番号13、にぎわいあふれる交流の場としてパークゴルフ場などを整備する復興海浜緑地（多目的広場）整備事業6億5,527万6,000円、番号14、高瀬球場復旧事業7,022万円などがございます。

次に、災害復旧費につきましては、令和元年の台風により被害を受けた菅原橋の災害復旧事業1億1,612万円でございます。

その他の事業につきましては、後ほどご確認をいただければと存じます。

次に、26ページをご覧ください。

地方債残高の状況でございます。

令和4年度末現在残高見込額22億1,200万円に対しまして、令和5年度末現在の残高見込額は21億8,028万円で、3,172万円の減を

見込んでおります。

なお、債務負担行為につきましては、令和4年度中に全額支払いが完了しております。

次に、予算書のほうをご用意ください。

予算書10ページをお開きください。

第2表、継続費でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、畜産施設建築工事管理業務1億9,910万円から11ページの款10教育費、項6保健体育費、事業名、復興海浜緑地（多目的広場）整備工事16億2,000万円までの6事業につきましては、令和5年度から令和7年度までの3か年事業として実施をするため、継続費として総額及び年割額を定めるものでございます。

次に、12ページをお開きください。

第3表、地方債でございます。

橋梁補修事業は限度額5,810万円、道路橋梁施設災害復旧事業は限度額が1億1,612万円、臨時財政対策債は3,635万5,000円を限度額として借入れをするものでございまして、起債の方法及び利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

令和5年度の一般会計予算につきましてはの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） ここで、昼食休憩のため、13時30分まで休憩します。

（午前 11時52分）

（午後 1時30分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

ここで、企画財政課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 先ほどの当初予算の継続費のご説明の中におきまして、令和5年度から令和7年度までの3か年事業として実施するために継続費を設定するとご説明いたしましたが、一部の事業で令和5年度から令和8年度にかけて実施する事業もございましたので、正しくは令和5年度から令和7年度及び令和5年度から令和8年度にかけて事業の実施をするために継続費を設定させていただくものでございました。

おわびを申し上げるとともに、訂正をお願いするものでございます。

○議長（平本佳司君） 日程第31、議案第32号 令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第32号 令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出予算の総額を107万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金104万円であります。

歳出の主なものは、助成費100万円であります。

よろしく願いをいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第32、議案第33号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第33号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を33億1,617万9,000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、歳入歳出予算資料によりご説明したいと思います。

資料の23ページをお開きください。

23ページ中段が、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず、左側が歳入になります。

初めに、国民健康保険税でございますが、上位所得層世帯等に係る現年度課税分及び滞納繰越分としまして2,655万2,000円を計上してございます。前年度比48万円の増でございます。

次に、国庫支出金2億1,646万9,000円、前年度比1,433万9,000円の減でございます。こちらは、東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地域の国民健康保険被保険者に対する国民健康保険税及び一部負担金の免除措置に対する国の財政支援でございます。被保険者数の減少のため減額となっております。

次に、県支出金27億7,359万5,000円、前年度比1億5,212万8,000円の減でございます。こちらは、被保険者数の減少に伴う各種補助金の減でございます。

次に、繰入金 2 億 5,954 万 4,000 円、前年度比 1,704 万 4,000 円の減でございます。こちらも被保険者数の減少に伴い、各種法定繰入金が減少する見込みでございます。

次に、繰越金 4,000 万 1,000 円、前年度比 3,000 万円の増でございますが、これは前年度の歳計剰余金で例年の実績額に基づいての計上でございます。

続きまして、右側、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

初めに、総務費でございますが、4,806 万円、前年度比 246 万 3,000 円の増でございます。主なものは人件費等でございます。

次に、保険給付費については 25 億 3,024 万 3,000 円、前年度比 1 億 591 万 9,000 円の減でございます。被保険者数の減少により減額となっております。

次に、国民健康保険事業費納付金 6 億 2,632 万 1,000 円、前年度比 8,544 万 5,000 円の減でございます。こちらは県が国民健康保険の事業主体になり、事業を運営するに当たり、町が県に納める納付金でございます。

次に、保健事業費 4,186 万 4,000 円、前年度比 427 万 1,000 円の増ですが、こちらは特定健康診査等の事業費で、新型コロナウイルス感染症の流行等により活動が制限されてきた特定健診や特定保健指導の事業について、コロナ流行前の規模で事業実施を予定してございます。

次に、諸支出金 5,957 万 4,000 円、前年度比 3,006 万 7,000 円の増につきましては、主に過年度分の補助金、償還金によるものでございます。

最後に、予備費としまして 1,010 万 5,000 円を計上してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 日程第 33、議案第 34 号 令和 5 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第 34 号 令和 5 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和 5 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出予算の総額を 3 億 4,109 万円と定めるものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） それでは、予算資料によりご説明

いたします。

23ページ、一番下の最下段のものが国民健康保険直営診療施設事業特別会計の表でございます。

まず、左側が歳入でございます。

診療収入1億427万1,000円、前年度比414万1,000円の増、内訳は外来収入が両診療所合わせまして9,604万2,000円、諸検査等収入が合わせて822万9,000円でございます。

次に、使用料及び手数料494万5,000円、前年度比39万6,000円の増、診断書等の作成料でございます。

次に、県支出金1億3,143万9,000円、前年度比686万9,000円の増、こちらは福島県地域医療復興事業補助金でございます。

次に、繰入金1億38万4,000円、前年度比1,765万4,000円の増でございます。

次に、右側でございますが、右側は歳出でございます。

総務費2億6,474万3,000円、前年度比2,025万7,000円の増につきましては、診療所の運営費等でございます。

次に、医業費6,634万7,000円、前年度比117万8,000円の減につきましては、医薬品等の購入費でございます。

最後に、予備費として1,000万円を計上してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第34、議案第35号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第35号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を4億2,292万7,000円と定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

24ページの上の表をご覧ください。

公共下水道事業、歳入は左側になります。

初めに、使用料及び手数料4,099万5,000円、前年度比20万4,000円の増で、町内事業用及び一般家庭用の下水道使用料であります。

国庫支出金3,445万1,000円、前年度比3,779万4,000円の減で、公共下水道事業実施による社会資本整備総合交付金であります。

繰入金 3 億802万7,000円、前年度比338万8,000円の増で、一般会計繰入金、基金繰入金であります。

公共下水道事業債3,445万1,000円、前年度比3,779万8,000円の減で、農業集落排水施設の公共下水道接続の事業実施等のための起債であります。

次に、右側の歳出になります。

公共下水道事業費 2 億1,136万4,000円、前年度比5,390万2,000円の減で、主なものは下水道総務管理費2,287万2,000円、農業集落排水施設との接続に係る工事費をはじめとした下水道建設費9,776万4,000円、浪江浄化センター等の施設維持等に係る下水道維持管理費7,622万8,000円であります。

次に、公債費 2 億656万3,000円、前年度比1,809万8,000円の減であります。

次に、歳入歳出予算書の30ページをお開き願います。

第2表、地方債になります。

農業集落排水施設との接続に係る工事費をはじめとした下水道建設費の事業実施のための起債であります。限度額を3,445万1,000円とするものです。

利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第35、議案第36号 令和5年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第36号 令和5年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和5年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額を603万9,000円と定めるものであります。

よろしくお願いをいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第36、議案第37号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第37号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予

算の総額を3,781万8,000円と定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

今度は一番下の表になります。

農業集落排水事業の歳入です。左側です。

使用料及び手数料792万2,000円、前年度比104万4,000円の増で、町内事業用及び一般家庭用の農業集落排水使用料であります。

繰入金2,889万4,000円、前年度比651万9,000円の減で、一般会計繰入金、基金繰入金であります。

次に、左側、歳出になります。

農業集落排水事業費2,341万5,000円、前年度比68万3,000円の増で、主なものは総務管理費526万円、農業集落排水建設費350万円、高瀬浄化センター等の施設に係る農業集落排水維持管理費1,465万5,000円であります。

次に、公債費1,340万3,000円、前年度比625万8,000円の減であります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 日程第37、議案第38号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第38号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和5年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を28億4,156万円と定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

25ページをお開きください。

上の表をご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

保険料1,353万9,000円、前年度比111万5,000円の増で、こちらは第1号被保険者の介護保険料で、普通徴収374万1,000円、特別徴収979万7,000円です。

次に、国庫支出金13億2,691万8,000円、前年度比848万5,000円

の増で、主なものは介護給付費負担金 4 億 2,809 万 6,000 円、調整交付金 7 億 1,268 万 6,000 円です。

次に、支払基金交付金 6 億 6,471 万 3,000 円、前年度比 1,373 万 2,000 円の増で、第 2 号被保険者の介護保険料分で社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費 7,845 万 3,000 円、前年度比 1,119 万円の増で、主なものは総務管理費、介護認定審査会費、認定調査等費です。

次に、保険給付費 23 億 7,789 万 6,000 円、前年度比 5,926 万 8,000 円の増で、介護サービス利用に係る給付費です。介護保険給付費につきましては、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費で増加の傾向があるものの、最近の介護認定者数減少していることもあり、全体的には前年度並みとしております。

次に、地域支援事業費 1 億 2,852 万 3,000 円、前年度比 1,131 万 2,000 円の減で、主な事業は介護予防・生活支援サービス事業、包括的支援事業で、地域包括ケア体制を構築するための事業を実施してまいります。

次に、諸支出金 2 億 5,390 万 2,000 円、前年度比 648 万 8,000 円の増で、主なものは利用者負担軽減支援事業で、介護保険サービス利用者負担免除に伴う利用者負担相当額について、本事業から支払いを行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第38、議案第39号 令和5年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第39号 令和5年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和5年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出予算の総額240万8,000円と定めるものであります。

主な事業は、苅野及び津島財産区の管理を行うものであります。

よろしくをお願いをいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第39、議案第40号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第40号 令和5年度浪江町後期高齢者医

療特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を9,861万2,000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、歳入歳出予算資料の25ページ、一番下になります。

まず、左側が歳入でございます。

初めに、後期高齢者医療保険料2,570万5,000円、前年度比1,062万6,000円の増でございます。こちらは、後期高齢者医療保険の保険者である福島県後期高齢者医療広域連合の試算による上位所得層及び新規転入者である被保険者に係る保険料でございます。

次に、繰入金7,189万9,000円、前年度比227万4,000円の増でございます。これは後期高齢者医療の被保険者に対して、保険料軽減等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、繰越金100万円でございますが、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、右側、歳出でございます。

初めに、総務費1,047万3,000円、前年度比3,000円の減でございますが、こちらは主に後期高齢者医療に係る事務経費でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金8,724万円、前年度比1,273万円の増でございますが、こちらは町が徴収した保険料を保険者である福島県後期高齢者医療広域連合に納付する納付金等でございます。

最後に、予備費として89万6,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 日程第40、議案第41号 令和5年度浪江町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第41号 令和5年度浪江町水道事業会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和5年度浪江町水道事業会計の予算を定めるものであります。収益的収支、収入が4億815万8,000円、支出が4億4,995万6,000円となります。また、資本的収支では、収入が15億9,216万円、支出が17億2,906万1,000円となります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 水道事業会計の予算資料のほうでご説明いたします。ご用意をお願いします。

1枚おめくりいただいて、1ページ目になります。

収益的収入及び支出であります。

収入、款水道事業収益、項営業収益で、主なものは給水収益で9,260万円、対前年度比868万円の増を見込んでおります。

次に、営業外収益、主なものは雑収益1億9,167万5,000円、対前年比326万7,000円の減であります。これは、給水収益が増加することによる賠償金の減額であります。

水道事業収益的収入の合計は4億815万8,000円、対前年度比5,409万5,000円の減となっております。

次に、支出になります。

款水道事業費用、項営業費用で主なものは原水及び浄水費で1億1,711万4,000円、対前年度比1,016万7,000円の増で、不安解消事業及び施設管理費、動力費であります。

次に、配水及び給水費で4,699万5,000円、対前年度比736万1,000円の減で、配水管路の管理及び修繕費であります。

総係費は4,712万7,000円、対前年度比2,014万1,000円の減。

水道事業費用収益的支出合計は4億4,995万6,000円、前年度比3,058万5,000円の減となっております。

次に、隣、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出であります。

収入、款水道事業資本的収入、項企業債5億円、対前年度比2億円5,000万円の増。

続きまして、工事負担金1,201万8,000円、対前年度比1,201万8,000円の増。

補助金10億8,014万2,000円、対前年度比4億6,622万4,000円の増で、建設改良費の増によるものです。

資本的収入合計は15億9,216万円、対前年度比7億2,824万2,000円の増となっております。

次に、下、支出です。

款水道事業資本的支出、項建設改良費で、主なものは配水設備改良費16億5,306万1,000円、対前年度比5億8,651万2,000円の増で、これは小野田取水場建設工事、小野田配水場、小野田水源の工事費及び発注者支援業務委託料等、また老朽管等の更新費であります。

資本的支出合計は17億5,906万1,000円、対前年度比5億6,651

万2,000円の増となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（平本佳司君） お諮りします。質疑については、15日に行うこととし、本日の会議はこれにて延会したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

15日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集を願います。

◎延会の宣告

○議長（平本佳司君） 本日はこれで延会します。

お疲れさまでした。

（午後 1時57分）

令和5年	3月9日	(木曜日)	常任委員会
令和5年	3月10日	(金曜日)	常任委員会
令和5年	3月11日	(土曜日)	休日
令和5年	3月12日	(日曜日)	休日
令和5年	3月13日	(月曜日)	常任委員会
令和5年	3月14日	(火曜日)	全員協議会

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和5年浪江町議会3月定例会

議事日程(第3号)

令和5年3月15日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第9号 | 訂正の件 |
| 日程第2 | 議案第3号 | 浪江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 浪江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 浪江町私債権等の管理に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 浪江町職員定数条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 浪江町総合審議会条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 浪江町営住宅等条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 浪江町都市計画審議会条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 浪江町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 工事請負契約の締結について(畜産施設敷地造成工事) |
| 日程第15 | 議案第16号 | 工事請負契約の変更について(地デジ再送信システム復旧工事) |
| 日程第16 | 議案第17号 | 工事請負契約の変更について(浪江町南産業団地造成工事その2) |
| 日程第17 | 議案第18号 | 工事請負契約の変更について(浪江町公共 |

		下水道管渠布設工事（高瀬処理区））
日程第18	議案第19号	工事請負契約の変更について（橋梁補修工事（城西橋））
日程第19	議案第20号	工事請負契約の変更について（菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工））
日程第20	議案第21号	指定管理者の指定について（大堀相馬焼物産会館）
日程第21	議案第22号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第22	議案第23号	令和4年度浪江町一般会計補正予算（第6号）
日程第23	議案第24号	令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第25号	令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第26号	令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26	議案第27号	令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第28号	令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28	議案第29号	令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第29	議案第30号	令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第30	議案第31号	令和5年度浪江町一般会計予算
日程第31	議案第32号	令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第32	議案第33号	令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第33	議案第34号	令和5年度浪江町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算
日程第34	議案第35号	令和5年度浪江町下水道事業特別会計予算
日程第35	議案第36号	令和5年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第36	議案第37号	令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第37	議案第38号	令和5年度浪江町介護保険事業特別会計予算

- 日程第 3 8 議案第 3 9 号 令和 5 年度浪江町財産区管理事業特別会計
予算
- 日程第 3 9 議案第 4 0 号 令和 5 年度浪江町後期高齢者医療特別会計
予算
- 日程第 4 0 議案第 4 1 号 令和 5 年度浪江町水道事業会計予算
- 日程第 4 1 請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求
める意見書提出請願書
- 日程第 4 2 発委第 1 号 浪江町議会の個人情報保護に関する条例
の制定について
- 日程第 4 3 発委第 2 号 浪江町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 4 4 発委第 3 号 浪江町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 4 5 発議第 1 号 福島県最低賃金引き上げと早期発効を求め
る意見書（案）
- 日程第 4 6 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長栄光君	副	町山本邦一君
副	町成井長祥君	教	育笠井長淳一君
総務課長兼津島支所長兼選挙管理委員会書記長	横山秀樹君	代表監査委員	宮口勝美君
産業振興課長	清水中君	企画財政課長	吉田厚志君
住民課長	柴野一志君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	金山信一君
建設課長	戸浪義勝君	住宅水道課長	木村順一君
介護福祉課長	松本幸夫君	教育委員会事務局教育次長兼浪江町公民館長兼浪江町図書館長	蒲原文崇君
会計管理者兼出納室長	中野隆幸君	健康保険課長兼浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長	西健一君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長		次	長	兼	係	長	
		掃	部	関			中	野	夕	華
書									子	君
		藤	田	知						
				宏						君

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、お手元に配付、タブレット端末に格納にされておりますのでよろしくお願ひします。
-

◎議案第9号訂正の件

- 議長（平本佳司君） 日程第1、議案第9号訂正の件を議題といたします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） おはようございます。

議案第9号 浪江町営住宅等条例の一部改正についての事件の訂正請求についてご説明いたします。

令和5年3月7日にご提出申し上げました本条例の改正につきまして、改正内容に誤りがあったため、事件の訂正を請求するものがあります。

訂正内容につきましては、住宅水道課長に説明をさせます。誠に大変申し訳ございませんでした。

- 議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

- 住宅水道課長（木村順一君） 訂正請求書の2枚目、正誤表をご覧ください。

議案書の記載におきまして、表の113、津島住宅団地、「浪江町大字下津島字松木山26番地4」と表記すべきところを「浪江町大字下津島字下津島字松木山26番地4」と誤って表記してしまいました。誠に大変申し訳ございませんでした。訂正いたしますとともに、おわび申し上げます。

- 議長（平本佳司君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号訂正の件を許可することに決定いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第2、議案第3号 浪江町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第3号 浪江町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第4号 浪江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第4号 浪江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第5号 浪江町私債権等の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 皆さん、おはようございます。

議案第5号について質問いたします。

国の上位法である法律が制定されたものではありませんので、なぜこの条例を今の時期に新年度から施行するのか、その点についてお伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） お答えをいたします。

今後、独居老人や生活困窮者、そして転入者の増加に伴いまして、逆に転出者も増加、出入りが激しいようなことも想定されておりますので、債権の回収が困難な事例が増えていくということもある程度想定されておりますので、そうなる前に、早いうちに、こうした町の姿勢を示すことによりまして、債権管理の適正化を図ってまいりたい。

これに加えまして、町の条例を定めて、こういった姿勢を明らかにすることにより、議会をはじめとしました住民の方々に、こういった債権の管理の方法を表明することによりまして、そういう町の姿勢を明らかにすることもできますし、庁舎内でこれまで、税金は対象外なんです、住宅使用料や農集排の使用料、そして診療報酬や水道料金など、そういったものが今回の条例の対象になっておりますが、そういった債権の管理を統一的に進めることができることとなりますので、そういった意味で、効率化が図られるということで、今回ご提案をさせていただいているものでございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第5号 浪江町私債権等の管理に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第6号 浪江町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第6号 浪江町職員定数条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第7号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第7号 浪江町行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第8号 浪江町総合審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第8号 浪江町総合審議会条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第9号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 資料の54ページなんですけれども、上記の請戸の場合は32番地の何々番ということで、下に番号ありますけれども、下津島地区の松木山ですか。これ、番号が何々番地だけで終わっています。まとめて10戸ということで、要するに請戸地区または幾世橋の住宅団地も何番地の何々ということは下の番号があるんです。

ということは、10戸一まとめにしておいて、税金関係とか、あと

また農業関係、その他、配達に支障を来すようなものがその時点ではないかということで、要するに何番地の何々という下の番号が抜けているということで、ちょっとその辺の説明をお願いしたい。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

今現在、26番地のほうが1筆の状態でございます。今回の契約の中に分筆登記も含まれておりまして、処理は済んでおるのですが、現在まだ登記情報来ておりませんので、まずは、1筆で住宅の設置条例を優先させたということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ということは、以後改正の余地があると、改正をしますということですね。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 分筆情報、来次第、改正いたします。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第9号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第10号 浪江町都市計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第10号 浪江町都市計画審議会条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第11号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 資料の77ページなんですけれども、町道にかかる占用料の金額の詳細が記載されております。

この点で、資料の中には国の事業に係る協議で占用料が無料とある。それでちょっと伺いたいと思います。

改正に当たり、この件で、町に対しての収入はあるのか。もしあれば年間の占用料の収入と、また改正によって、どれだけの増額が見込まれるのか、それぞれに教えていただきたいと思います。

3点目に、資料の79ページで、第二種電柱から第三種電柱及び電話柱とありますけれども、この第二種と第三種、この差、違う点というのを教えていただきたいなと思います。お願いします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それではまず、国の事業に係るものにつきましては、町道におきまして国の事業によって占用物がある場合には、本来無料でありますので、今回表記を変えて対象物等を記載しているところでございます。

また、今回の改正によりまして、占用料の増額につきましては、180万円ほど増額になると見込んでおります。

また、電柱の中で第一種及び第三種、また電話柱の第一種または第三種ということでのご質問でありますけれども、まず、第一種電柱につきましては電線の数でございます。

第一種につきましては電線の数が3本、3条と言いますけれども、3本以下の電線。続きまして、第二種電柱とは、電柱のうち4本から5本の電線を架設するもの。また、第三種電柱とは、電柱のうち電線が6条以上を架設するものとなっております。

また、電話柱につきましても、第一種電話柱と申しますのは、3本以下の電線を架設する。また、第二種とは、電話柱のうち4本から5本の電線を架設する。また、第三種電柱というのは、電話柱のうち6本以上の電線を架設するということで種類分けをされているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- 議長（平本佳司君） 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） 最後の説明でありますけれども、1番から3番、電話柱のやつですけれども、電線の本数だとかということで、電話柱の高さとか幅とか、そういう形状は関係ないのか、その辺、ちょっとお願いします。
- 議長（平本佳司君） 建設課長。
- 建設課長（戸浪義勝君） 高さは特に縛りはありませんで、そこに乗る電線の数で種類分けをしているところでございます。
以上です。
- 議長（平本佳司君） ほかに質疑ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第11号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第11、議案第12号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第12号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第13号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第13号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第14号 浪江町特定教育・保育

施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第14号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第15号 工事請負契約の締結について（畜産施設敷地造成工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 落札率が99.9%となっておりますけれども、現在の積算技術ということで、業者のほうも、町のほうも同じようなソフトを使っているのかどうか、それを確認させていただきたいと思います。それが1点。

0.1%の違いというのは、私が考えるには、端数の切り過ぎだろうと、そういうふうに考えております。

あと、大平山のところに南の工業団地、入札のとき、参加業者がAランクということで2社だけ指名されました。今回は大分Aランクの業者が17億、18億の仕事に町の業者さんも参加されるということはよろしいことかと思っておりますけれども、ただ、そういう場合は単独ではなくて、2社、3社のジョイントベンチャーとか、そういう方法も今後考えていかなければいけないのではないのかと。

あと、もう一点なんですけど、町内業者に限るといようなことであればいいんですけども、ただ、町の業者ばかり特定していくと、

今度町の業者が双葉郡や相双のほうに需要拡大のときに乗り出すときに排除させられるおそれもあります。ですから、こういう場合は、該当する業者がなければ、浜通り地区から広く業者を募ってもいいのかなという判断もあろうかと思います。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 山本副町長。

○副町長（山本邦一君） 入札の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

落札率については、あくまでも入札の結果でございますので、町が直接的な理由を申し上げることはできませんが、議員ご指摘のように、積算基準そのものが公表されていることがございます。単価、歩掛りが、公表されていることもございますので、ソフトそのものが町のソフトと民間のソフト、いろんなソフトがございまして、高い精度で積算することは可能という状況になっております。

それで、入札の方法については、今後とも指名委員会等で議論を継続したいと思っておりますし、あと、地域性の問題ですか、これについても事業の規模等についても見ないといけないと思っておりますから、これについても指名委員会等でやっていきます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 私は、入札というのは大変面倒だろうし、難しいんだろうと思っておりますけれども、やはり考え方として、町内業者優先ということは大切なことだと思います。そういう点で、ただ、99.9%というのはあり得ない落札金額だろうと私は考えています。これは経験からです。あり得ないと私は思っています。そういうことで、今後99%とか、そういうような落札率だったというような話を聞いたときに、ちょっと何か変だなという感じするようにします。

ある市町村では、入札にですね、ある市町村なんですけれども、気分によって歩切りをかけてくる。入札金額から3%とか5%とか、ちょっと気分が悪いといって歩切りをかけてくるような首長さんもおられます。そういう考えは今後ありませんか。あまり落札率が高い場合はですね。これ、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 山本副町長。

○副町長（山本邦一君） 以前はできるというような、町の裁量で一定程度減額するという制度がございましたが、品確法、品質の確保に関する法律というんですか。これが施行になってから、歩切りが規制されましたんで、基本的に無理というか、ないというところがございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） はい、分かりました。

ずっと私も議会に出てきて2年。3年目に入りますけれども、何かうちは、ほとんど「請け負け」と書くんですね、「請負」と書いて。何か変更とか、増加とかいろいろ見ていると、請け勝ちみたいな、何かそういうようなイメージで私は捉えております。今後、そういった疑惑とか、そういうのを持たれないように適正な価格というのはあるんだろうと思いますから、より注意をしていただきたいと、こう考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ございませんか。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） この造成計画の図面を見ると、何か調整池の左右に何か未買収だと思われる箇所が2か所あるんですけれども、今後ともやっぱり交渉を継続していく考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

買収地、お願いして取得できなかった土地ありますけれども、管理上の関係もございまして、今後ともお話を続けていって、取得できるというときになれば、そういったことも考えていきたいと考えております。

○議長（平本佳司君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第15号 工事請負契約の締結について（畜産施設敷地造成工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第15、議案第16号 工事請負契約の変更について（地デジ再送信システム復旧工事）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第16号 工事請負契約の変更について（地デジ再送信システム復旧工事）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第16、議案第17号 工事請負契約の変更について（浪江町南産業団地造成工事その2）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第17号 工事請負契約の変更について（浪江町南産業団地造成工事その2）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第18号 工事請負契約の変更について（浪江町公共下水道管渠布設工事（高瀬処理区））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第18号 工事請負契約の変更について（浪江町公共下水道管渠布設工事（高瀬処理区））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第18、議案第19号 工事請負契約の変更について（橋梁補修工事（城西橋））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第19号 工事請負契約の変更について（橋梁補修工事（城西橋））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第19、議案第20号 工事請負契約の変更について（菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工））を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第20号 工事請負契約の変更について（菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工））を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第21号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第20、議案第21号 指定管理者の指定について（大堀相馬焼物産会館）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第21号 指定管理者の指定について（大堀相馬焼物産会館）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第21、議案第22号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第22号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第22、議案第23号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 3月の一般会計の補正ということですから、事業額の確定、また実績の見込みということで補正されているものと思います。その中で、ちょっと額が大きいものが何点か見受けられますから、これらについてお伺いします。

事項別明細書の139ページ、町税です。固定資産税が1億5,000万円ほど補正減になっております。

この理由は例えば土地、建物、償却資産とありますけれども、何らかの理由で1億5,000万円の減があったと思うんですけれども、それを教えていただきたいと思います。

2つ目、148ページ、町債の過疎対策事業債、過疎債ですね。これ3,900万円が減になっております。補正後が2億6,070万円というふうになります。

そこで、令和5年度の予算資料の一番後ろに過疎債のことが記載されておりまして、令和3年度末の現在高が過疎債は2億4,620万

円、令和4年度の現在見込額が5億1,190万円となっており、この差額が過疎債の令和4年度分と私は思います。この差額が2億6,570万円なんです。つまり、今回の補正と500万円の違いが出てきます。

ですから、補正減が3,400万円なのかなとか、また、その辺はどういう理由なのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後、193ページ、節でいいますと、下から3つ目の工事請負費、高瀬球場復旧工事、これ2億4,200万円減になっております。減の幅が大きいわけですが、工事はどういう内容だったのかということと、なぜこのような額になってしまったのか、教えていただきたいと思います。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、ページ139ページ、款1町税、項2固定資産税、目1の固定資産税ということで、補正額が1億5,000万円の減ということで、こちらの補正減の内容についてということで、ご質問にお答えいたします。

上程のときも少し説明されておりましたけれども、現在、福島特措法等で固定資産税の課税免除が行われておりまして、事務の関係上、12月から1月にかけて決定を受けるということで、その決定を受けたものについて課税免除を行うということで、1億5,000万円ほどの減とさせていただいているところでございます。

こちらの1億5,000万円の財源補填といたしまして、震災復興特別交付税のほうで同額補填される予定として計上しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、14番議員のご質問にお答えいたします。

過疎債の残高についてのただしでございました。

こちら500万円の差につきましては、令和3年度から令和4年度へ繰越しをされた500万円分の財源がございまして、その分は、令和3年度で予算措置されておりますので、令和4年度の予算書上には出てこないということで、一方、令和5年度の予算のほうは、実際に借り入れた金額を令和4年度で表記しておりますので、その分で500万円の差となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 193ページの工事請負費高瀬球場復旧工事

のご質問にお答えいたします。

高瀬球場の機能回復工事復旧事業につきましては、復興庁の予算、それから芝の張芝につきましては、除染の未施工部分がありますので、環境省事業で行うということで、町と復興庁、環境省の三者協議を進めておりました。

その中で、どこまでを復興庁事業でやるのか、どこからが環境省事業でやるのかという協議のほうにちょっと時間を要しまして、今年度ではなくて、来年度に実施させていただくということでございます。主にはグラウンドの部分でどこまでやるかという協議に時間を費やしたというところでございます。

今年度につきましては、グラウンド以外のクラブハウス、バックネットのバックスクリーンといった建築物については、実施しまして、グラウンドについては、来年度改めて予算計上させていただくという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第23号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第23、議案第24号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第24号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第24、議案第25号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第25号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第25、議案第26号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第26号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第26、議案第27号 令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第27号 令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第27、議案第28号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第28号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第28、議案第29号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第29号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第29、議案第30号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第30号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（平本佳司君） ここで、10時10分まで休憩にします。

（午前 9時54分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時10分）

○議長（平本佳司君） ここで、全員協議会開催のため暫時休議します。

（午前10時10分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前11時00分）

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第30、議案第31号 令和5年度浪江町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） まず、予算書のほうのページでいいますと57ページ。先ほど補正でも質問しましたけれども、町税に関して、1の1の2、法人町民税ですが、2,800万円の減、あと、下の固定資産税約2億円の減、当初で比較すると減になっております。先ほど補正で課長からありましたけれども、減収分は震災特交のほうに補填がされるんではないかという話でしたが、令和5年度からそういう固定資産税は固定資産税でやると。震災特交には影響がないような予算編成のためなのか、また、違う要因なのか、その辺はどうなのでしょう

かという質問です。

あとは予算資料で申し上げます。予算資料の6ページのナンバー5、新規事業で特定帰還居住区域等の帰還困難区域解除に関する事業。概要の中で最後に、計画策定等を行うというふうになっております。

この計画策定はいつ頃されるのかということで、これはなるべく早くされる事業ですので、時期について教えていただきたいと思っております。

あとは10ページ、一番下の9番、ガンマカメラ測定事業です。特定復興再生拠点区域の居宅敷地80か所となっておりますが、この80か所は、どのような選定方法があったのかということでお伺いします。

また併せて、平成29年3月に解除となった区域、今現在解除区域ですけれども、そこはガンマカメラの測定は考えていないのかどうか、併せてお伺いします。

次に、20ページ、ナンバー6、津島防災備蓄倉庫等整備事業、これ継続になっているから、新規じゃないから、この整備は新築か、それとも既存施設を使うのかということをお伺いします。以前聞いてたならば、ごめんなさい。

あと、21ページ、6番のグローバル人材育成事業、これ子供たちの海外学習だと思えるんですけども、令和5年度の行く訪問先、学習先はどこを検討されているのか、お伺いします。

最後、22ページ、14番、補正でも聞きましたが、高瀬野球場の復旧事業、これの完成はいつ頃になるのかお伺いして、お答えいただきたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、予算書のページ57ページ、款1町税、項1町民税、目2の法人町民税ということで6,000万円、前年度比2,800万円の減としているところでございますけれども、こちらの減少理由というか、理由についてでございますけれども、予算の算定に当たっては、ここ数年の決算額を参考にさせていただきました。法人税割のほうが大きく落ち込んでいるところから、そういったところを基本としまして、算定したところでございます。

続きまして、同じページの項2の固定資産税、目1固定資産税ということで5億2,751万4,000円、前年度比で2億276万9,000円の減となっておりますけれども、こちらにつきましては、先ほどの補正予算と同様に、課税免除に係る部分について当初予算のほうから減額させていただいたということで、漏れなくこちらも震災復興特交のほうで補填される見込みとなっているものでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、予算資料の6ページの中
で質問いただいております番号が5番、特定帰還居住区域等の帰還
困難区域解除に関する事業で、計画の策定ということで事業概要に
あるが、この策定はいつなのかというご質問をいただいております。

こちらにつきましては、現在、国会で関連法案が挙がっておりま
して、こちらが成立後、国が必要な制度を整備した後に町が計画を
策定することとなっております。これに基づきまして区域が設定さ
れるものと考えております。

現在、意向確認調査を国のほうで集計しておりますので、そうい
ったところもございまして、なかなか具体的なスケジュールをはっ
きり申し上げることはできませんが、議員がおただしのとおり、町
といたしましても、できるだけ早い時期に策定すべき計画と考
えておりますので、しっかりと早期に策定できるように取り組んでま
いりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 予算資料ですか、予算資料の10ページをお
開きください。

番号9、款4項1の目7ということで、ガンマカメラ測定事業の
場所の80か所の選定方法ということでございます。

こちらは、今年度も特定復興再生拠点区域内で実施をしていたと
ころでございまして、環境省の除染のほうはまだ完全に終了してい
ないということで、拠点区域内のガンマカメラの測定箇所がまだま
だ残っているということで考えておりまして、そういったところを
見て80か所分の予算を計上させていただきました。残った分の引き
続きの測定ということでございます。

それから、既に解除された解除区域について、改めて実施しない
のかというような問いでございすけれども、今のところは予定し
てございません。まずは、ここから先ですね、まだ決定しておりま
せんけれども、拠点区域の次のステージで除染される部分について
の測定なども考慮しながら、既に解除された区域については、改め
てどういうふうにするかを整理してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 予算資料20ページ、6番の津島防災備蓄倉
庫等整備事業の関係でございすが、こちらにつきましては、新築
でございまして、津島の活性化センターの東側に整備の予定でござ

いまして、令和4年度今年度実施設計を行いまして、令和5年度で建築の予定でございます。

○議長（平本佳司君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 予算資料21ページのナンバー6、グローバル人材育成事業で、どこを訪問するのかというご質問にお答えします。

令和5年度につきましては、東京都でございます東京グローバルゲートウェイという体験型英語学習施設を中心に訪問するというところで検討しています。この施設は、東京都教育委員会のほうで監修した英語に特化した学習施設となっております。こちらのほうに予定しているところでございます。

続いて、資料22ページのナンバー14、高瀬野球場の復旧事業の完成時期でございます。

補正予算のときにもご説明しましたが、令和4年度今年度につきましては、建築の部分、来年度令和5年につきましては、グラウンドの部分の整備を予定しています。グラウンドの部分の下層部分を令和5年度にかけて実施をしまして、上層部や芝張りの部分については、環境省のほうの実施になりますけれども、令和6年度の当初から実施するということになりますので、令和6年度の夏頃オープンできればということで予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） まず、町税のほうからですけれども、法人町民税、法人割が大きく落ち込んでいることが影響だということで考えると、例えば復興事業がある程度落ち着いてきた中で、法人数が少なくなってきた、もしくは売上げが少なくなってきたというふうに考えてよろしいのか。法人割が大きく落ち込んだというふうな見方は、どういうふうな立場で見ているのか、どういう観点で見ているのかをお伺いします。

あと、予算資料で計画策定ですか。ここは、国のほうも当然法律が制定されないと動けないのは分かりますけれども、もうあらあら、町のほうで、はい、待ってた、ぽんというふうに出せるぐらいに中でもんでいただきたいなど。ぜひ国の協議も早く速やかにやっていただいて、帰りたい人を一日でも早く帰していただきたい、そのように思います。答弁があったらお願いします。

あと、ガンマカメラ、10ページのほうのガンマカメラの件なんですけれども、3月31日解除予定のことで、また拠点外に関して、私は見える化が必要だと思うんです。見える、何が見えるかというのと、

町内にありますが、モニタリングポストの設置で、防災係のほうに調べてもらったんですけれども、町内にモニタリングポスト92か所あるそうです。うち帰還困難区域が50で、50のうち特定復興再生拠点が20というような内訳だそうです。一応解除になるところは、もう安心して一時帰宅をしてもらおうとか、安心して帰ってきてもらおうということは、やはりモニタリングポストを新設して、見える形で線量はこのくらい落ちてますから大丈夫ですよ、というようなことが帰還促進の一助にもなるのかなと思いますし、あと、拠点外のほうの白地地区に関してもモニタリングポストを新設してもらって、見える化を図っていただきたいなという思いでいます。この辺国と交渉されるのかどうか、お願いします。

あと、防災倉庫。これ以前説明受けましたっけ、受けてなかったでしょう。新築だということで、私は津島保育所をリフォームして、備蓄倉庫にならないのかなというふうに思ったものですから、お伺いしました。活性化センターの東側に新築ということですね。では、了解しました。

あと、グローバル人材育成事業って、これ海外学習じゃなかったということで、じゃ、海外学習を令和5年度は行わないのかどうか、お伺いします。

最後の高瀬野球場、これは令和5年度完成じゃなくて、令和6年度の夏頃になるということです。これ何で高瀬球場聞いているかという、自分で一般質問した合宿の里で競技場とか球場とか、多く関わってもらって、交流人口を拡大したらどうだというような提案をしましたので、高瀬球場のほう、来年夏頃ということですから、これ、ぜひ、こけら落としを例えば県内の高校野球の有名校と宮城県の有名校の練習試合を企画するとかというふうにして来ていただいて、アピールしてもらうのも何か復興をアピールできるのかなと思ったもので質問しました。こけら落としについて、今のところ考えはあるのかどうか、お伺いします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、法人税割の減少理由についてということでございますけれども、まず、法人税割につきましても、国の法人税額そのものが課税標準となっておりますので、詳細な分析には至っていないところではございますけれども、まず、一般的な見方として、法人税割が減少する原因となることについては、その法人の所得の減少、それから事業規模の縮小などが挙げられます。

その上で、こちらは令和3年度の実績になりますけれども、浪江

町で法人税割の対象となった法人の中で、全体の8割が建設土木系ということもございまして、そういったところの多くが復興事業に携わって収益を上げていたということは事実でございます。

そういったところを踏まえますと、今回の法人税割の減少につきましては、少なからずとも復興事業というものが影響を与えている可能性はあると見ているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 特定帰還居住区域の計画策定につきまして、再質問をいただいております。

こちらにつきましては、議員のご指摘のとおり、法律が成立してから1からスタートするのではなくて、事前にできる分につきましては、しっかりと事前に対応させていただきまして、また早く策定するためには、どういうことができるかということで、国としっかりと協議連携をしながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） モニタリングポストの増設の件でございますが、こちらにつきましては、状況を勘案しながら関係機関と検討・協議してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） グローバル人材育成事業でございますが、来年度につきましては海外ではなく、先ほどご説明申し上げた都内のグローバル研修施設を確保したいという計画をしております。

また、高瀬球場を来年6月、1年以上先になりますけれども、こちらの再開をアピールというところで、今現在どういったことをするのかというのは、具体的には、まだ決めてはおりませんが、ご指摘があったような形でいろいろと企画をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 予算資料のほうからお願いをします。

初めに、10ページ、1番、継続事業ですけれども予防接種事業として、感染症まん延防止のため、各種の予防接種実施のために予算計上がありますけれども、この中で、新型コロナワクチン接種の件ですけれども、ちょっと最近のマスコミ報道では5類ですか、に移行して、診療、接種、入院とも自己負担になるというような報道が

大分されております。

その辺でちょっと伺いたいと思いますけれども、自己負担となれば、国県支出のうち5,639万3,000円ですか、この辺の減額の可能性もあると私は思いますけれども、この辺に関して国のほうから何か通達というか、通知というか、連絡等があったのか。また、今後の見通しでもあれば伺いたいなと思います。

その次に、14ページの20番、水産物のモニタリングというのは、この件で321万6,000円、前年から見れば189万6,000円ですか、増額になっております。これは請戸の魚市場に荷捌き施設ですか、に配備されている放射線測定器、この稼働実態というのは、私個人が知る限りでは、今までなかったような記憶なんですけれども、漁協では、うちは漁協のほうに委嘱とか委託してありますので、漁協の説明ですけれども、現在動かしていないという説明でしたので、前年よりも189万6,000円のアップになる訳、理由、ここら辺はどういう経緯でアップになったのか、これをお願いしたいと思います。

次に、その下の21番、新規事業であります。請戸港で水揚げされた魚介類を活用し、主要都市において有名シェフとコラボしたイベントを開催。また漁業のPR動画を作成とありますけれども、年何回ぐらいの開催で、多分、東京、さいたま近辺かとは思いますが、どこでの開催を予定しているのか。

また、PR動画の作成の件ですけれども、現在、ポスターとかいろんな形で現在でも作成されておりますけれども、この辺の動画関係であれば配信先とか、どの辺で予定なのかを知りたいなと思います。

併せてですけれども、コラボ関係でヒラメが請戸港にあるとメインになっておりますので、その他、地元ではいろんな魚種が、揚がっております。大体どんな魚種を考えて、時期的なものですけれども、要するに、いろんな魚種というなら時期があるので、旬の時期に合わせて開催をしていただければと思うので、この辺もちょっと併せてお願いしたいと思います。

その次に、ページ18、6番。津波被災地整備に伴い用地買収事業ということで、これも継続中でありまして、5,747万8,000円。前年から見れば、かなりの増額になっております。これは買収の要請があったのか、それとも買収の見通しが立ったから増額になったのか。また、地権者約何名分ぐらい、何筆分を予定しているのか。これで一応地権者全員の買収予定が完了するからの金額なのか、その辺も併せてお願いをします。

最後に、22ページ、11番、震災遺構管理運営事業というものです。

けれども、これは総事業として2,955万8,000円という計上ですけれども、これに関しては前年4月から12月までの入館者数、要するに4万2,576人ですけれども、これでどのぐらいの入館料が発生したのか。また、今年度総事業費2,985万7,000円のうち入館料、要するに前年度の実績により見込んでいたかとは思いますが、これが何%ぐらい見込んでいるか。併せて前年4月から12月までの入館料の答弁も、できるならお願いします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、新型コロナウイルスワクチン接種の自己負担でございますが、現段階では国からの正式な通知は来ていないところでございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） それでは、ご質問にお答えいたします。まず、予算資料の14ページ、番号20番、水産物モニタリング事業についてお答えしたいと思います。

こちらの内容といたしましては、相馬の検査機関で実施するものと、議員おただしのおり、請戸漁協が実施するものが含まれてございます。それで、漁協が実施する検査についてですが、これまでの実施状況でございます。令和4年10月18日に第1回目の検査を実施しておりまして、対象魚種はイナダ、ヒラメを実施しています。検査結果は、いずれの魚種もNDだったという報告をいただいております。今後の予定としては、年度内に2回目程度実施予定と聞いてございます。

続きまして、同じページの番号21番ですね。水産業情報発信事業についてお答えいたします。

こちら、ここで何回やるのかということですが、今後、予算を承認いただきましたら、発注の手続に移るのですが、そちらで発注の内容については検討していきたいと考えてございます。首都圏ですね、東京とか、そういったところでもシェフ、料理人とのコラボした請戸の魚または町の産品ですね。大堀相馬駅、そういったものも組み合わせる中でPRをしていきたいなと思っておりますし、飲食店などをお借りして、そういうところでイベントを開催するなども検討していきたいと思っております。

それから、いろいろな魚種があるけれども、こういったものを想定しているのかということがございますが、もちろんヒラメなども取り上げてまいりたいと思っておりますし、シラウオなどもブランド力があると考えておりますので、そういった魚種についても検討

して、効果的なPRにつなげていきたいと考えてございます。
以上でございます。

○議長（平本佳司君） 暫時休議に入ります。
(午前 11時26分)

○議長（平本佳司君） 再開します。
(午後 1時00分)

○議長（平本佳司君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、高野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、買収の要請はというようなことでございますけれども、ただいま数件買っていただきたいというようなご相談をいただいているところでございます。

また、防集全体の残りの面積でございますが、約4.4ヘクタール、筆数は100筆、地権者は約39名でございます。ただ、今回の当初予算につきましては、請戸地区と棚塩地区で虫食いを潰して一つの団地として使いたいというようなところでありまして、こちらにつきましては約1.7ヘクタール、地権者35人で73筆を計上しておるところでございます。

また、今後の見通しはというようなことでございますが、先ほどもお答えしましたが、数件の引き合いが来ておりまして、令和4年度につきましては待ちの状態でございますが、令和5年度につきましては、こちらから積極的に地権者の方にアプローチをしまして、虫食いの状況を潰していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 予算資料22ページ、番号11番、震災遺構管理運営事業のご質問についてお答えいたします。

本年度4月から12月までの入館者数は4万2,766名でございます。12月までの入館料は大体1,000万円弱というところでございます。参考までに、2月までの総数で言いますと4万7,857名、入館料は1,150万円程度となっております。

それから、当初予算における入館料の占める割合でございますが、当初予算では入館料1,020万円ほど収入を見込んでおりまして、大体35%ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 再質問を行いたいと思います。

10ページの1番のほうは了解しました。

それで、14ページの20番の件ですけれども、先ほどの説明の中で大体は了解しているんですけれども、ただ、この件に関して漁業者が、やはり我々が水揚げしたものに対して、現状では先ほど年2回ですか、検査をしたということでありましたけれども、ただ、現状では相馬港のほうでほとんど一手にやっておりますので、ただ、今現状、相馬港で水揚げされたものに対しては請戸地区ではやっていないんですよ。ただ、相馬港でその日に検体が上がらなかった魚種に関しては、我々が請戸港から相馬港まで運搬をして、向こうで計測してもらうという状態になっているんです。

だから、この金額321万6,000円くらいですけれども、ただ、それが年に何回分くらいがあるか、1回の経費というのは私としては分かりませんが、ただ、そのための省力化、我々漁業者が一番、原子力発電所に近いということで、ある程度の予算計上してもらった経緯も分かります。ただ、我々漁業者が相馬港まで相馬で水揚げされていないものに対しては持っていく。何のための機械の購入で我々が要請したのか、これはちょっと意味が不明なんです。ということは、そのための省力を考えるのであれば、やはり役場のほうでもそれだけの、相当のお骨折りをいただいて予算を計上していただいたという経緯を考えれば、やはりできるのであれば、ですけれども、行政指導なり何なりをしていただいて、できるのであれば、これだけのせっかくの機械が導入してあるということであれば、ぜひ利用していただくような方向で考えていただく、このような行政指導も考えられるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

あとその下、21番、これ新規事業になっていきますけれども、ただ、先ほどの説明の中では、大堀相馬焼とか、いろんな関係とコラボレーションをしてやりたいということでありましたけれども、コラボレーションしてやるのは結構ですけれども、ただ、あくまでもこれは新規事業で水産物の情報発信となっていますので、その辺の解釈がちょっと私と違うもので、その辺を再度お願いしたいと思います。

ページ18の6番、これは津波被災地に関することは了解をいたしました。

あと、22ページの11番、これも了解をいたしました。

以上2点をお願いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えいたします。

今、再質問でいただいたように、地元漁業者が効率的に省力化できるような検査が求められると考えておりますので、地元請戸の検査体制、しっかり需要に応じて回数を重ねられるよう、漁協と引き続きしっかり協議してまいりたいと考えております。

続きまして、ナンバー21番で情報発信事業についてでありますけれども、もちろんメインとなるのは魚介類、請戸産の魚であることは、そこがメインになるわけですがけれども、首都圏で浪江をPRする際に、やはりせっかくの機会ですので、浪江の文化、そういったものも含めて発信していきたいと考えておりますので、そのあたりの要素も加えていくことで効果が上がると考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 積極的に指導していただくということで、理解を賜りまして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 予算資料から質問したいと思います。

まず、19ページ、土木費の16番、F-R-E-I周辺環境調査事業で1,000万円が予算計上されています。これは周辺環境整備等の調査、範囲はどの辺までか、あと調査内容はどうなのか、これをお聞きしたいと思います。

あとは、次の17番、町内多言語化促進事業1,481万6,000円、多言語化って何か国語ぐらい考えているのか、あと翻訳機などの有効利用を考えているのかをお伺いしたいと思います。

あと、予算資料の22ページ、13番、復興海浜緑地整備事業、来年度の予算ではどの辺まで工事を進捗予定なのか、これをお聞きしたいと思います。

あと15番、学校給食運営事業、今回大熊町立学校への給食支援事業を追加されました。この支援事業をどの辺まで見ているのか。調理までか、あと配送まで考えているのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

予算概要の19ページのナンバー16、F-R-E-I周辺整備環境調査事業についてでございます。

さきの一般質問等にもございましたように、F-R-E-Iの立地に伴いまして研究者等の居住や交流人口の拡大が見込まれることから、

今後F－R E Iの立地を踏まえた住まいや交通、産業といった、まちづくりのデザインというものを検討していく必要があるというふうに考えております。

こうした中におきまして、まず来年度、その前段といたしまして、F－R E Iに類似した研究機関等が立地したことによる周辺環境整備等に関する先行事例を調査、分析しますとともに、周辺環境整備等に係る基礎調査を行いまして、町が取り組むべき内容につきまして整理するための事業となっております。

なお、今後、具体的な範囲等につきましては、当然、今後国と協議が必要というふうに考えておりまして、国との協議、国との役割分担等も含めまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、町内多言語化促進事業についてでございます。

こちらにつきましては、来年度宿泊施設等へ翻訳ソフト導入等を行うことによりまして、接客のコミュニケーションでありますとか、メニューの多言語化、そういったものの支援を考えてございます。

こちらにつきましては英語を中心に考えておりますが、英語のほか中国語、韓国語といったところをターゲットに置いておりますけれども、これまでの先進事例等も踏まえながら、あるいはニーズ等も踏まえながら、英語のほか必要な言語につきましても対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 予算資料22ページ、ナンバー13の復興海浜緑地整備事業のご質問についてお答えいたします。

当該事業につきましては、令和5年度、6年度、7年度、3か年の整備事業になってございます。まず、来年度につきましては造成事業のほうを発注させていただきまして、一部建物が入れれば建物の工事も入れればというような中身でございます。

続きまして、ナンバー15、学校給食運営事業でございます。

大熊町の町立学校のほうに配食ということになりますが、調理までが調理場で、運搬については大熊町が行うということになってございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに。

15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 15番、紺野榮重です。

歳入歳出の予算資料から質問いたします。

7ページの番号20番、津島支所の150万円、肉祭り等のイベントを実施し、コミュニティの再生を図るといふふうなことで、新規事業なんですけれども、これの、ちょっと説明をしていただきたいといふふうに思います。

それから、13ページの番号18、森林環境譲与税事業で2,000万円、生活保全林内の整備計画を行うといふふうなことですけれども、新規事業なのでどのような事業なのか、説明を願います。

それから、Pの14の番号が22、さけふ化施設等整備事業1億2,100万円、さけふ化施設及び採捕施設に係る造成工場を実施するといふふうなことですけれども、造成工事はどのぐらいの面積であるのか、お伺いをいたします。

それから、15ページの番号が2番、大堀相馬焼振興事業といふふうなことで2,640万円、陶芸の杜おおぼりの維持管理、それから窯元の町内再開支援と、再生を総合的に推進するといふふうなことですけれども、これ新規ですのお伺いをいたします。

そして、町内での再開支援といふふうなことは、場所的にはどの辺に限定をされるのか、お伺いをいたします。

それから、16ページの番号16、木材製品製造拠点整備事業11億3,600万円、製品保管倉庫を追加整備、周辺の環境対策とありますけれども、この中で環境対策といふふうなのはどのような対策なのか、お伺いをいたします。

最後に、16ページの番号19、プレミアム商品券の発行、2億3,800万円、昨年は3億8,000万円の予算だったと思うんですけれども、昨年の予算との違い、そういうふうなことで、どういうふうな違いが出てくるのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 津島支所長。

○津島支所長（横山秀樹君） まず、7ページの20番、津島地区活性化事業の内容でございますが、こちらにつきましては、震災前、津島地区のほうで肉祭りを開催しておったわけですけれども、これが思い出せるようなイベントの開催を計画しておりまして、開催時期につきましては秋頃、それから集客人員としては約100人から150人を見込んでおりまして、活性化センターの屋外でバーベキュー等を実施する計画であります。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

13ページ、ナンバー18の新規事業である森林環境譲与税事業についてお答えいたします。

こちら森林環境譲与税事業は、平成31年3月に創設された森林環境譲与税を財源として全国で実施されている事業となります。中身といたしましては、森林整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進など、様々な使い道に活用できるというところでございます。

当町では、これまで基金に積立してきてきたところですが、令和5年より活用いたしまして、浪江生活環境保全林、いこいの村周辺でございまして、そちらの整備についての年度別計画を策定する予定としております。

続きまして、14ページ、ナンバー22、さけふ化施設等整備事業についてのお答えをします。

こちらの造成面積を質問いただいたところですが、まずさけふ化施設造成面積、これは小野田地区になりますけれども、こちらは6,739平米になります。もう一つのサケ採捕施設は北幾世橋地区になります、そちらに関しましては1,615平米になります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご質問、誠にありがとうございます。

15ページ、資料のナンバー2でございまして、大堀相馬焼事業全般についてご説明いたします。

環境保全や印刷製本、こういった細かいもの、オープンセレモニーの予算なども入っておりますが、大きな中では、陶芸の杜おおぼりを運営していただくための指定管理料と大堀相馬焼の里再生事業補助金、こういうものがございまして。

大堀相馬焼の再生事業補助金といたしましては、井手、小野田、大堀において、窯業の事業再開を支援するという目的でございまして、このエリアで事業を再開する場合、通常事業再開補助金が該当になる場合、その以外の自己負担分の一部を負担するという中身になっております。一旦200万円掛ける3件を計上しております。

次に、木材製造拠点11億円のうち、環境対策とは何かという質問でございまして。

木材製造拠点の予算につきましては、5年前、やや不足した中でスタートし、状況を見ながら粘り強く追加予算の要求をし、めどが立ちました。そういった中で、8億円の防風、防潮、防音の壁を造って、地元の方に迷惑をかけない産業団地にしたいという8億円の予算、そして当初から計画されて計上できなかった東倉庫棟、これ3億円、この予算を計上させていただきまして、両方で11億円とな

ります。

次、ページ16、ナンバー19のプレミアム商品券、昨年との違いでございますが、昨年といたしますか、今年度でございますが、今年度は3万円の県からの補助金と2万円のコロナ補助金を使って5万円のプレミアム商品券を用意し、その1.5倍、すなわち7.5万円の買物ができるというものでしたが、ほかのそういった補助金がありませんので、県の補助金を使って3万円のプレミアム商品券、そして4.5万円の買物ができるというようなプレミアム商品券を令和5年度は計画しております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 再質問します。

津島の肉祭りというふうなことを新しい企画で大変期待いたします。そういうふうな中で、この主催というふうな、どこが中心になってやられるのかというふうなことをお伺いいたします。

それから、森林環境譲与税というふうなことでの2,000万円、これともう一つ、ふくしま森林再生事業1億850万円というふうな、同じこのような森林関係の事業なんですけれども、その違いはどういうふうなことか、お伺いをいたします。

それから、さけふ化施設等整備事業というふうな中では、この造成工事というふうな中で、サケ採捕施設というふうなのは場所が違って、幾世橋のほうに1,616平米というふうなことなんですけれども、この施設が完成する予定というふうなものはいつ頃になるのか、これをお伺いいたします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 津島支所長。

○津島支所長（横山秀樹君） 津島活性化事業の主催ということでございますけれども、こちらは町というか、担当が津島支所になります。

基本的には、業務的には委託で行いたいと思っております。まちづくりなみえとか津島地区の行政区長会等の協力を得ながら、委託で行いたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） それでは、ふくしま森林再生事業と森林環境譲与税事業の違いについてお答えいたします。

まず、森林環境譲与税事業につきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、全国で展開されていて、国として、国民として森林を大事にしていかなくちゃいけないという趣旨の全国で展開されている事業でございます。

一方、ふくしま森林再生事業につきましては、福島県特有の、避難により森林管理ができていない森林所有者に代わって、間伐などの森林整備、あとはそこまでの作業道の整備、表土流出防止対策等を、これは放射性物質の流出対策になると思うんですけども、そういったものを実施していくという福島県独自の、福島県の補助事業を町が実施主体として行っている事業となっております。

当町では令和元年度より実施しており、これまで約80ヘクタールの森林整備を完了しているところでございます。

続きまして、さけふ化事業についてお答えいたします。14ページナンバー22でございます。

こちら、完成時期といたしましては、令和7年度中、令和7年に完成をして、そこで供用開始をして、できれば想定としては令和8年3月、放流に向けて進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 最後のさけふ化施設等整備事業なんですけれども、この造成工事、さけふ化施設と採捕施設というふうなことも造成工事に含まれるのか、そしてまた、その中で北幾世橋というふうなのは、どこのところを造成するのかというふうなことをお伺いいたします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） さけふ化施設等整備事業についてお答えいたします。

まず、造成工事でありますけれども、小野田地区はまずふ化場の造成を実施するというところでございます。そして、北幾世橋の荒井地区におきましては、元の観光食堂周辺に倉庫などを建設する予定となっておりますので、そちらの造成工事を実施する予定となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 5番です。何点か予算資料に基づいて質問をさせていただきます。

まず、13ページの15番、ため池関係であります。

従来から進めておりますけれども、令和5年度にどのぐらいの規模でやられるのか、または今後、令和5年度で全て終わるのか、または継続であるのか、その辺の回答をお願いしたいと思います。

それから、16ページの20番、地域おこし協力隊関係なんですけど、全て一般財源というふうなことで計上されているわけなんですけど、具体的にその協力隊の、何名で、どういったことを行っていくのか、その辺の回答をお願いしたいと思います。

それから、18ページのナンバー3、道路修繕事業関係であります。避難指示が解除になっているところ、今度3月31日に解除になる拠点等、まだまだ修理をするところがあるのかなど。今回1億5,300万円というふうな予算の数字になっているわけなんですけど、町として捉えている数字の何%ぐらい、例えば7なのか、8割なのか、この辺で1回やりたいというふうなことなのかどうか、または全てこれでカバーできるのか、その辺の回答をお願いしたいというふうに思います。

それから、最後になるんですけど、21ページ、ナンバー8、埋蔵文化財発掘調査事業です。

総事業費1億円というふうな、この中でも一般財源が1億5,400万円というふうな、かなりの大きな金額を予定されているんですけど、その内容についてお示しいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） それでは、当初予算の資料13ページ、ナンバー15、ため池等放射性物質対策事業についてお答えいたします。

ため池の放射性物質対策事業につきましては、これまで23ため池で行われまして、一旦そちらの対策は終わったところです。しかしながら、その後のモニタリング調査をいたしまして、再度上昇を確認しているため池がございます。

令和5年度におきましては、その再上昇した関ノ倉、古堤、それから目倉沢第1、第2ため池について、放射性物質対策工事を実施するものとなっております。

今後、事業はあるのかというご質問ですが、継続してモニタリングを行いまして、再度上昇が確認されたため池につきましては、国と協議をしながら対策について進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご質問ありがとうございます。

ページ16、ナンバー20、地域おこし協力隊の中身についてお答えいたします。

まず、今年度は、途中で入った方、途中で抜けた方なども全て含

めますと6人の実績がございます。その中で、大堀相馬焼としては4人、語り部視察対応としては2人でございます。

令和5年度の予算といたしまして、8人分を計上させていただきますが、この語り部視察、大堀相馬焼に限らず、該当のある項目があれば、そこもどんどん当てていきたいと思いますが、差し当たって今言った業務の継続ということがベースになってまいります。

さらには、財源につきましては、ここの計上の中では全部一般会計と一般財源というふうな表現になっておりますが、これは総務省からの事業でございまして、後ほど総務省からお金が戻ってくるということがありますので、全部一財というわけでもございませんということを付け加えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、資料の18ページ、3番の道路修繕事業についてご説明をいたします。

こちらにつきましては、町道曲師前矢沢町線と、あとは南宮上内田線という路線にひもづいた予算のものと、あと道路修繕費、町内全体を見回しての予算を計上しているところでございます。ひもづいた金額は申し上げられませんが、まず全体の道路修繕費としましては5,000万円ほど計上しているところでございます。

こちらにつきましては、現在町で把握しているもの、また後、これからパトロール等で現場を確認しまして修理が必要なところにつきまして、リスト化をして工事をさせていただくものでございます。

したがって、全体的に何%というような把握はしておりませんので、もし議員におきまして、いろいろここが段差あるとか、お気づきのところは遠慮なく申出いただければ、調査の後、対象とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 予算資料21ページ、ナンバー8の埋蔵文化財調査事業についてのご質問にお答えいたします。

主な中身としましては、公共事業埋蔵文化財発掘調査としまして、棚塩地区畜産施設におけます埋蔵文化財調査の、まず今年の令和4年度実施したものの報告書作成委託業務、あと同じく棚塩地区の畜産施設の発掘調査、第3次となります来年度分の発掘調査。それから、一般埋蔵文化財発掘調査になっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 再質問をさせていただきます。

まず、13ページ、15番、ため池関係なんですけど、そうしますと、新規はもうないよと、今後はもう全てこういったモニタリングで上がった部分だけだよというふうなことでの理解でよろしいかどうか、再確認です。

それから、16ページ、ナンバー20の地域おこし協力隊、令和4年ですと6人でプラスマイナスがあったよと。参考までなんですけど、途中で辞められた方の理由が話せるのであれば、ちょっとお話をいただければなというふうに思います。

それから、18ページのナンバー3の道路修繕関係なんですけど、これはよく私申し上げるんですけど、ここをやってもらいたいという要望があったときに、今はすぐできないんだと、こういう理由があった場合に、取りあえずそういった説明を先にさせていただいて、予算が例えば令和5年度できなくて、次年度になりますよとか、そういった内容のお話を、ぜひ、していただきたいなと。といいますのは、言っても何にもやってくれないんだというふうなことで、町民の方が言われるのが一番困るところですから、そこはぜひお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ため池放射性物質対策工事について、今後新規はないのかというご質問にお答えいたします。

基本的に、解除区域、それから特定復興再生拠点区域の受益農地に関するため池についてはないと考えておりますが、今後それ以外の、特定復興再生拠点区域以外の農地に受益するため池もありますので、そちらで営農再開が進むということになった際には、そういったところは検討するようになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 地域おこし協力隊は、原則として3年まで勤められるんですけど、なかなか3年ずっとやる方というのはあまりなくて、出入りが激しいというのが現状であります。

やはり辞める理由としては、遠くから来ていますから、家族の理由だとか、もっといい仕事が見つかったとか、そういう理由でございます。

なるべく長い間全うしていただきたいなということでケアを続けております。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに。

1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） いろいろ質問があったんですけども、私のほうからは2点だけ質問させてください。

予算資料の6ページの10番、地域集会施設修繕事業あるんですけども、ここは今現在、避難解除されているところは当然なんですけれども、今後、今年度から拠点区域の解除を行いまして、新たに津島地区、大堀地区とか、解除地区の当然集会所も対象になると思うんですけども、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

もう一つなんですけれども、予算資料の9ページ12番、生活支援バス事業、これで見ますと、二本松、本宮、南相馬市において生活支援バスを運行していきます、ということは今までもやっていたと思うんですけども、今後、先ほど私が言いましたように、復興拠点の解除によって、津島地区、室原地区、末森地区にバス停を配置して生活支援バスの運行をするとあるんですけども、まず一つ、その運行計画がもし今あるのであれば教えていただきたいのと、あとバス停は具体的にどの辺を指しているのか、その質問をさせてください。回答をお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 6ページの10番の集会施設修築事業費補助金の件ですが、こちらにつきましては、ここに記載のとおり、集会所の改修、外構整備、備品購入等であれば、それに対して補助が出るようになっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 9ページのナンバー12の生活支援バス事業につきましてお答えいたします。

31日の避難指示解除に向けて今協議をしている段階なんですけど、今後行われる公共交通会議で承認を得られましたら、こちらのほうに設置する予定でございます。

場所につきましては、津島地区につきましては活性化センター、室原地区につきましては防災拠点、あと末森地区につきましてはもみの木広場を予定してございます。そのほかに加倉のスクリーニング場にも要望がございましたので、こちらにも設置を予定してございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 先ほどの集会施設への補助の関係ですが、1点補足させていただきたいと思います。

賠償を受けている部分については、その部分は除かれることになり
ますので、その辺はご注意願いたいと思います。

○議長（平本佳司君） 1番、武藤晴男君。

○1番（武藤晴男君） 先ほど質問の中で、当然帰還困難区域が解除さ
れた地域の残存する集会所、そちらも当然該当になるということ
でよろしいでしょうか。

それともう一つ、停留所については理解しました、生活支援バス
のね。ただ運行、例えば南相馬から浪江に来て、あと相互間ありま
すよね。二本松から福島経由で来て南相馬に行くとかというのも考
えているのかどうなのか、ちょっと質問したいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 集会所の補助の件ですが、先ほど申しまし
たように、基準に合致するものであれば解除後の集会所も該当いた
します。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 南相馬、浪江町間につきましては南相
馬から室原までで、津島のほうにまで運行、行くことはちょっと困
難ということで考えてございます。その場合については、デマンド
タクシーを利用させていただきたいというふうに考えてございます。

二本松から浪江につきましては、津島を経由し、室原、末森、加
倉を通りまして町中という形で、帰りの便もそのルートで帰るよう
な形になってございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 1番、武藤晴男君。

○1番（武藤晴男君） 分かりました。運行計画については分かり次第、
町民に示していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） ほかに。

2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 何点か質問しますけれども、まず歳出の予算書
から、108ページ、民生費の目2の老人福祉費、その中の報償費
1,967万3,000円、敬老祝い金となっているんだけど、去年はど
のぐらいだったのか。

あと、次が歳入歳出予算資料の中の8ページ、5番、予算書108
ページの復興公営住宅サポートセンター運営事業3,716万8,000円、
これ、去年あたりはコロナ禍だからできなかったと思うんだけど
も、この金額の出した根拠を聞きたい。

次が9ページの16番、コミュニティ助成事業、これ、すごく大事
な事業なんですよ。一応、今若い人なんかも随分商工会とか関係

の青年部とかいろいろ、あとは環境とかそういう感じでやっているんだけど、1,290万円ほど作ってありますけれども、去年の実績、加えて今年この作った金額というのは、今から若い人にやらないと、数字的に仕事をやってもらわないと、やっぱり人口も増えていかないと、そういう部分にも力入れてほしいんで、その中の根拠をおっしゃっていただけますか。

以上です。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 敬老祝い金につきましては、80歳から84歳につきましては7,000円で889名を見込んでございます。85歳から89歳が8,000円で725名、90歳以上で1万円ということで645名を見込んでございます。あと、100歳になられた方については10万円で12名を見込んでございます。

続きまして、サポートセンターの事業につきましてですが、こちらについては、今年度はコロナ禍の影響がございまして、訪問等がちょっとできなかった時期がございました。その場合につきましては、電話等で連絡をしながら状況を確認し、必要な世帯については訪問活動を実施しているところでございます。

続きまして、コミュニティ助成事業につきましては、今年度で27件ほど申込みがございました。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。ほかに。

13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 予算資料で質問します。

11ページの番号14番、仮設トイレ借上設置事業ですけれども、15か所の場所はどこか、改めてお伺いします。

また、誰がどのような頻度でどのように管理をしているのか、お伺いします。

飛びまして、20ページの番号2番、趣旨は理解しますが、なぜ今までやらずに今年度の新規予算になったのか、経緯をお伺いします。

また、町内の消火栓、防火水槽は各何か所の設備調査を行うのか、それと特定復興再生拠点区域の扱いはどんなようになっているのか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 予算資料11ページの番号14番ということで、仮設トイレの設置場所でございます。

令和5年度は当初予算計上でまだですので、令和4年度の実績で申し上げますと、まず15か所ございまして、室原消防屯所、それか

ら昼曾根消防屯所、そして東郡電子、南津島の集会所、それからJ A津島の支所、手七郎の消防屯所、津島集会所、羽附集会所、陶芸の杜おおぼり、櫛平墓地入り口、それから広谷地の墓地、長安寺の駐車場、114から399のほうに折れまして弁慶岩というところございまして、そこに1か所、それから羽附の防火水槽付近、末森の集会所ということで、計15か所になっております。

管理のほうでございませうけれども、令和4年度につきましては株式会社泉田組のほうに発注してございまして、そちらのほうでトイレの清掃につきましては旧来、週1回という頻度で実施させていただいたところでございますけれども、それまでの経過で様々な方々から少し汚れているというお話をいただいたこともございまして、昨年10月に変更契約いたしまして、週2回としているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 20ページ、2番の消火栓等設備調査事業の件でございますが、まず、なぜ今年度になったかということでございませうけれども、避難指示が解除になりまして消防団活動が盛んになってきたということもありまして、消防団のほうからこういった消火栓なり防火水槽の不具合があるというような報告を受けるケースが多くなってきております。そういった関係で、今年度財源措置をしまして、来年度事業を開始するというような経緯に至ってございませう。

それから、箇所数ですが、消火栓のほうは283基、防火水槽のほうは52基を予定してございませう。もちろん、こちらのほうは特定復興再生拠点を含めまして町内全域での調査を予定してございませう。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 私のほうからは5点ほどご質問させていただきます。

まず、予算書の135ページ、6の4農業振興費なんですけれども、本年度予算が1億5,688万7,000円、前年度予算が10億9,700円となっているんですけれども、ここで9億4,000万円の減になっているんですけれども、そのちょっと理由、これだけ予算が落ちたという理由と、農業振興のための施策というのは、もうこれで完全に完了した、十分だというふうな予算を取ったのかどうかの確認をします。

2点目は、同じく営農再開支援事業、これは前年と今年とで同じ

ような予算、9億6,000万円と9億8,000万円というふうなのですが、今回の補正予算でここの営農再開支援事業費が2億円の減額の補正を組んでいるんですね。資料のほうの12ページのところに農林水産業費のいろんな項目が載っていますけれども、例えば3番目の新規就農者確保促進事業が、前年度は8,600万円組んでおいて、今回は5,600万円。もう一個言いますと、7番の地域農業活動推進事業、これが前回1億5,000万円で、今度は1億8,000万円に上がっていると。ところが、これ補正予算では1,500万円の減額になっているんですよ。

ここの地域活動推進費だけを取れば、今回3,000万円プラスの予算を組んでいるのに、前回、去年の予算からは1,500万円不用額で減額になっている。それは予算の組み方でいいと思うんですけども、これ多分、今年も同じふうに組んでいけば、同じような予算でやっていけば、当然これ減額になるようなことになってしまうんで、この辺、新たにこの予算をうまく消化できる、利用できるというような施策があるのかどうか、お尋ねします。

3番目が予算書の145ページで、目が商工振興費なんですけれども、節の18の負担金、補助及び交付金のところで、浪江町町内再開事業者光熱水費補助金を予算として組んでいるんですが、現状を考えると、これだけ光熱費が上がってきて、一般的に世間を見れば、こういったものの負担で廃業になっているところが相当増えている今現状なものですから、ここの予算が実はこれ光熱費が100%補助しているわけではなくて、上限があるんですけども、ほぼ約2分の1程度の補助金になっているんですけども、やはりこの現状を考えて、ちょっとこの辺の予算、もちろん補正ではいいんですが、少し補助を上げてあげて、ちょっと浪江の今再開している事業者の手助けをしたらどうなのかなというふうに思いますので、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと。

それと、そこの一番下の共同配送事業補助金、これ210万円組んでいるんですが、ご存じのとおり佐川とヤマト便以外は浪江には来ないと。西濃、第一貨物、主な大きなところが来ていないと。それで非常に困っているということで、共同配送のいろんな経産省の補助金を使いながらやっていて、その補助裏分と言ったらおかしいですけども、残った分は町のほうに補充していただくということになっているんですが、これ年間経費が600万円、実は固定でかかっている、その4分の3が経産省の補助、それでその残りが個人負担と言ったらおかしいですけども、共同配送事業をやっている人の負担になっていて、その辺も物すごく負担が大きくなっていると

ころであります。

そんな意味から、これ去年と同じような予算についてきているようですが、この辺もちょっと予算的にその辺の事情を加味してやっていただいたのかどうかというのを確認です。

それと、3点目の中で、さっきプレ券の件がちょっと出たんですけども、去年5万円で今年は3万円というふうな話をしたんですけども、これ、どうして5万円にならなかったのか。

財源の内訳を見ると、国と県、それとその他で一般財源に分けているんですけども、去年の予算書を見ると、一般財源のほうも結構これよりも多く出てつくっているんで、ちょっとこれは今年の状況を見ると途中で売り切れになったというようなものですから、この辺やはり予算をもうちょっと補正で上げていただいて、今年と同等のものをやっていただけたほうがいいのかと思うんで、その辺の考え方を課長にお聞きしたいと思います。

最後に、F-R-E-Iの件なんですけれども、あんまり大きなことではないんですけども、資料の19ページの15、16、17、それと照らし合わせて予算書の159ページ、ここで15番、16番、17番の合計が予算書の159ページの、要するにこれ12節委託料の2,481万6,000円とちょっと数字が合わないんですね。どの分が合わないかというと、資料の13ページのF-R-E-I立地推進事業の320万円がどこからこれ入ってきているのか、ちょっと分からないので、その辺の説明をお願いします。1回目はここまでです。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） まず、予算書事項別明細の135ページの予算が大幅に9億円ほど落ちた理由についてお答えいたします。

こちらに関しましては、令和4年度において育苗施設を整備いたしましたので、その分の減額分が大きく影響しているものと考えております。

また、農業振興費が十分かどうかというご質問ですけれども、現在の営農再開状況は20%を少し超える程度ということでございますので、そういったところをしっかりと営農再開率を上げていくために、現在つかんでいる需要の見込みプラス、来年度になってから面積を増やしたいという方への対応ができるように、プラスアルファという内容にしているんですけども、足りないとなるぐらいに営農再開を進めることができるよう、しっかりと進めていきたいと考えております。

また、同じく事項別明細137ページの営農再開支援事業とか、そういったところも減額しているというところの内容、それから新規

就農関係も関わるんですけれども、まず営農再開支援事業につきましては、令和7年度に60%の再開率を目標に進めている事業でございます。その意味では、先ほどの説明と同じくなるんですけれども、現在地域で見込まれている可能性のある農地を、今後活用の可能性の上がる情報を加味して予算を取っている状況ですが、令和4年度においていろいろな事情がございまして、各地域でそこまで想定まではできなかったというような状況もあったので、減額させていただいたところでありまして、こちら県、国、それから官民合同チーム、農協、そういった関係機関と連携を取りながら、営農再開の面積を拡大できるよう進めてまいりまして、しっかりこの予算を執行できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご質問ありがとうございます。

予算書145ページ関係でございますが、光熱水費補助、これについてのご指摘でございます。

これは数年やっけていまして、浪江に帰ってきた方に電気料、水道料を出してあげるといふ予算でありまして、日を追うごとに件数がかさみ、もうかっているところも、もうかっていないところも全部一緒くたに出してきていて、このままで、どんどん増えていってやり切れるんだらうかということがありまして、議会の皆様にも諮りながら金額を減らしていくという形を考えておりまして、2分の1、さらには4分の1にしてフェードアウトしていくという当初の予定でございました。

しかしながら、現状がこのように変わってきたときに、このままでいいのかということもございまして、議会の皆様に相談しながら、どうすべきか、令和5年度については考える余地はありと考えておりますが、一旦4分の1という形で予算を計上させていただいております。

2番、共同配送につきましては、4分の3を経産省、4分の1を払えないのは、財務省で全部が全部払ってやるのもおかしいだろうということで、4分の1は自己負担しなさいという趣旨でございますが、その4分の1に関してなるべく出していけるような方策を取っていきたい。ただ、あまり執行額が足りないのは、使う人が少ないということですので、使う人がある条件以上、月何回という条件を超えたならばこのお金が出ますので、どんどんお声をかけて使っていただきたいなと思っております。

次に、プレ券の3万円につきましては、これは県から5年越しで

いただいているお金がもう来年度でなくなるものですから、それでやっていったということで、昨年はコロナ交付金などもあって、それも充当して5万円できました。しかしながら、やはり単費でこれをするべきかということになりますと、なかなか議論もありますので、一旦3万円では今回はやらせていただきたいなということでございます。

次に、私ちょっと質問を勘違いしていたらごめんなさい。16ページの合計額が合わないというお話は別な課ですね。

間違えましたので以上です。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 渡邊議員のF－R E Iに関するご質問についてお答えいたします。

この予算資料の19ページの15番、16番、17番と予算書の159ページとの関係についてでございます。

まず、予算書の159ページの委託料についてご覧いただきたいんですけれども、これが2,481万6,000円というふうなところでございますけれども、こちらにつきましては予算説明書の16番のF－R E I周辺環境調査事業、それから町内多言語化促進事業、これ、いずれも委託でございますので、合わせると2,481万6,000円というふうなことになっております。

それ以外、予算書の機構推進事業費、7番の報償費、それから次の8番の旅費、10番需用費、11番役務費、それから13番の使用料及び賃借料の合計が予算説明書の15番のF－R E I立地推進事業320万3,000円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） その回答、お待ちしております。

まず、1番目の農業振興費に関してですが、だから減額は育苗施設の8億円幾つが下りたというのは当然分かっているわけで、私が意図としたいのは、農業振興費がこれだけ減って、農業振興はもうこれで終わりなんだと、振興に関する事業に関してはもうこれで十分なんだという見解なのかどうかということなんですよ、お尋ねしているのは。

例えば、今までカントリーエレベーターを造りました、育苗施設を造りました、もうこれで事業再開、農業に関しては万全なのかと。万全でないなら、何で今回予算に新しい事業を入れなかったのかというのが1点。

2番目の農業再開支援事業の質問の意図は、今年と去年と同じよ

うな予算をつけていて、それで補正で3,000万円以上減額させていると。それで、事業を見ると全部継続で、何の新しい戦略も見えてないのに、まだ減額になるようなあれなんでないかということなんですよ。

ですから、例えばこういった補助金が使えないというのは、使い勝手が悪いのか、補助金がやろうとしている人に必要なものなのかというのを検討していないで予算をつけたら、また同じになりますよということをお話ししたいんで、その辺の戦略はお持ちなんですかということなんですよ。

3つ目の光熱費、共同配送、プレ券に関してなんですが、これは課長のほうから今的確なご指示があって、やはりフェードアウトする補助金、これはもう100パー、50パー、75パーというふうに落ちていくのは当然だと思うんですけども、ちょっと状況が変わりましたよねと。ちょっと今年で状況が変わりましたよね。ちょっと光熱費が異常に上がってきましたよね。そのときにもう一回、例えば2分の1を続けていくとか、そういった形のものを取ったほうがいいのかなということで、ちょっとお伝え申し上げました。

それと、F-R-E-Iの件は分かりました。分かったところで、そのF-R-E-I立地推進事業、要するに15番でF-R-E-I立地を円滑に進めるため、国の用地取得の支援や町内の機運を育成するためのセミナー等実施する。旅費交通費とか、講師とか、いろいろあるんですけども、これ具体的にどんなことを今計画してこの予算をつけたというのをお尋ねします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 1点目の予算の中身、十分なのかどうかというところでございますけれども、皆さん地域の農家の方、一定数再開を果たされている方もいらっしゃいます。その後、現状やはり担い手の高齢化や、どうやって地域で生産者を育てていくかという新たな課題も出てきておりますので、令和5年度においては新たな担い手を獲得のところは力を入れていきたいなと思っておりますし、新規法人誘致なども、そのあたりはしっかりやっていきたいと。

ただ、今継続して取り組まれている内容も大事なものでございます。地域の農地をしっかりと守って、ちゃんと営農再開につなげていくということも大事でございますので、そちらはしっかり補助事業を活用していきたいなというふうに考えております。

2点目の予算の考え方ということでございますけれども、全く前

年度と同じものを行っているということではなくて、日々いろんな関係機関としっかり議論はしているところでもありますけれども、なかなか農業に置かれている厳しい状況もございますが、その中でしっかり地域の農業が発展していけるように、新たな施策も継続して生み出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 渡邊議員の事業者への支援についてお答えいたします。

昨今の食料品の価格の高騰でありますとか、燃料費等の高騰の高止まりにつきましては、住民生活や産業への大きな影響を及ぼしているというふうなことで認識しているところでございます。このため、昨年9月の議会におきまして、原油価格等の高騰により影響を受けている事業者に対する支援についての事業を展開させていただいているところでございます。

また町では、先ほどご質問いただきましたとおり、独自の支援ということで町内の事業者への光熱水費の補助でありますとか、あるいは食材仕入れに対しても補助を展開しているところでございまして、様々な対策を講じているところでございます。

このような中、物価高騰は今、まさに世界的に影響を受けているというようなところで、今現在、国や県でも様々な事業が展開されておりまして、例えば飲食店応援キャンペーンでありますとか、商店街への支援のキャンペーンであるとか、あるいは今月から夏の電化製品に向けた支援等の対策も講じられているようなところでございます。

町といたしまして、財源も限られておりますので、国や県の対策の効果や今後の対応等も踏まえながら、今後の町の対応について検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、F-R-E-Iについてでございますけれども、事業説明資料の15番、F-R-E-I立地推進事業についてでございます。

こちらにつきましては、主に2つの事業がございます。

1つ目が、事業概要にありますとおり、F-R-E-Iの立地を円滑に進めるために国の用地取得の支援をするというふうなことで、これはまさしく今後国がF-R-E-Iの本施設の用地買収に入るわけですが、これにつきましては、やはり町職員と一緒に帯同してしっかり対応していくというふうなことが必要かと思っておりますので、当然県外に避難されている方もいれば、県内各地に避難されている方もいるというふうなことで、町職員が国の職員とともにし

っかりF－R E Iの用地の取得に向けて対応していくというふうな意味で、その辺の旅費等の対応が必要であるというところが1点目の事業でございます。

併せまして、2点目のセミナーの関係につきましては、これは渡邊議員のほうからご質問いただいておりますとおりとおり、例えばO I S Tであるとか、つくばの方々をお招きして、そういった先進事例を講師として呼び出して、皆さんで聞きながら町内の意識醸成を図っていくとか、そういった取組をぜひ展開することによって、町全体でF－R E Iへの取組が今後進んでいくように我々はしていきたいなというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 4点のうちで、今副町長からご説明いただいた件は了解しました。まず、計画を進めてください。

それと、農業のほうにちょっといろいろな視点があって申し訳ないですけども、自分の考え方とすると、やっぱり浪江は農業の町だと思っています。やっぱり農業の復活をすることが浪江町の復興に大きく関わるんだと思います。

何を申し上げたかったかという、田畑を利用するときにはせっかく今復興牧場が出来上がりつつあるんで、例えば農地を使ってデントコーンづくり、要するに餌をつくるようなものを今始めておいて、それに関する補助制度だとか、そういったものを少し前もって整備していったほうがいいのかなど。そのためのこういった予算編成をしておいたら、いざというときに始まってもなかなかできないと思うんで、その辺ちょっと答えをいただきたいかったなというところが1点です。ちょっとその辺で、課長のほうでお話があればお答えください。

以上、再々質問は1つだけです。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 11番、渡邊泰彦議員の再々質問について、私から答弁をさせていただきます。

今課長が答弁をさせていただきましたが、令和5年度の農業支援についてのおただしであります。

当町は農業について終わりではありません。減額しているというご指摘がありました。ほ場整備事業等々、そして今ご指摘があった復興牧場との連携、トヨタとの連携もでございます。

今この地域、被災12市町村の農業を取り巻く環境というのは非常に厳しい状況でありますから、新たな国・県と広域的な農業につい

ての新たな知見についても今後議論がなされていくかと思えます。

用地や用水、排水と、あらゆる農業の今避難の中での環境については、一言で表すことができません。

今後、議会の皆様にも新たな異次元的な農業についても我々ご提案申し上げながら、しっかりとしたこの浪江の農業について今後前に進めてまいりたいと思っておりますので、どうか一つご理解をいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第31号 令和5年度浪江町一般会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第31、議案第32号 令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第32号 令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第33号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第32、議案第33号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第33号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第33、議案第34号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第34号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第35号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第34、議案第35号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第35号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第36号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第35、議案第36号 令和5年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第36号 令和5年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第37号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第36、議案第37号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第37号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第38号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第37、議案第38号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第38号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第39号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第38、議案第39号 令和5年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第39号 令和5年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第40号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第39、議案第40号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第40号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第41号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第40、議案第41号 令和5年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第41号 令和5年度浪江町水道事業会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。
-

◎請願・陳情審査報告

- 議長（平本佳司君） 日程第41、請願・陳情審査報告を議題とします。
-

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を議題とします。

付託中の委員会から、タブレット端末の格納のとおり審査報告書が提出されております。事務局長に朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

- 議長（平本佳司君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

産業・建設常任委員会委員長、紺野則夫君、登壇をお願いします。

紺野則夫君。

[産業・建設常任委員会委員長 紺野則夫君登壇]

○産業・建設常任委員会委員長（紺野則夫君） 請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願の審査結果について説明を申し上げます。

福島県の2022年度地域別最低賃金は、前年より30円引き上げられたものの850円であります。加重平均の961円よりもさらに低い金額のため、勤労者の生活は依然厳しい環境であります。

その状況を踏まえ、当委員会では、福島県最低賃金の引上げ、早期発効により、一定の賃金水準を確保する必要があると判断いたしました。

よって、本請願については、その趣旨が十分に理解できるものであり、事務局長朗読のとおり採択すべきと決定したものであります。議員各位のご賛同、よろしく願いたします。

○議長（平本佳司君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 委員長、お疲れさまです。

ちょっと質問を2点ほどさせていただきます。

陳情と一緒に資料をいただいたときに、2022年度地域別最低賃金改定状況の専門部会と審査会の採決状況を見たんですが、労働者ではなくて、要するに雇用者のほうがほとんど採択に反対をしている状況です、専門部会も審査会も。

もう一つは、確かにその八百何十円という値段を聞けば安いというふうに思うんですが、要するにこの金額に関して、例えば浪江町であれば浪江町の現状を見て、これを採択するか、しないかというふうにしていくのかなと私は思っております。

浪江の今現状を見ますと、この最低賃金からもうほとんど離れておりまして、大体、今平均1,250円から1,350円ぐらいで実は推移しておりまして、使うほう、要するに雇用するほうはかなり逼迫しているというのが現状だということは認識しておりまして、その辺をちょっと委員会のほうではお話ししたのかなという質問をさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 紺野則夫君。

○産業・建設常任委員会委員長（紺野則夫君） 今、渡邊議員のほうから質問がございましたけれども、浪江町のいわゆる問題ばかりではありません。当然、福島県の最低賃金の中身でございますので、浪江の現状を鑑みながらの議論はいたしません。したがって、福島県の最低賃金の引上げだというふうなことでご理解願いたいと思います。

それから、雇用者側についてでございますけれども、いわゆる雇

用者側というのはやはり努力、当然その会社の経営、運営、非常に大変だと思えますけれども、やはり努力するというのが賃金の引上げでございますけれども、これが経営者の役割なのかなというふうに私は考えております。したがって、当委員会の中では経営者側に立った、いわゆる議論はしておりません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を採決します。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、請願第1号については採択とすることに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第42、発委第1号 浪江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（平本佳司君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐々木茂君、登壇でお願いします。

〔議会運営委員会委員長 佐々木茂君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐々木茂君） 提案理由を説明いたします。

発委第1号 浪江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定の提案理由について申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法律の対象から除か

れている議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第1号 浪江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第43、発委第2号 浪江町議会委員会条例の一部改正について議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（平本佳司君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐々木茂君、登壇でお願いします。

〔議会運営委員長 佐々木茂君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐々木茂君） 提案理由をご説明申し上げます。

発委第2号 浪江町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由について申し上げます。

浪江町課設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を変更するため、所要の改正を行うものです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第2号 浪江町議会委員会条例の一部改正について
を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第44、発委第3号 浪江町議会会議規則の
一部改正について議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（平本佳司君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の
説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐々木茂君、登壇でお願いします。

〔議会運営委員長 佐々木茂君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐々木茂君） 提案理由を説明いたします。

発委第3号 浪江町議会会議規則の一部改正の提案理由について
申し上げます。

浪江町議会のデジタル化政策の一環として、会議録の配布方法に、
電磁的記録により作成された会議録を電磁的方法により提供するこ
とを包含するため、所要の規定の整備を行うものです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第3号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第45、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（平本佳司君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の紺野則夫君、ご登壇をお願いいたします。

紺野則夫君。

〔7番 紺野則夫君登壇〕

○7番（紺野則夫君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

ただいま事務局長朗読のとおりであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
-

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

- 議長（平本佳司君） 日程第46、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長より及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、タブレット端末に格納した申出のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査にすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査とすることに決定いたしました。
以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。
-

◎町長挨拶

- 議長（平本佳司君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月7日の本定例会開会以来、熱心にご審議いただき、提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提案につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

また、このたびの一般質問では、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域に関する事、産業の復興等に関する事、F-REIや中心市街地整備に関する事、町の将来に関する事など、提案を含めご質問をいただきました。

いずれのご質問も大変重要なものであり、町として真摯に受け止め、今後の町政執行に生かしてまいりたいと考えております。

さて、東日本大震災から12年が経過いたしました。

山積する多くの課題がある中、浪江町復興計画第3次に掲げる将来像を着実に実現するために、令和5年度当初予算につきましては、

次の9点の重点施策を意識し、編成をさせていただきました。

1点目は、農林水産業の再興、新たな産業と雇用の創出でございます。

2点目は、子育て環境・学校教育・生涯学習環境の充実であります。

3点目は、帰還困難区域の再生であります。

4点目は、浪江駅周辺を核とした中心市街地整備であります。

5点目は、防災・安全の強化であります。

6点目は、ゼロカーボンシティの推進であります。

7点目は、健康づくりの推進であります。

8点目は、帰還支援及び移住定住の推進であります。

最後になりますが、9点目は、F-R-E-Iの立地を踏まえたまちづくりでございます。

これらにつきましては、いずれも重い課題ではありますが、解決に向けて前進し、魅力的なまちとなりますよう、全庁一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、予算整理のため、令和4年度一般会計及び特別会計の最終補正予算については、3月末で専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いを申し上げます。

結びに、春の息吹を感じる今日この頃になりました。議員各位のご健勝と、さらなるご精励をご祈念申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。

令和5年3月15日。浪江町長、吉田栄光。

◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年浪江町議会3月定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午後 2時59分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署名議員 高 野 武

署名議員 渡 邊 泰 彦

署名議員 松 田 孝 司